

# 第36回岩手県文化芸術振興審議会

日時：令和6年2月14日（水）14時～

場所：岩手県公会堂 2階 21号室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 議 題

#### (1) 議 事

- ① 「第3期岩手県文化芸術振興指針」に基づく令和5年度の取組結果について
- ② 文化スポーツ部文化振興課における令和6年度の主要事業について

#### (2) 報 告

- ① 「いわて県民計画（2019～2028）」の進捗状況について
- ② 「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」について

#### (3) その他

### 4 そ の 他

### 5 閉 会

## 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿

○ 第8期岩手県文化芸術振興審議会委員

(任期：令和6年10月31日まで)

No	氏名	所属・役職等	出欠
1	あずま 資子 東 資子	岩手県文化財保護審議会 委員 一関市教育委員会文化財課	○
2	いしだ ともこ 石田 知子	公益財団法人岩手県文化振興事業団 理事長	○
3	いたがき たかし 板垣 崇志	しゃかいのくすり研究所 代表	○
4	うえかき つよし 上 柿 剛	公益社団法人全国高等学校文化連盟 会長 岩手県立盛岡第四高等学校 校長	○
5	おがわ しげき 小川 茂樹	株式会社久慈設計 取締役専務執行役員	○
6	くまがい つねまさ 熊谷 常正	岩手県文化財保護審議会 委員 盛岡大学文学部 名誉教授	○
7	さとう きょうこ 佐藤 恭子	岩手県立大学盛岡短期大学部 准教授	Web
8	しばた かずこ 柴田 和子	一般社団法人岩手県芸術文化協会 会長	×
9	たぐち ひろこ 田口 博子	岩手大学教育学部 非常勤講師 岩手県弦楽研究会 会員	○
10	たけむら なるき 竹村 育貴	岩手デザイナー協会 会長	Web
11	にいぬま ゆうこ 新沼 祐子	盛岡市民文化ホール 館長	○
12	ひらさわ ひろし 平澤 広	萬鉄五郎記念美術館 館長	○
13	ひらやま とおる 平山 徹	岩手県民俗芸能団体協議会 副会長 大船渡市郷土芸能協会 会長	○
14	ますぶち としゆき 増淵 敏之	法政大学大学院 教授	×
15	もとむら けんた 本村 健太	岩手大学人文社会科学部 教授	○

(令和6年2月14日現在、敬称略、五十音順)

○ 事務局（関係機関）

部局	所属・職	氏名	出欠
教育委員会事務局 生涯学習文化財課	主任指導主事兼 上席文化財専門員	大 沢 勝	○
盛岡広域振興局 経営企画部	主幹兼特命課長	小野寺 こずえ	Web
県南広域振興局 経営企画部	特命課長	阿 部 恵 一	Web
沿岸広域振興局 経営企画部	特命課長	鈴 木 修	Web
県北広域振興局 経営企画部	特命課長	小 川 哲 也	○

○ 事務局（文化スポーツ部）

部局	所属・職	氏名
文化スポーツ部	副部長	加 藤 勝 章
	文化振興課総括課長	武 蔵 百 合
	文化芸術担当課長	鈴 木 亨
	主幹兼文化交流担当課長	金 亜 希 子
	世界遺産担当課長	半 澤 武 彦

# 「第3期岩手県文化芸術振興指針」に基づく令和5年度の取組結果について

資料 1

## 《施策の柱》

<b>1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進</b> (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進 (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進 (3) 民俗芸能の保存・継承の支援 (4) 文化財等の保存と活用 (5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進 (6) 文化芸術を通じた交流の推進	<b>2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備</b> (1) 県民の文化芸術活動の推進 (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施 (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞の機会の提供と文化芸術活動の支援 (4) 若者の文化芸術活動の支援 (5) 高齢者の文化芸術活動の支援 (6) 障がい者による文化芸術活動の支援	<b>3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信</b> (1) 県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信 (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載 (3) 国内外における公演や展示などへの支援 (4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施	<b>4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築</b> (1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成 (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成 (3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援 (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充 (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築	<b>5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進</b> (1) 障がい者による創作性あふれる創作活動の支援 (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実 (3) 県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報発信 (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載 (5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
---	---	--	--	---

(朱書部分が第35回審議会(10/2)からの追記等箇所)

番号	施策の柱との関連					事業名	事業概要	予算額(千円) (当初)	取組状況
	1	2	3	4	5				
1		●				いわて暮らしの文化特別知事表彰	文化芸術活動を奨励するため、県民の日常生活に密着した文化的・芸術的な活動に、長年にわたり取り組んだ者等を対象とした顕彰を実施	320	・被表彰者を決定の上、年度内に表彰式を実施予定
2			●		●	地域文化芸術活動支援事業費	本県の特徴ある文化資源を国内外に発信するため、ホームページ「いわての文化情報大事典」を運営	1,168	・ホームページ、Facebook、Twitterを活用した文化芸術情報を発信
3	●	●	●			民俗芸能伝承促進事業	民俗芸能の保護・伝承活動の普及啓発を図るため、『第65回北海道・東北ブロック民俗芸能大会』（北海道恵庭市）に本県の団体を派遣	651	・R5.10.29 『北海道・東北ブロック民俗芸能大会』（北海道恵庭市） ・本県からは八木巻神楽（花巻市）が出演
4		●				文化芸術創作活動奨励事業費	文化芸術活動を奨励するため、優れた芸術・美術活動を行った本県在住者等を対象とした顕彰を実施	1,256	・令和4年度岩手県芸術選奨受賞者：1名 ・令和4年度岩手県美術選奨受賞者：5名 ・表彰式：R5.11.24（知事公館）開催
5	●				●	いわてアーツコンソーシアム推進事業費	「官民一体による文化芸術推進体制」の構築の推進や、文化芸術を支える人材育成を実施	8,017	・「官民一体による文化芸術推進体制」に向けた関係団体等からの意見聞き取り及び岩手文化芸術推進チームへの状況共有。 ・文化芸術を支える人材の育成を目的とした「アートマネジメント研修」の開催 第1回 R6.01.25 「文化施設を拠点とした文化の町全体への波及について」（40名参加） 第2回 R6.03.14（予定） 「文化芸術による地域活性化（仮）」
6	●					いわての文化国際交流推進事業費	国内外に本県の魅力を発信するため、マンガやアニメを活用した情報発信や交流事業を実施。	6,463	・『ミセテイワテ動画コンテスト』の開催 募集期間：R5.8.1～R5.11.30 応募数：1,245作品（チャレンジ部門：86作品、インスタ部門：1,159作品） 表彰式：R6.2.6（県庁12階特別会議室） ・R5.7.28 中国での4コママンガ講座の開催支援（中国の参加者11名） ・R5.9.13 ハロウィン国際ナショナルスクール安比での4コママンガ講座の開催 ・R5.12.15～17 スーシー・オン・プリ市(フランス)児童絵本見本市でのコミックいわて作品展示 ・R6.2 「コミックいわてWEB」フランス語版の新作を配信
7				●		地域文化芸術活動支援事業	4広域振興圏へ岩手県文化芸術コーディネーターを設置するなど、地域の文化芸術支援体制を整備	3,380	・4広域振興圏に文化芸術コーディネーターを設置 ・各広域振興圏で文化芸術関係機関及び団体を対象とした「文化芸術活動支援ネットワーク会議」を開催
8		●				一般財団法人地域創造負担金	一般財団法人地域創造（地域文化の振興に資するための全国組織として設立）の運営費の一部を負担、同財団から県内文化芸術活動へ助成	6,048	・地域におけるダンス公演等、財団から1事業1,800千円が助成決定
9	●	●				復興の絆を活かした文化芸術による次世代育成事業	これまで本県と文化芸術団体が培ってきた東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、県民が優れた文化芸術に親しむ機会の充実や文化芸術活動発表の機会を広げるとともに、人的交流・文化的交流を促進 県内の子ども達と一流の文化芸術団体の共演等を通じて、子ども達が文化芸術に触れ合う機会を創出	7,752	・『楽しいオーケストラin岩手』の開催 場所：盛岡市（トーサイクラシックホール岩手 大ホール） 開催日：R5.8.2 ・『さんりく音楽祭』の開催 場所：大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市 開催日：R6.3.29～R6.3.31
10	●	●			●	障がい者芸術活動支援事業費（障がい者芸術活動支援センター運営事業費）	障がい者芸術活動の振興を図るため、「障がい者芸術活動支援センター」を設置し、相談窓口の開設やワークショップによる支援者育成、権利保護に関する研修会の開催等、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援	8,249	1（社福）岩手県社会福祉事業団に運営委託し、相談対応や各種研修会等を実施 2 『第31回岩手県障がい者文化芸術祭』を実施 (1)作品展示：R5.11.23～12.18 ふれあいランド岩手：作品数362点 (2)ふれあい音楽祭：R5.12.17 ふれあいランド岩手：参加団体数16団体（個人5、団体11） (3)記念式典（表彰式）：R5.12.10 ふれあいランド岩手
11	●	●			●	いわてアール・ブリュット魅力発信事業費	アール・ブリュット作家の創作意欲の醸成を図るとともに、県民のアール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れた作品を集めた巡回展を開催	4,597	1 『アール・ブリュット巡回展2023』を実施 (1)盛岡会場：R5.12.14～12.27 岩手教育会館ふれあいギャラリー：来場者数557名 (2)宮古会場：R6.1.14～1.30 イーストピアみやこ市民交流センター：来場者数2,617名

番号	施策の柱との関連					事業名	事業概要	予算額(千円) (当初)	取組状況
	1	2	3	4	5				
12		●				高齢者文化活動振興事業費補助	高齢者による文化芸術活動の振興、生きがいと健康づくりを推進するため、『岩手県長寿社会健康と福祉のまつり』開催に要する経費を支援	1,801	・R5. 6. 2～4 岩手県民長寿文化祭作品展(盛岡市民文化ホール) ・R5. 7. 9 岩手県民長寿文化祭将棋大会(北上将棋センター) ・R5. 12. 10 岩手県民長寿文化祭囲碁大会(岩手教育会館)
13	●	●				いわての民俗芸能活性化交流促進事業費	民俗芸能の保存・継承や後継者の育成等を図るため、『民俗芸能フェスティバル』を開催	2,754	・R5. 12. 2 『岩手県民俗芸能フェスティバル』 会場：トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館) 大ホール 出演団体：県内8団体 来場者数：約750人
14		●			●	青少年芸術普及事業	子どもたちが等しく優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県内各地で開催される芸術鑑賞会に要する経費を支援	2,525	・17市町村21公演(中止なし)
15	●	●				被災地児童生徒文化芸術支援事業費	被災地における児童生徒の文化芸術活動の鑑賞を促進するため、文化芸術イベント等の参加に要する経費を支援	850	・R5. 9. 28 大槌町立吉里吉里中学校(12名、県立博物館企画展「早池峰山の花と森」) ・R6. 1. 20～21 岩手県立岩泉高等学校(23名、「芸術体験フェスタinイーハトーヴ」)
16	●	●	●			国民文化祭参加推進事業費補助	本県の文化芸術の全国への発信及び文化芸術団体の資質の向上を図るため、国民文化祭出演に要する経費を支援	352	・R5. 10. 14～R5. 11. 26 『いしかわ百万石文化祭2023(第38回国民文化祭、第23回全国障害者芸術・文化祭)』に4団体(法領田獅子踊り保存会、國風流水沢吟詠同好会、岩手県麻雀段位審査会、専修大学北上高等学校吹奏楽部)が参加
17	●	●			●	岩手芸術祭開催費	県民の優れた文化芸術活動の発表の場と鑑賞の機会を確保するとともに、文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、本県最大の文化芸術の祭典『岩手芸術祭』等を開催	19,760	・R5. 10～R6. 2 県民会館をメイン会場として開催(美術展、舞台公演、等) ・R5. 10. 7 『総合フェスティバル』開催(入場者：約1,500名、配信視聴者962名、出演団体数：12団体、出演者数：226名) ・R5. 9. 30～R5. 10. 1 肴町アーケード、R5. 10. 7～R5. 10. 8 トーサイクラシックホール岩手(岩手県民会館)において『芸術体験イベント』を実施(体験者6,465名) ・R6. 1. 20～21 花巻市文化会館を会場として芸術体験フェスタinイーハトーヴを開催
18		●			●	文化芸術イベント等映像配信事業費(コロナ対応分)	文化芸術活動を推進するため、岩手県芸術祭『総合フェスティバル』などの県主催事業等において配信を実施	1,826	・上記「岩手芸術祭開催費」、「いわての民俗芸能活性化交流促進事業費」、「いわてアール・ブリュット魅力発信事業費」各事業での映像配信等を実施
19		●				文学の国いわて推進事業費	本県における文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家による講演会等を開催	2,000	・R5. 12. 3 門井慶喜氏(「銀河鉄道の父」等)による講演会を開催(来場者数約100名) ・R5. 12. 9 『文学の国 いわて塾』を開催：参加者数約10名
20				●		県民会館管理運営費	岩手県民会館の管理運営に要する経費(指定管理料)	199,537	・指定管理者(公財)岩手県文化振興事業団)による岩手県民会館の管理運営を実施 ・低濃度PCB廃棄物処分を実施
21				●		県民会館施設整備費	文化芸術活動の発表・鑑賞に係る安全・安心な環境づくりを推進するため、県民会館における改修等を実施	45,389	・自動火災報知設備更新工事設計業務の実施 ・昇降機設備更新工事の実施
22				●		公会堂管理運営費	岩手県公会堂の管理運営に要する経費(指定管理料)	19,751	・指定管理者(希望橋グループ)による岩手県公会堂の管理運営を実施 ・建築基準法第12条に係る点検を実施
23	●					ソフトパワーいわて戦略推進事業費(マンガ郷いわて推進事業費)	国内外で注目度が上昇している「マンガ」を活用し、民俗芸能、工芸、食文化など本県の魅力を発信するとともに、交流人口拡大の取組を推進	13,874	・コミックいわてWEBに新規配信マンガを掲載(15作品掲載) ・R6. 3 単行本「コミックいわて」第13巻発行 ・『第13回いわてマンガ大賞コンテスト』開催 募集期間：R5. 6. 23～9. 20 応募数：256作品(一般：45作品、1～4コマ：155作品、イラスト：56) 表彰式：R5. 12. 16(プラザおでって)
24	●					世界遺産価値普及事業費	世界遺産である「平泉の文化遺産」、「橋野鉄鉱山」及び「御所野遺跡」の理念・価値等の理解を促進するため、情報発信等の取組を実施	3,935	・知事や職員による『世界遺産出前授業』(実施校：30校、受講者：1,200名) ・教員等を対象にした『世界遺産教員現地研修会』(各世界遺産で実施) ・世界遺産パネル巡回展の開催(県内7カ所、県外1カ所)
25	●					平泉世界遺産登録推進事業	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録に向けて、推薦書作成に係る研究や資料作成、専門家委員会の開催のほか、平泉の文化遺産を確実に保全するための保存管理の取組を実施	40,983	・世界遺産拡張登録に向けた推薦書(案)の作成 ・関係市町と連携して、世界遺産「平泉」及び関連資産の一体的な保存管理、調査研究、活用及び発信等を行っていくため、「ひらいずみ遺産保存活用推進要綱」を策定
26	●					世界遺産保存活用事業費	本県に所在する3つの世界遺産「平泉」「橋野鉄鉱山」「御所野遺跡」の保存管理及び活用の取組を推進	10,520	・3つの世界遺産が所在する市町と連携し、保存管理及び活用の取組を推進 ・「平泉」の資産の確実な保護を図るため、文化庁・平泉町と連携し保存管理の取組を推進 ・「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産協議会及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」の縄文遺跡群世界遺産協議会の構成団体として、保存管理及び活用の取組を推進
27	●					「平泉の文化遺産」文化観光推進事業費	平泉の世界遺産及び平泉町・一関市・奥州市に所在する関連資産等の文化遺産を活用した文化観光に関する取組を通じ、関係人口の創出及び地域の活性化を図る	3,081	・関係市町や民間事業者等と連携しながら、文化観光推進法に基づく地域計画の策定に向けて検討
28	●					平泉世界遺産ガイダンスセンター管理運営費	「平泉」の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へと継承するための拠点施設となる岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターの管理運営に要する経費	67,093	・R4年度来館者数 25,347人(個人21,850人、団体3,497人) ・R5年度から、指定管理者制度及び利用料金制度を導入
30				●		岩手県文化振興基金助成事業 ※岩手県文化振興事業団実施事業	県内の文化芸術活動の一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金を基に、文化芸術団体が行う自主的活動に対する助成を実施	—	・応募件数 50件 20,495千円 ・採択件数 40件 15,895千円

「いわて県民計画(2019~2028)」と「第3期岩手県文化芸術振興指針」の対応状況

参考資料

いわて県民計画(2019~2028)(平成31年3月策定)

第3期岩手県文化芸術振興指針(令和2年3月策定)

【政策推進プラン】

政策分野	政策項目	具体的推進方策
I 健康・余暇	4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます	(1)県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実
		(2)文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進
		(3)障がい者の文化芸術活動の推進
III 教育	19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます	(1)文化芸術活動を担う人材の育成 (2)文化芸術活動を支える人材の育成
IV 居住環境・コミュニティ	26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります	(1)文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進
VII 歴史・文化	40 世界遺産の保存と活用を進めます	(1)世界遺産の新規・拡張登録の推進
		(2)世界遺産の理解の増進による遺産の適切な保存管理・活用の推進
		(3)世界遺産の持つ新たな魅力の発信
		(4)世界遺産を活用した地域間交流の推進
	41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます。	(1)民族芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信
		(2)民俗芸能など伝統文化を生かした交流の推進
		(3)様々な文化財などを活用した歴史への理解促進と情報発信
		(4)様々な文化財などを活用した交流の推進

大項目	中項目
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	(2)優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	(1)文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成
	(4)県立文化施設の整備や機能の拡充
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	(2)文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(5)文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	(6)障がい者による文化芸術活動の支援
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	(2)文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	(3)児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	(2)文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	(1)障がい者による創造性あふれる創作活動の支援
2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	(2)優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	(1)県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信
4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	(4)県立文化施設の整備や機能の拡充
5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	(2)文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(2)世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(3)民俗芸能の保存・継承の支援
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(5)文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(6)文化芸術を通じた交流の推進
3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	(1)県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信
3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	(1)県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信

■主要事業一覧

【復興推進関係】（文化スポーツ部）

（単位：百万円）

事業名	R6当初 予算額	R5当初 予算額	差引	新規 の別	政 プロ	単 独	ふる さと	分野 横断	再 掲	事業内容
<b>Ⅱ 暮らしの再建</b>										
<b>【Ⅱ】3 教育・文化・スポーツ</b>										
<p>生きる活力を生み出し、地域への誇りや愛着を深めるため、文化芸術・スポーツ活動の振興や伝統文化などの保存・継承を支援します。</p>										
<b>【Ⅱ】3-⑨ 文化芸術環境の整備や伝統文化などの保存と継承を支援します</b>										
復興の絆を活かした文化芸術による次世代育成事業費 （文化振興課）	6.9	7.8	△ 0.9		○	○	Ⅲ-2	V-3	○	東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもたちが触れ合う機会を創出
被災地児童生徒文化芸術支援事業費 （文化振興課）	0.9	0.9	0.0				Ⅲ-2			被災した沿岸部の子どもたちに対し、優れた文化芸術の鑑賞機会を与えるため、開催場所までの移動用バスを提供
<b>Ⅳ 未来のための伝承・発信</b>										
<b>【Ⅳ】2 復興情報発信</b>										
<p>復興の取組を契機としたつながりを強め、将来にわたって復興への理解を深めながら、継続的な支援や多様な主体の復興への参画を促進していくため、交流人口や岩手ファンの拡大につながる三陸地域の多様な魅力や復興の姿を国内外に積極的に発信していきます。</p>										
<b>【Ⅳ】2-⑭ 復興の姿を重層的に発信します</b>										
復興の絆を活かした文化芸術による次世代育成事業費 （文化振興課）	6.9	7.8	△ 0.9		○	○	Ⅲ-2	V-3	○	東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもたちが触れ合う機会を創出

《政策推進関係》（文化スポーツ部）

（単位：百万円）

事業名	R6当初 予算額	R5当初 予算額	差引	新規 の別	政 プロ	単 独	ふ る さ と	分野 横断	重 点	再 掲	事業内容
<b>「10の政策分野」に基づく施策の推進</b>											
<b>I 健康・余暇</b>											
<b>《I》4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます</b>											
年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞する機会の充実を図るとともに、県民が心身ともに健康的に暮らせるよう、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実を図ります。											
<b>《I》4-① 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実</b>											
いわてアーツコンソーシ アム推進事業費 （文化振興課）	5.3	6.0	△ 0.7		○	○	Ⅲ-2			○	自然減・社会減 文化芸術を生かしたまちづくりを進めるため、官民一体による文化芸術推進体制の構築等を推進
地域文化芸術活動支援事 業費 （文化振興課）	6.8	4.5	2.3			○	Ⅲ-2				自然減・社会減 本県の特徴ある文化資源を広く発信するため、ホームページ「いわての文化情報大事典」を運営するとともに、県内の文化芸術活動を推進するため、「文化芸術コーディネーター」を配置
地域文化芸術活動体制整 備事業費 （文化振興課）	2.7	0.0	皆増	新規			Ⅲ-2				自然減・社会減 中学校の休日部活動の地域移行を進めるため、地域における文化活動の受入体制の整備に向けた実証事業を実施
復興の絆を活かした文化 芸術による次世代育成事 業費 （文化振興課）	6.9	7.8	△ 0.9		○	○	Ⅲ-2	V-3		○	自然減・社会減 東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもたちが触れ合う機会を創出
岩手芸術祭開催費 （文化振興課）	19.4	19.8	△ 0.4			○	Ⅲ-2				自然減・社会減 県民の文化芸術活動の発表の場と鑑賞の機会を確保するとともに、文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、本県における文化芸術の祭典「岩手芸術祭」等を開催
文化芸術イベント等映像 配信事業費 （文化振興課）	3.6	3.7	△ 0.1	一部 新規			Ⅲ-2			D X	県内文化芸術の魅力を発信するため、デジタル技術を活用し、「岩手芸術祭」等文化芸術関係イベントの映像配信等を実施
文学の国いわて推進事業 費 （文化振興課）	2.4	2.0	0.4				Ⅲ-2				自然減・社会減 本県における文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家による講演会等を開催するとともに、若年層を対象とした専門家による技術指導等を実施
<b>《I》4-② 文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進</b>											
いわての文化国際交流推 進事業費 （文化振興課）	5.9	6.5	△ 0.6		○		Ⅲ-2				自然減・社会減 本県の文化資源を生かした映像による国内外への情報発信や、「マンガ」を活用した海外との文化交流を実施
ソフトパワーいわて戦略 推進事業費 （文化振興課）	13.3	13.9	△ 0.6				Ⅲ-2				自然減・社会減 国内外で注目度が高い「マンガ」を活用し、伝統芸能、工芸、食文化など本県の魅力を発信
<b>《I》4-③ 障がい者の文化芸術活動の推進</b>											
障がい者芸術活動支援事 業費 （文化振興課）	8.5	8.2	0.3	一部 新規			Ⅲ-2				障がい者の文化芸術活動を支援する人材の育成や、関係者のネットワーク形成を行うため、機能強化を図りながら「障がい者芸術活動支援センター」による支援活動を実施

《政策推進関係》（文化スポーツ部）

（単位：百万円）

事業名	R6当初 予算額	R5当初 予算額	差引	新規 の別	政 プロ	単 独	ふ る さ と	分 野 横 断	重 点	再 掲	事業内容
いわてアール・ブリュット未来創造事業費 （文化振興課）	4.6	4.6	0.0	一部 新規		○	Ⅲ-2		自然減・社会減		アール・ブリュットの魅力を広く発信し、作家の創作意欲の向上を図るとともに、県民の関心を高め、岩手の魅力向上につなげるため、作品巡回展の開催や県民への普及啓発の取組を実施
<b>Ⅲ 教育</b>											
<b>《Ⅲ》19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます</b>											
一流の文化芸術に触れる機会の提供や意欲的な創作活動等を後押しするとともに、障がい者の文化芸術活動を推進します。また、スポーツ医・科学サポートを通じて、アスリート、障がい者アスリートの中長期的な育成に取り組むとともに、指導者の育成等、サポート体制の充実を図ります。											
<b>《Ⅲ》19-① 文化芸術活動を担う人材の育成</b>											
地域文化芸術活動支援事業費 （文化振興課）	6.8	4.5	2.3			○	Ⅲ-2		自然減・社会減	○	本県の特徴ある文化資源を広く発信するため、ホームページ「いわての文化情報大事典」を運営するとともに、県内の文化芸術活動を推進するため、「文化芸術コーディネーター」を配置
復興の絆を活かした文化芸術による次世代育成事業費 （文化振興課）	6.9	7.8	△ 0.9			○	Ⅲ-2	V-3	自然減・社会減	○	東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもたちが触れ合う機会を創出
岩手芸術祭開催費 （文化振興課）	19.4	19.8	△ 0.4			○	Ⅲ-2		自然減・社会減	○	県民の文化芸術活動の発表の場と鑑賞の機会を確保するとともに、文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、本県における文化芸術の祭典「岩手芸術祭」等を開催
文学の国いわて推進事業費 （文化振興課）	2.4	2.0	0.4				Ⅲ-2		自然減・社会減		本県における文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家による講演会等を開催するとともに、若年層を対象とした専門家による技術指導を実施
<b>《Ⅲ》19-② 文化芸術活動を支える人材の育成</b>											
地域文化芸術活動支援事業費 （文化振興課）	6.8	4.5	2.3			○	Ⅲ-2		自然減・社会減	○	本県の特徴ある文化資源を広く発信するため、ホームページ「いわての文化情報大事典」を運営するとともに、県内の文化芸術活動を推進するため、「文化芸術コーディネーター」を配置
地域文化芸術活動体制整備事業費 （文化振興課）	2.7	0.0	皆増	新規			Ⅲ-2		自然減・社会減	○	中学校の休日部活動の地域移行を進めるため、地域における文化部活動の受入体制の整備に向けた実証事業を実施
障がい者芸術活動支援事業費 （文化振興課）	8.5	8.2	0.3	一部 新規			Ⅲ-2			○	障がい者の文化芸術活動を支援する人材の育成や、関係者のネットワーク形成を行うため、機能強化を図りながら「障がい者芸術活動支援センター」による支援活動を実施
<b>Ⅳ 居住環境・コミュニティ</b>											
<b>《Ⅳ》26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります</b>											
復興支援のつながりを生かした文化芸術の取組などにより、人的・経済的な交流を推進するとともに、本県等で開催された大規模スポーツ大会のレガシーを継承し、スポーツ大会等の誘致やスポーツアクティビティの普及等に取り組み、人的・経済的な交流を推進します。											
<b>《Ⅳ》26-① 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進</b>											
いわてアーツコンソーシアム推進事業費 （文化振興課）	5.3	6.0	△ 0.7			○	○	Ⅳ-2	自然減・社会減		文化芸術を生かしたまちづくりを進めるため、官民一体による文化芸術推進体制の構築等を推進

《政策推進関係》（文化スポーツ部）

（単位：百万円）

事業名	R6当初 予算額	R5当初 予算額	差引	新規 の別	政 府	単 独	ふ る さ と	分 野 横 断	重 点	再 掲	事業内容
いわての文化国際交流推 進事業費 （文化振興課）	5.9	6.5	△ 0.6		○		IV-2		自然減・社会減	○	本県の文化資源を生かした映像による国内外への情報発信や、「マンガ」を活用した海外との文化交流を実施
地域文化芸術活動支援事 業費 （文化振興課）	6.8	4.5	2.3			○	IV-2		自然減・社会減	○	本県の特徴ある文化資源を広く発信するため、ホームページ「いわての文化情報大事典」を運営するとともに、県内の文化芸術活動を推進するため、「文化芸術コーディネーター」を配置
復興の絆を活かした文化 芸術による次世代育成事 業費 （文化振興課）	6.9	7.8	△ 0.9		○	○	IV-2	V-3	自然減・社会減		東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもたちが触れ合う機会を創出
岩手芸術祭開催費 （文化振興課）	19.4	19.8	△ 0.4			○	IV-2		自然減・社会減	○	県民の文化芸術活動の発表の場と鑑賞の機会を確保するとともに、文化芸術に親しむ機会の充実を図るため、本県における文化芸術の祭典「岩手芸術祭」等を開催

Ⅶ 歴史・文化

《Ⅶ》40 世界遺産の保存と活用を進めます

「平泉の文化遺産」、「明治日本の産業革命遺産」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存管理計画に基づく適切な保存管理や県民の理解増進などの取組の推進、本県が有する3つの世界遺産及び関連資産を有する地域間の連携・交流や「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録の取組を推進します。

《Ⅶ》40-① 世界遺産の適切な保存管理と拡張登録の推進

世界遺産登録推進事業費 （文化振興課）	39.3	41.0	△ 1.7				III-2		自然減・社会減		「平泉の文化遺産」の拡張登録に向けた取組を実施
世界遺産保存活用事業費 （文化振興課）	10.0	10.5	△ 0.5				III-2	V-4	自然減・社会減		県内の3つの世界遺産「平泉」、「橋野鉄鉦山」及び「御所野遺跡」の保存活用の取組を実施

《Ⅶ》40-② 世界遺産の価値の普及と魅力の発信

世界遺産価値普及事業費 （文化振興課）	11.7	3.9	7.8	一部 新規		○	III-2		自然減・社会減		県内の3つの世界遺産「平泉」、「橋野鉄鉦山」及び「御所野遺跡」に係る価値や魅力の理解増進を図るとともに、中尊寺金色堂建立900年を契機とした特別企画展示等を実施
いわて県南歴史・文化観 光推進協議会負担金 （文化振興課）	3.1	3.1	0.0		○	○	III-2		自然減・社会減		平泉の世界遺産及び関連資産を活用した関係人口の創出や地域の活性化を図るため、文化観光に関する取組を実施

《Ⅶ》40-③ 3つの世界遺産の連携・交流の推進

世界遺産価値普及事業費 （文化振興課）	11.7	3.9	7.8	一部 新規		○	III-2		自然減・社会減	○	県内の3つの世界遺産「平泉」、「橋野鉄鉦山」及び「御所野遺跡」に係る価値や魅力の理解増進を図るとともに、中尊寺金色堂建立900年を契機とした特別企画展示等を実施
------------------------	------	-----	-----	----------	--	---	-------	--	---------	---	--

《Ⅶ》41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます

本県が誇る民俗芸能に触れる機会の創出や情報発信により、伝統文化への理解を深め、次世代へ受け継ぐ取組を推進するとともに、様々な文化財や多種多様な民俗芸能などの伝統文化を活用し、人的・経済的な交流を推進します。

《Ⅶ》41-① 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信

《政策推進関係》（文化スポーツ部）

（単位：百万円）

事業名	R6当初 予算額	R5当初 予算額	差引	新規 の別	政 プロ	単 独	ふる さと	分野 横断	重 点	再 掲	事業内容
いわての民俗芸能活性化 交流促進事業費 （文化振興課）	2.8	2.8	0.0			○	Ⅲ-2		自然 減・ 社会 減		本県の民俗芸能の魅力発信と、民俗芸能の保 存・継承に向けた発表・鑑賞機会の確保のた め、「民俗芸能フェスティバル」を開催
文化芸術イベント等映像 配信事業費 （文化振興課）	3.6	3.7	△ 0.1	一部 新規			Ⅲ-2		D X	○	県内文化芸術の魅力を発信するため、デジタル 技術を活用し、「岩手芸術祭」等文化芸術 関係イベントの映像配信等を実施
<b>《Ⅶ》 41-② 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進</b>											
いわての文化国際交流推 進事業費 （文化振興課）	5.9	6.5	△ 0.6		○		Ⅲ-2		自然 減・ 社会 減	○	本県の文化資源を生かした映像による国内外 への情報発信や、「マンガ」を活用した海外 との文化交流を実施
地域文化芸術活動支援事 業費 （文化振興課）	6.8	4.5	2.3			○	Ⅲ-2		自然 減・ 社会 減	○	本県の特徴ある文化資源を広く発信するた め、ホームページ「いわての文化情報大事 典」を運営するとともに、県内の文化芸術活 動を推進するため、「文化芸術コーディネ ーター」を配置
<b>新しい時代を切り拓くプロジェクトの推進</b>											
<b>3 三陸防災復興ゾーンプロジェクト</b>											
復興の絆を活かした文化 芸術による次世代育成事 業費 （文化振興課）	6.9	7.8	△ 0.9		○	○	Ⅳ-2	V-3	自然 減・ 社会 減	○	東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、 優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機 会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもた ちが触れ合う機会を創出
<b>4 北いわて産業・社会革新ゾーンプロジェクト</b>											
世界遺産保存活用事業費 （文化振興課）	10.0	10.5	△ 0.5				Ⅲ-2	V-4	自然 減・ 社会 減	○	県内の3つの世界遺産「平泉」、「橋野鉄鉦 山」及び「御所野遺跡」の保存活用の取組を 実施
<b>9 文化・スポーツレガシープロジェクト</b>											
いわてアーツコンソーシ アム推進事業費 （文化振興課）	5.3	6.0	△ 0.7		○	○	Ⅳ-2		自然 減・ 社会 減	○	文化芸術を生かしたまちづくりを進めるた め、官民一体による文化芸術推進体制の構築 等を推進
いわての文化国際交流推 進事業費 （文化振興課）	5.9	6.5	△ 0.6		○		Ⅲ-2		自然 減・ 社会 減	○	本県の文化資源を生かした映像による国内外 への情報発信や、「マンガ」を活用した海外 との文化交流を実施
地域文化芸術活動支援事 業費 （文化振興課）	6.8	4.5	2.3			○	Ⅲ-2		自然 減・ 社会 減	○	本県の特徴ある文化資源を広く発信するた め、ホームページ「いわての文化情報大事 典」を運営するとともに、県内の文化芸術活 動を推進するため、「文化芸術コーディネ ーター」を配置
復興の絆を活かした文化 芸術による次世代育成事 業費 （文化振興課）	6.9	7.8	△ 0.9		○	○	Ⅳ-2	V-3	自然 減・ 社会 減	○	東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、 優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機 会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもた ちが触れ合う機会を創出
いわてアール・ブリュッ ト未来創造事業費 （文化振興課）	4.6	4.6	0.0	一部 新規		○	Ⅲ-2		自然 減・ 社会 減	○	アール・ブリュットの魅力を広く発信し、作 家の創作意欲の向上を図るとともに、県民の 関心を高め、岩手の魅力向上につなげるた め、作品巡回展の開催や県民への普及啓発の 取組を実施

《政策推進関係》（文化スポーツ部）

（単位：百万円）

事業名	R6当初 予算額	R5当初 予算額	差引	新規 の別	政 プロ	単 独	ふる さと	分野 横断	重 点	再 掲	事業内容
いわて県南歴史・文化観光推進協議会負担金 （文化振興課）	3.1	3.1	0.0		○	○	Ⅲ-2		自然減・社会減	○	平泉の世界遺産及び関連資産を活用した関係人口の創出や地域の活性化を図るため、文化観光に関する取組を実施
<b>11 人交密度向上プロジェクト</b>											
いわての文化国際交流推進事業費 （文化振興課）	5.9	6.5	△ 0.6		○		Ⅲ-2		自然減・社会減	○	本県の文化資源を生かした映像による国内外への情報発信や、「マンガ」を活用した海外との文化交流を実施
復興の絆を活かした文化芸術による次世代育成事業費 （文化振興課）	6.9	7.8	△ 0.9		○	○	Ⅳ-2	V-3	自然減・社会減	○	東日本大震災津波からの復興の絆を活かし、優れた文化芸術に親しむ機会の充実、発表機会の拡大、人的交流・文化的交流、子どもたちが触れ合う機会を創出
いわて県南歴史・文化観光推進協議会負担金 （文化振興課）	3.1	3.1	0.0		○	○	Ⅲ-2		自然減・社会減	○	平泉の世界遺産及び関連資産を活用した関係人口の創出や地域の活性化を図るため、文化観光に関する取組を実施

# 「いわて県民計画（2019～2028）」 の進捗状況について

## I 健康・余暇

P 2～4

### 4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます

- (1) 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実
- (2) 文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進
- (3) 障がい者の文化芸術活動の推進

## III 教育

P 5～7

### 19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます

- (1) 文化芸術活動を担う人材の育成
- (2) 文化芸術活動を支える人材の育成

## IV 居住環境・コミュニティ

P 8～9

### 26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります

- (1) 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進

## VII 歴史・文化

P 10～13

### 40 世界遺産の保存と活用を進めます

- (1) 世界遺産の適切な保存管理と拡張登録の推進
- (2) 世界遺産の価値の普及と魅力の発信
- (3) 3つの世界遺産の連携・交流の推進

### 41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます

- (1) 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信
- (2) 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

## 4 幅広い分野の文化芸術に親しみ、 生涯を通じてスポーツを楽しむ機会を広げます

### （基本方向）

幅広い分野の文化芸術に親しみ機会の拡大に向け、デジタル技術も活用しながら、年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。

また、岩手県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、岩手ならではの文化について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。

県民が心身ともに健康的に暮らせるよう、身近な地域でスポーツ活動ができる総合型地域スポーツクラブの活性化や運動部活動の地域移行の促進に向けた取組など、若年期から高齢期までのライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実を図ります。

また、障がい者スポーツの一層の推進を図るため、引き続き障がい者スポーツ大会や教室の開催などの取組を進めるとともに、インクルーシブスポーツを楽しむ場の創出等により、障がいの有無や年齢、身体能力に関わらず、県民一人ひとりがスポーツに取り組む環境を整備します。

### 【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<b>＜具体的推進方策①＞県民が日常的に文化芸術に親しみ機会の充実</b>	
令和4年度の県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、伸び悩んだことから、文化芸術に親しみ機会の充実に向けて、鑑賞する機会と、活動や発表の場を一層確保していく必要があります。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変わり、文化芸術関係の催事の通常開催やイベントの動員数の増加も見られることから、SNSの活用等により県立文化施設の利用促進も図りながら、県民が一層文化芸術に親しみことができるよう、「岩手芸術祭」等の開催により文化芸術活動の鑑賞や発表の場の機会などの充実に取り組みます。
<b>＜具体的推進方策②＞文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進</b>	
コミックいわてを通じて岩手の魅力を発信するため、これまで以上に広く周知し、読者を増やしていく必要があります。 また、若者の個性と創造性が発揮される機会等を十分に確保するため、引き続き発表の場を提供する必要があります。	外国語版作品の配信や教育機関との連携などを強化し、コミックいわてを広く周知しながら、国内外に向けた岩手の魅力の発信に取り組みます。 また、若者の活動発表の機会を確保するとともに、若者文化振興事業費補助金等により若者の個性と創造性を生かした文化活動の支援に取り組みます。
<b>＜具体的推進方策③＞障がい者の文化芸術活動の推進</b>	
新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者団体の活動の自粛や休止などにより、障がい者音楽祭の参加団体数が低い水準で推移していることから、関係機関と連携して、障がい者の文化芸術活動を支援していく必要があります。	障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、これまで障がい者芸術活動支援センターによる相談支援や指導者育成、発表機会の提供に取り組んできましたが、それらに加え、過去に参加した団体や新規の活動団体への積極的な参加を呼びかけるなど、障がい者音楽祭への参加団体の増加を図ることにより、障がい者の芸術活動の支援や発表機会の提供に取り組みます。
<b>＜具体的推進方策④＞ライフステージに応じたスポーツを楽しむ機会の充実</b>	
令和4年度の総合型地域スポーツクラブ会員数（地区全戸加入を除く）は、令和3年度から微増したものの、低い水準で推移していることから、総合型地域スポーツクラブの活性化に向けて、クラブ創設の更なる拡充の支援や、運営の指導・助言に取り組む必要があります。	広域スポーツセンターの専任指導員によるクラブマネージャーの人材育成を通じた個々のクラブの自立的な運営や未創設市町村への助言を通じた総合型地域スポーツクラブの創設を促進します。 また、県営スポーツ施設の利用者数の更なる増加に向けて、スポーツ教室等を実施するとともに、県

課 題	今後の方向
また、令和4年度の県営スポーツ施設の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響による観客数の制限等により、利用者数が伸び悩んでいることから、県民が安心してスポーツを楽しむ機会を確保する必要があります。	ホームページやSNS等を活用して、県営スポーツ施設における大会やイベントなどの情報を発信し、スポーツを楽しむ機会の充実に取り組みます。
<b>&lt;具体的推進方策⑤&gt;障がい者スポーツ等への参加機会の充実</b>	
障がいの有無や年代等に関わらず、身近な地域で共にスポーツを楽しむ機会をより充実させる必要があります。	障がい者スポーツの一層の推進を図るため、引き続き障がい者スポーツ教室や大会開催などの取組を進めるとともに、「インクルーシブ（共生社会型）スポーツ」を楽しむ場の創出等により、障がいの有無や年齢、身体能力に関わらず、県民一人ひとりがスポーツに取り組む環境の整備に取り組みます。

## 1 政策項目を取り巻く状況

- 令和5年県民意識調査によると「日常的に文化芸術に親しむ機会」の重要度は57位、満足度は29位、ニーズ度は57位となっており、特に子どもがいない世帯のニーズ度が高くなっています。  
また、「身近な地域でスポーツを楽しむ機会」の重要度は56位、満足度は36位、ニーズ度は55位となっており、特に居住年数1～5年未満のニーズ度が最も高くなっています。

## 2 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 関係団体や企業が主体となって、障がい者による多様な芸術作品を県内外に展開する取組が行われています。
- 市町村や民間企業において、マンガやアニメーション等のメディア芸術による地域情報の発信等の取組が行われています。
- 市町村や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ推進団体において、スポーツ教室の開催等による運動習慣の定着化に向けた取組が行われています。

## 3 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値	参考)全国順位(東北順位)		
						R3	R4	比較
8 余暇時間[一日当たり]※1	分	372	382	382	383	-	-	-
9 県内の公立文化施設における催事数※2	件	-	1,471	1,223	1,253	-	-	-
10 スポーツ実施率	%	② 65.4	⑦ 70.0	④ 67.2	③ 64.7	-	-	-

※1 休日を含む1週間の平均

※2 岩手県内公立文化施設協議会加盟施設のうち、各市所在の主な14施設の催事数

## 4 県の取組（具体的推進方策）の状況

### (1) 県民が日常的に文化芸術に親しむ機会の充実

#### ◆具体的推進方策指標の状況

	指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
47	岩手芸術祭参加者数[累計]	人	14,632	83,000	20,000	21,789
48	県立文化施設(県民会館、県立博物館、県立美術館利用者数)	人	340,028	462,500	429,000	390,068
49	県主催文化芸術公演のオンライン視聴回数	回	3,782	4,550	3,980	3,749

◆推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
10	813	803	26	57	0	720	8 (80%)	1 (10%)	1 (10%)	0 (0%)	3 (33%)	3 (33%)	3 (33%)	0 (0%)

(2) 文化をめぐる新しい動向に対応した取組の推進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
50 コミックいわて WEB ページビュー数	件	659,015	741,000	651,000	450,523
51 若者関連文化イベントの参画団体数[累計]	団体	② 31	124	31	28

◆推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
3	43	43	17	1	0	25	2 (67%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (33%)	1 (33%)	0 (0%)	2 (67%)	

(3) 障がい者の文化芸術活動の推進

◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
52 岩手県障がい者文化芸術祭出展数[累計]	件	336	1,380	345	357
53 岩手県障がい者音楽祭参加団体数	団体	5	18	10	10

◆推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
3	19	19	8	0	0	11	5 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (40%)	2 (40%)	0 (0%)	1 (20%)

## 19 文化芸術・スポーツを担う人材を育てます

### （基本方向）

文化芸術を担う人材を育てるため、一流の文化芸術に触れる機会の提供や意欲的な創作活動等を後押しするとともに、障がい者の文化芸術活動を推進します。

また、スポーツを担う人材を育てるため、スポーツ医・科学サポートを通じて、アスリート、障がい者アスリートの大会・合宿への参加支援や、中長期的な視点に立った育成に取り組むとともに、最新技術やスポーツ・インテグリティに基づく指導者の育成等、サポート体制の充実を図ります。

### 【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<b>＜具体的推進方策①＞文化芸術活動を担う人材の育成</b>	
文化芸術活動を担う人材を継続して育成するため、幼少期から優れた文化芸術に触れる機会を提供することや誰もが文化芸術活動に取り組める環境を充実させる必要があります。	学校等への芸術家の派遣や、国内外からの評価の高い音楽家との交流機会の創出など、優れた文化芸術に触れる機会を提供するほか、本県ゆかりの作家とのつながりを生かした県民の文芸活動の支援に取り組めます。 また、芸術体験の機会の提供や地域の文化催事との連携を推進し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会の提供に取り組めます。
<b>＜具体的推進方策②＞文化芸術活動を支える人材の育成</b>	
県民が積極的に文化芸術活動を行える環境づくりを推進するため、県内各地域において、活動を支える人材の育成を図る必要があります。 また、県民が障がい者の文化芸術活動への理解を深めるための取組を継続して実施する必要があるほか、障がい者が安心して創作活動に取り組む環境づくりを推進する必要があります。	文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流を推進します。 また、福祉事業所等に出向いて行う相談や専門的アドバイスの実施などにより、障がい者芸術活動支援センターの機能を強化し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実に取り組めます。
<b>＜具体的推進方策③＞アスリートの競技力の向上</b>	
令和4年度の本県関係の日本代表選出数は33人となっていますが、国際大会等で活躍するトップアスリートをさらに育成するため、日本スポーツ協会等と連携し、中長期的な視点に立った育成や、日本代表や全国で上位入賞を目指す選手に対する支援などに継続的に取り組む必要があります。	スーパーキッズの発掘・育成など中長期的な視点に立ったアスリートの育成に取り組めます。 また、本県トップアスリートのスポーツ活動を支えるため、大会や強化合宿等に対する活動支援や、アスリートの県内定着を図るため、就職マッチング等に取り組めます。
<b>＜具体的推進方策④＞障がい者アスリートの競技力の向上</b>	
「北京2022パラリンピック」に本県ゆかりの選手が多数出場するなど、本県の障がい者スポーツのレベルは高まっており、更なる選手の発掘・育成と指導者、介助者の育成等を含め、競技活動のサポートに取り組む必要があります。	パラアスリートの発掘・育成のため、関係団体と連携し、競技体験会や強化練習会を実施するとともに、大会や強化合宿等に対する活動支援に取り組めます。
<b>＜具体的推進方策⑤＞スポーツ医・科学サポートを通じた競技力の向上</b>	
令和4年度のスポーツデータを活用分析する人材養成者は33人となっていますが、国際大会等で活躍するトップアスリートを育成するため、アスリートの様々な要求に対応できるサポート人材をさらに養成していく必要があります。	体力測定等で得られたデータや、最新のデジタル技術を活用し、個々に適した科学的なトレーニングメニュー等を提供できる人材の養成に取り組めます。

課 題	今後の方向
<b>&lt;具体的推進方策⑥&gt;スポーツ活動を支える指導者等の養成</b>	
令和4年度の「公認障がい者スポーツ指導者資格登録者数」は、新型コロナウイルス感染症の影響による講習会参加者数や既存登録者の活動機会の減少により、伸び悩みましたが、資格登録に向けた講習会等の周知に積極的に取り組む必要があります。	県ホームページやSNS等を活用して講習会などの情報発信を強化するほか、既存資格者へ資格更新を働きかけるなど、スポーツ活動を支える指導者の養成に取り組みます。

## 1 政策項目を取り巻く状況

- 世界や全国で活躍する本県出身選手が多数輩出され、「岩手のスポーツ」が注目されています。
- 令和5年県民意識調査によると「県ゆかりの芸術家やスポーツ選手の活躍」の重要度は41位、満足度は1位となり、ニーズ度は56位となっています。

## 2 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 小・中学校等では、一流の文化芸術に触れる機会や自らが発表する場の確保に積極的に取り組んでいるほか、NPO等が主体となり文化芸術交流イベントの開催に取り組んでいます。
- 県体育協会では、県内競技団体に対して、国体に向けた選手強化への取組に加え、中長期的な視点に立ったジュニア期からのアスリート強化に取り組んでいます。
- 県障がい者スポーツ協会では、各種競技大会の開催やスポーツ教室等の実施による障がい者スポーツの普及啓発に加え、パラアスリートの強化に向けた取組を進めています。

## 3 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値	参考)全国順位(東北順位)		
						R3	R4	比較
34 将来の夢や目標を持って	%	小 82.1	84.0	83.0	82.6	-	-	-
35 いる児童生徒の割合		中 72.8	76.0	73.8	73.3	-	-	-

## 4 県の取組（具体的推進方策）の状況

### (1) 文化芸術活動を担う人材の育成

#### ◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
194 岩手芸術祭への出展数[累計]	件	1,185	4,900	1,210	1,097
195 子どものための芸術家派遣事業公演数[累計]	件	57	260	62	72

#### 推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
5	27	27	0	0	0	27	5 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (33%)	3 (50%)	1 (17%)	0 (0%)

### (2) 文化芸術活動を支える人材の育成

#### ◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
196 アートマネジメント人材育成数[累計]	人	51	200	50	61
197 障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数[累計]	人	41	180	45	37

**推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)**

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
4	22	21	4	0	0	17	4 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (40%)	3 (60%)	0 (0%)	0 (0%)

## 26 文化芸術・スポーツを生かした地域をつくります

### （基本方向）

文化芸術を生かした地域活性化を図るため、復興支援のつながりを生かした文化芸術の取組などにより、人的・経済的な交流を推進します。

また、スポーツを生かした地域活性化を図るため、本県等で開催された大規模スポーツ大会のレガシーを継承し、スポーツ大会や合宿の誘致、県内のトップ・プロスポーツチームと県民との一体感の醸成、本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティの普及等に取り組み、人的・経済的な交流を推進します。

### 【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<b>&lt;具体的推進方策①&gt;文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進</b>	
東日本大震災津波の復興支援を契機とした国内外とのつながりを生かし、文化芸術を通じた地域活性化を図るため、これまで培われてきた本県文化芸術の多様な魅力を県内外に向けて積極的に発信する必要があります。	「さんりく音楽祭」や「楽しいオーケストラ in 岩手」など復興支援のつながりを生かした取組を継続するとともに、ホームページやSNSを活用した本県の文化芸術の魅力発信などにより、人的・経済的な交流を推進します。
<b>&lt;具体的推進方策②&gt;スポーツを生かした人的・経済的な交流の推進</b>	
スポーツを生かした地域活性化を図るため、大規模大会のレガシーを生かしたスポーツ大会・合宿等の誘致や、本県の豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティを活用した交流人口の拡大に取り組む必要があります。 また、県民のスポーツに対する関心を高めるため、トップ・プロスポーツチームが持つ発信力等を生かした取組を進める必要があります。	これまでの大規模スポーツ大会の開催実績を生かし、いわてスポーツコミッション <sup>※</sup> を中心にスポーツ大会・合宿の誘致や、豊かな自然を生かしたスポーツアクティビティの普及により、人的・経済的な交流を推進します。 また、県内のトップ・プロスポーツチームと連携したスポーツ教室等の開催により、県民のスポーツに対する関心を高めるとともに、県のPRの実施により、地域活性化に取り組みます。

※ スポーツコミッション：スポーツ資源と観光資源を生かし、スポーツ大会やスポーツ関連イベント等の誘致、スポーツツーリズムの推進等を官民の関係機関・団体が一体となって取り組み、交流人口の拡大等による地域活性化を図る組織

### 1 政策項目を取り巻く状況

- 令和5年県民意識調査によると「文化芸術・スポーツを生かした地域づくり」の重要度は50位、満足度は31位となり、ニーズ度は49位となっており、特に子どもがいない世帯のニーズ度が高くなっています。

### 2 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 県内での復興支援のつながりを生かした著名な文化芸術団体による取組が継続され、地域との交流が行われています。
- 県内各地で官民連携による地域スポーツコミッションが設立されており、地域のスポーツ施設や自然環境、観光資源を生かし、スポーツ大会や合宿の誘致等によるスポーツツーリズムが推進されています。
- ラグビーワールドカップ 2019 岩手・釜石開催のレガシーを生かし、釜石市や関係団体等による「ラグビーのまち釜石推進協議会」が中心となって、スタジアム等を活用したイベントの開催や、ラグビー・文化交流が推進されています。

### 3 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値	参考)全国順位(東北順位)		
						R3	R4	比較
42 文化スポーツ施設の入場者数 (文化施設入場者数) <sup>※1</sup>	千人	② 33	⑦ 185	④ 126	③77	-	-	-
43 文化スポーツ施設の入場者数 (スポーツ施設入場者数) <sup>※2</sup>	万人	486	757	594	597	-	-	-

※1 岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数

※2 県及び県内市町村の公立スポーツ・レクリエーション施設入場者数

### 4 県の取組(具体的推進方策)の状況

#### (1) 文化芸術を生かした人的・経済的な交流の推進

##### ◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
242 岩手芸術祭参加者数【累計】【再掲】	人	14,632	83,000	20,000	21,789
243 県立文化施設(県民会館、県立博物館、県立美術館) 利用者数【再掲】	人	340,028	462,500	429,000	390,068
244 県主催文化芸術公演のオンライン視聴回数【再掲】	回	3,782	4,550	3,980	3,749
245 文化芸術関連SNSフォロワー数	人	10,790	12,800	11,600	11,227

##### 推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
8	828	819	36	56	0	727	6 (75%)	1 (12%)	0 (0%)	1 (12%)	4 (45%)	3 (33%)	1 (11%)	1 (11%)

## 40 世界遺産の保存と活用を進めます

### （基本方向）

世界遺産等の価値を共有し、広めるため、保存管理計画に基づく適切な保存管理や県民の理解増進、「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録に向けた取組、県内外への情報発信などに取り組みます。

また、世界遺産を活用した人的・文化的交流を図るため、平泉世界遺産ガイダンスセンターを「平泉の文化遺産」の周遊・魅力発信の拠点として活用するとともに、本県が有する3つの世界遺産及び関連資産を有する地域間の連携・交流による一体的な取組を推進します。

### 【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<b>&lt;具体的推進方策①&gt; 世界遺産の適切な保存管理と拡張登録の推進</b>	
<p>世界遺産を人類共通の宝として未来に継承していくため、適切な保存管理や県民の理解を深める取組を進めていく必要があります。</p> <p>また、貴重な文化遺産の価値を共有し、広めていけるよう、「平泉の文化遺産」の拡張登録のための取組を進めていく必要があります。</p>	<p>保存管理計画に基づく構成資産や関連資産の保存管理に取り組むとともに、世界遺産出前授業や教員向けの現地研修など、学校教育活動を通じた意識の醸成に取り組みます。</p> <p>また、「平泉の文化遺産」の拡張登録に向けて、県、関係市町及び関係機関等の連携を図りながら、調査研究及び推薦書作成等に取り組みます。</p>
<b>&lt;具体的推進方策②&gt; 世界遺産の価値の普及と魅力の発信</b>	
<p>世界遺産等に対する興味・関心を高め持続させていくため、価値の普及に取り組む必要があります。</p> <p>また、「平泉の文化遺産」の価値を広く世界中に伝えるため、その魅力の発信などに取り組む必要があります。</p>	<p>世界遺産出前授業など、児童生徒への教育活動や県民に向けた講演会の開催などの普及啓発に取り組みます。</p> <p>また、地元市町や関係団体と連携し、企画展やイベント等を通じた学術研究等の総合的な情報発信に取り組むほか、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点とし、「平泉の文化遺産」の更なる魅力向上を図ります。</p>
<b>&lt;具体的推進方策③&gt; 3つの世界遺産の連携・交流の推進</b>	
<p>本県が有する3つの世界遺産の連携・交流を推進し、地域振興への活用を図る必要があります。</p> <p>また、岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンターを拠点として、世界遺産「平泉」の構成資産及び関連資産からなる「ひらいずみ遺産」への誘客を図る必要があります。</p>	<p>3つの世界遺産に係るインスタグラムやPRブース出展等による一体的な価値普及と魅力発信、地域住民の交流機会の創出に取り組みます。</p> <p>また、「ひらいずみ遺産」の各構成資産の周遊・来訪促進に向けて、文化観光推進法に基づく「地域計画」を策定し、文化観光の取組を推進します。</p>

### 1 政策項目を取り巻く状況

- 県と一関市、奥州市、平泉町は、令和5年8月、世界遺産「平泉」の構成資産及び関連資産を「ひらいずみ遺産」として位置付けることとしました。
- 令和5年4月現在の国内の世界遺産登録件数は25件であり、そのうち本県では3件が登録され、奈良県、鹿児島県と並び、国内最多の登録件数となっています。
- 本県には、世界遺産のみならず、価値を共有すべき遺産が数多く存在しており、これらの遺産を活用した地域の活性化、交流人口の拡大が期待されています。
- 令和5年県民意識調査によると「世界遺産を守り将来に伝えていくための取組」の重要度は44位、満足度は6位となり、ニーズ度は51位となっています。

## 2 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 本県の世界遺産等について、関係市町において、開発行為等に対する経過観察や景観の保存など適切な保存管理や普及啓発の取組が進められています。
- 文化庁や専門家と意見交換を行いながら、世界遺産拡張登録推薦に向けた取組を進めています。また、「平泉の文化遺産」関連資産についても、今後の世界遺産拡張登録に向けて、関係市町において、遺跡の調査等が継続して行われています。

## 3 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値	参考)全国順位(東北順位)		
						R3	R4	比較
64 世界遺産等の来訪者数	千人	417	991	712	693	-	-	-
65 国、県指定文化財件数	件	574	589	580	579	31位 (3位)	31位 (3位)	横ばい (横ばい)

## 4 県の取組（具体的推進方策）の状況

### (1) 世界遺産の適切な保存管理と拡張登録の推進

#### ◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
383 「世界遺産出前授業」の実施学校数(累計)	校	8	137	56	28

#### 推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度				
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D	
			国庫	その他	県債	一般									
3	66	53	15	1	0	37	4 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

### (2) 世界遺産の価値の普及と魅力の発信

#### ◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
384 世界遺産ガイド施設等入館者数	千人	48	107	77	84

#### 推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
2	101	97	2	1	0	94	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (50%)	0 (0%)	1 (50%)	0 (0%)

### (3) 3つの世界遺産の連携・交流の推進

#### ◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
385 3つの世界遺産に係る連携・交流活動参加人数[累計]	人	-	240	60	94

#### 推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)						活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	決算額の財源内訳				A	B	C	D	A	B	C	D
			国庫	その他	県債	一般								
1	90	87	1	1	0	85	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

## 41 豊かな歴史や民俗芸能などの伝統文化が受け継がれる環境をつくり、交流を広げます

### （基本方向）

県民の郷土愛を醸成するため、本県が誇る民俗芸能に触れる機会の創出や情報発信により、伝統文化への理解を深め、次世代へ受け継ぐ取組を推進します。

また、地域に伝承されてきた文化財を後世に伝えていくため、市町村と連携しながら、文化財の適切な保存・継承に取り組むとともに、歴史資源や伝統文化を生かした地域活性化を図るため、地域の偉人や歴史、様々な文化財や多種多様な民俗芸能、食などの伝統文化や観光資源を活用し、人的・経済的な交流を推進します。

### 【課題と今後の方向】

課 題	今後の方向
<b>&lt;具体的推進方策①&gt; 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信</b>	
県民の民俗芸能への理解増進や民俗芸能団体の活性化を図るため、民俗芸能の鑑賞と発表の場を一層確保していくとともに、民俗芸能団体の活動継続に向けた動きを支援する必要があります。	「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」における出演機会の確保など、民俗芸能の発表・鑑賞の機会の確保や情報発信に取り組みます。 また、民俗芸能団体の活動継続に向けて、「芸術体験イベント」等における子どもの出演機会の確保や、出演団体同士の交流機会の創出など、次世代へ引き継ぐ取組を推進します。
<b>&lt;具体的推進方策②&gt; 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進</b>	
令和4年度の歴史・文化に関する観光地点での入込客数は、新型コロナウイルス感染症の影響による移動や外出の自粛のため、伸び悩みましたが、文化財等の歴史資源や伝統文化を生かした地域活性化に向けて、歴史・文化に関する観光地点への来訪者を増加させていく必要があります。	「いわての文化情報大事典」ホームページやSNS等を活用した歴史文化や伝統文化の更なる情報発信、世界遺産等への来訪者が民俗芸能を観覧できる機会の創出等により、歴史・文化に関する交流人口の拡大に取り組みます。

### 1 政策項目を取り巻く状況

- 令和5年1月に盛岡市がニューヨーク・タイムズ紙の「2023年に行くべき52か所」に選ばれたことにより、国内外から多くの観光客が訪れるなど岩手県への関心が高まっています。
- 民俗芸能など地域の文化を継承する人材の減少や、文化芸術活動の担い手の高齢化が懸念される一方で、Uターン者や移住者の参加により、新たな担い手が育っている民俗芸能団体があります。
- 令和5年10月現在の国の重要無形民俗文化財の指定件数は329件であり、そのうち本県は9件となっています。また、このうち民俗芸能は7件となっています。
- 令和5年県民意識調査によると「郷土の歴史や伝統文化が受け継がれる環境」の重要度は42位、満足度は12位となり、ニーズ度は46位となっています。

### 2 他の主体の取組の状況（県民、企業、NPO、市町村など）

- 県内18の高等学校における郷土芸能部活動など、児童生徒が民俗芸能の継承活動に取り組んでいるほか、市町村においては、民俗芸能の発表・鑑賞イベントが実施されています。
- 市町村においては、文化財保存活用地域計画の作成に取り組んでおり、計画作成のための情報収集や調査に時間を要したものの、文化庁への認定申請に向けて作業が進められています。

### 3 いわて幸福関連指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値	参考)全国順位(東北順位)		
						R3	R4	比較
64 世界遺産等の来訪者数	千人	417	991	712	693	-	-	-
65 国、県指定文化財件数	件	574	589	580	579	31位 (3位)	31位 (3位)	横ばい (横ばい)
66 民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	393	393	393	393			

### 4 県の取組(具体的推進方策)の状況

#### (1) 民俗芸能の公演発表などによる、伝統文化への理解促進と情報発信

##### ◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
386 「岩手県民俗芸能フェスティバル」鑑賞者数[累計]	人	3,225	14,820	3,510	2,076

##### 推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)		決算額の財源内訳				活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	国庫	その他	県債	一般	A	B	C	D	A	B	C	D
2	9	9	4	0	0	5	2 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (50%)	0 (0%)	1 (50%)	0 (0%)

#### (2) 伝統文化、文化財などを活用した交流の推進

##### ◆具体的推進方策指標の状況

指標名	単位	現状値 (R3)	計画目標値 (R8)	R5 目標値	R4 の値
387 観光客数(歴史・文化に関する観光地点での入込客数)	千人	1,698	3,375	2,440	2,266
388 民俗芸能イベント等を契機とした交流会等への参加団体数[累計]	団体	8	32	8	7
389 「いわての文化情報大事典」ホームページページビュー数	千件	1,299	1,400	1,100	1,207
390 文化財のユニークベニュー活用件数[累計]	件	25	160	30	43

##### 推進方策を構成する事業の状況(前年度実績。事業の詳細は巻末一覧表を参照)

事業数	投入コスト(百万円)		決算額の財源内訳				活動内容指標の達成度				成果指標の達成度			
	予算額	決算額	国庫	その他	県債	一般	A	B	C	D	A	B	C	D
9	644	622	266	1	0	355	7 (78%)	1 (11%)	0 (0%)	1 (11%)	3 (75%)	1 (25%)	0 (0%)	0 (0%)

# 岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針（概要版）

## 【国の動き】

### 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）

- ・ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を段階的に推進
- ・ 令和5～7年度の3年間を改革推進期間と位置付け
- ・ 地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す

## 《これまでの方針》

### 岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）

（令和元年8月 岩手県教育委員会）

#### 【目的・意義】

部活動は学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的・自発的参加により行われるもの。過度の練習が生徒の心身に負担を与えることを理解すること。

## 【県の動き】

### いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（提言）

（令和3年3月 岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議）

- ・ 中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組について提言
- ・ 「岩手県における部活動の在り方に関する方針（改定版）」の内容検討及び再改定が求められた

全面的に改定し、新たに方針を策定

参考

対応

## 「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」

Iは公立・私立中学校の生徒を主な対象とし、公立・私立高等学校の生徒も原則適用。II～IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高等学校や私立学校は実情に応じて取り組むことが望ましい。

### I 学校部活動

改定

教育課程外の活動である学校部活動について、従来の方針の内容を踏まえつつ、実施する場合の適正な運営等の在り方

#### ■ 適切な運営のための体制整備

- 暴力（体罰）・ハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）の根絶
- 部活動の指導方針について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定

#### ■ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- スポーツ医・科学の見地から、休養を適切に取ることが必要
- 短時間で効果が得られるよう、効率的・効果的な指導の工夫
- 対話を重視しコミュニケーションを十分に図った上での指導

#### ■ 適切な休養日等の設定

##### 岩手県の部活動休養日及び活動時間の基準

###### 【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

###### 【高等学校】

- 週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
- 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。

- 部活動を補完する活動（保護者会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、部活動と合わせて基準内とする

#### ■ 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 多様なニーズに応じた活動の環境整備
- 合同部活動の取組の推進
- 自主的・自発的な活動（強制的に加入させない）

#### ■ 学校部活動の地域連携

- 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携した部活動の実施
- 興味関心に応じた活動選択への配慮

#### ■ 学校部活動中の事故防止等

- 気象情報等に留意し、熱中症防止等について適切に対応
- マニュアル作成等による安全管理体制の構築

### II 新たな地域クラブ活動

新規

行政・学校・地域等が連携・協働した、生徒の活動の場として整備すべき地域クラブ活動の在り方

#### ■ 新たな地域クラブの在り方

- 学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備
- 生徒のニーズに応じたプログラムの提供、指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機
- 例えば総合型地域スポーツクラブの充実により、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境を期待

#### ■ 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体
  - ・ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、文化芸術団体など多様なものを想定
  - ・ 保護者会・同窓会など学校関係組織・団体も想定、市町村も想定
- 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
  - （協議会等による関係者間の連携体制の構築）
- 指導者（質の保障、量の確保等）
  - ・ 相談窓口の設置・活用、広域的な人材バンクの整備、希望する教員等の円滑な兼職兼業の許可
- 多様なニーズに応えるためのプログラムの確保
- 適切な休養日等の設定

##### 地域クラブ活動の休養日及び活動時間の基準

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
  - ・ スポーツ医・科学の見地から、休養を適切に取ることが必要
- 活動場所
  - ・ 公共のスポーツ・文化施設や地域団体・民間事業者等が有する施設、地域の学校に加え、廃校施設も活用を検討（低廉な利用料を認めるなど負担軽減等を検討）
- 可能な限り低廉な会費の設定
- 怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険の加入の促進

#### ■ 学校との連携（協議会等の場を活用）

### III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新規

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むための進め方

- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- 平日の環境整備はできるところから
- 市町村が運営団体となる体制や、地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備
  - ※ 直ちに体制整備が困難な場合、地域連携として拠点校方式による合同部活動も導入しながら部活動指導員や外部指導者を適切に配置
- 県・市町村において関係者からなる協議会等を設置し、検討体制を整備
- 国の改革推進期間（令和5～7年度）を踏まえ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- 市町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

### IV 大会等の在り方の見直し

新規

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方

- 生徒の大会・コンクールの参加・応募等の機会を確保（地域クラブ活動の会員等が参加・応募可となるよう見直し）
- 大会参加引率や運営に係る体制の整備
- 気温や湿度、暑さ指数等の客観的な数値による大会開催可否の判断
- 交流等のイベントや高い水準の大会などの多様な大会等の開催、多様なニーズに対応した機会の設定



令和6年1月 岩手県 岩手県教育委員会

岩手県における学校部活動及び  
新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針

令和6年1月

岩手県 岩手県教育委員会

## 目 次

はじめに	2
本方針策定の趣旨等	4
I 学校部活動	5
1 適切な運営のための体制整備	5
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	7
3 適切な休養日の設定	8
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	9
5 学校部活動の地域連携	10
6 学校部活動中の事故防止等	11
II 新たな地域クラブ活動	12
1 新たな地域クラブ活動の在り方	12
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	13
3 学校との連携	19
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	20
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	20
2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	21
3 地方公共団体における総合的・計画的な取組	22
IV 大会等の在り方の見直し	23
1 生徒の大会等の参加機会の確保	23
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	24
3 生徒の安全確保	25
4 大会等の在り方	25
終わりに	27

## はじめに

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 今後、本県においても生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 平成30年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、平成31年・令和元年に、中央教育審議会<sup>1</sup>や国会<sup>2</sup>から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。令和2年に、スポーツ庁及び文化庁は、令和5年度以降、休日<sup>3</sup>の部活動の段階的な地域移行を図ることとした<sup>4</sup>。
- 令和4年6月及び8月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁及び文化庁が設置した部活動の地域移行に関する検討会議から各提言が示された。  
これらを踏まえて、スポーツ庁及び文化庁は、学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行に取り組むべく、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）を令和4年12月に策定した。

---

1 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中央教育審議会 平成31年1月答申）

2 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院令和元年11月、参議院同年12月）

3 地方公共団体の条例上「休日」と定められている日を指し、ほとんどの場合は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日。

4 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月 文部科学省）

- 本県においても、このような状況を踏まえ、岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議では、生徒の多様な学びの場である部活動の教育的意義を認識しつつ、中学生本位の有意義なスポーツ・文化活動の在り方の方向性を整理することを目的として検討を行い、文部科学省の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の動きも見据えながら、「望ましい活動・環境の姿」の実現に向け、中学生のスポーツ・文化活動を支える各主体（市町村・市町村教育委員会、学校、関係団体、指導者）に求められる役割・取組を提言としてまとめた<sup>5</sup>。
  
- これらの国や県の動きを踏まえ、「岩手県における部活動の在り方に関する方針(改定版)」について、全面的に改定し、新たに「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」を策定するものである。

---

<sup>5</sup> いわての中学生のスポーツ・文化活動のこれから（令和3年3月 岩手県「中学生スポーツ・文化活動に係る研究」有識者会議）

## 本方針策定の趣旨等

- 本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、県の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 本方針は、義務教育である中学校<sup>6</sup>の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 本方針のうち「Ⅰ 学校部活動」については、高等学校<sup>7</sup>段階の学校部活動についても対象とする。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 一方、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」については、公立中学校の生徒の活動を主な対象とし、国立の中学校においても学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

公立の高等学校段階については、義務教育修了後に多様な教育活動が行われている状況を踏まえつつ、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて学校部活動の改革に取り組むことが望ましい。

私立学校については、国公立学校におけるこれらの取組も参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

---

6 中学校は、義務教育活動後期課程及び特別支援学校中等部を含む。以下同じ。

7 高等学校は、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。

## I 学校部活動

学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、以下に示す内容を徹底する。

### 1 適切な運営のための体制整備

#### (1) 学校部活動における方針の策定等

ア 県<sup>8</sup>は、本方針 I を、県立学校における「設置する学校に係る部活動の方針（以下「設置者の方針」という。）」とする。

イ 学校の設置者<sup>9</sup>は、国のガイドラインに則り、本方針を参考に、設置者の方針を策定する。

ウ 校長<sup>10</sup>は、設置者の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定及び公表する。

各部の責任者（以下「部活動顧問」という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供する。

なお、練習時間を補完する等の目的で、学校部活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動（保護者会・スポーツ少年団等）（以下「学校部活動を補完する活動」という。）については、生徒の生活リズムや健康面の配慮から、設置者の方針を踏まえた活動となるよう、校長及び部活動顧問は主催者と連携を図る。

エ 県及び学校の設置者は、上記ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

---

8 県は、県教育委員会を含む。以下同じ。

9 学校の設置者は、市町村（市町村教育委員会を含む。）、学校法人等とする。以下同じ。

10 校長は、義務教育学校における学園長を含む。以下同じ。

## (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員<sup>11</sup>の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の健康や安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から、複数顧問の配置や臨時特設部の在り方等について検討し、適正な数の学校部活動を設置する。

なお、設置に当たっては、今後の生徒数の推移等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。

イ 県及び学校の設置者は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。また、教師ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。部活動指導員が十分に確保できない場合には、校長は、外部指導者を積極的に配置し、必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築するとともに、地域の指導者やスポーツ・文化芸術団体等との連携について検討する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、学校部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、県教育委員会が検討を進めている再発防止「岩手モデル」策定の趣旨を踏まえて暴力（体罰）・ハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けること、生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、学校における部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部及び学校部活動を補完する活動等の活動内容を把握し、生徒が健康で安全にスポーツや芸術文化等の活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導及び是正を行う。

オ 校長は、部活動の指導方針（ねらい・指導体制・休養日や活動時間の設定等）について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（部活動連絡会等）を設定する。

11 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校及び高等学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。（部活動指導に協力する「外部指導者等」とは異なる。）

学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命ずることができる。また、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。

カ 県及び学校の設置者は、部活動顧問等を対象として、県教育委員会が検討を進めている再発防止「岩手モデル」策定の趣旨を踏まえた研修や、スポーツ指導等に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

キ 県、学校の設置者及び校長は、教職員の学校部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針<sup>12)</sup>」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

ク 県は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、市町村<sup>13)</sup>等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援を行う。また、スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び暴力・ハラスメントの根絶を徹底する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の専門的指導を行う部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことや、運動部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう、効率的・効果的な指導を工夫して行う。

12 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」と定義し、時間外在校等時間の上限を①1カ月45時間以内、②1年間360時間以内等としている。

13 市町村は、市町村教育委員会を含む。以下同じ。

ウ 文化部活動の専門的指導を行う部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られるよう、効率的・効果的な指導を工夫して行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績、地域の行事や催し等への参加などそれぞれの目標を達成できるよう、生徒との対話を重視し、コミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、生徒の発達状況や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識<sup>14</sup>を得た上で指導を行う。

## (2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

イ 県及び学校の設置者は、各学校において、2(1)に基づく指導を行うことができるよう中央競技団体等が作成した指導手引の活用推進及び指導資料の作成等、必要な支援を行う。

## 3 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるようにすること。

運動部においては、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究<sup>15</sup>も踏まえ、次のとおりできるだけ短時間で、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部においても、望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

14 例えば、女性アスリートの健康管理上の問題点として、「利用可能エネルギー不足」「無月経」「骨粗鬆症」があり、これらは「女性アスリートの三主徴」と呼ばれている。「女性アスリートの三主徴」は、継続的な激しい運動トレーニングが誘因となり、それぞれの発症が相互に関連し女性アスリートにとって重要な問題である。(参考:「成長期女性アスリート指導者のためのハンドブック」(独立行政法人日本スポーツ振興センターほか))

15 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。

## 岩手県の部活動休養日及び活動時間の基準

### 【中学校】

- 週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

### 【高等学校】

- 週1日以上以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
- 1日の活動時間は、学校の特色及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。

- ・ 学校部活動を補完する活動（保護者会・スポーツ少年団等）が行われる場合は、学校部活動と合わせて基準（休養日・活動時間）を超えない活動とする。
- ・ 長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・ 生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・ 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。

イ 学校の設置者は、1（1）に掲げる設置者の方針の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、本方針の基準を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「部活動における休養日及び活動時間」の基準を踏まえるとともに、設置者の方針に則り、部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を、生徒のみならず部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者を含めて把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ 県、学校の設置者及び校長は、定期試験前後等の一定期間（例えば、一週間）、各部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻

度・時間の目安、参加する大会数の上限の目安等、地域や学校の実態を踏まえた設定について検討を行う。

#### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動等が考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。

イ 県及び市町村は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障がいのある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 県、学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。また、生徒が主体となって活動できる体制となるよう配慮する。

#### 5 学校部活動の地域連携

ア 県、学校の設置者及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や、地域の人々の協力、体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域に

において、行政、学校、保護者、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。

イ 県、学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。

ウ 地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体（以下「地域のスポーツ団体」という。）は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を図る。

エ 各分野の文化芸術団体等は、県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。

オ 地域のスポーツ団体及び各分野の文化芸術団体等は、県又は学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

カ 県、学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

キ 県、学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう配慮する。

## 6 学校部活動中の事故防止等

ア 校長及び部活動顧問は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の健康状態の把握に努めるとともに気象情報等に留意し、熱中症の防止等について、適切に対応する。

イ 学校の設置者及び校長は、県教育委員会が運動部活動における事故防止を図ることを目的として令和3年4月に策定した「運動部活動における安全対策について」を参考として、学校の実情に応じた安全対策マニュアルの作成等により、危機管理意識を高め安全管理体制を構築し、安全・安心な学校部活動を行う。

## II 新たな地域クラブ活動

公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くという視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。市町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できることから取組を進めていくことが望ましい。

### 1 新たな地域クラブ活動の在り方

ア 県及び市町村は、生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する。

イ 地域クラブ活動を行う環境の整備は、各地域クラブ活動を統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体が進めることが考えられる<sup>16</sup>。このような運営団体・実施主体等の整備、生徒のニーズに応じた複数の運動種目・文化芸術分野に取り組めるプログラムの提供、質の高い指導者の確保等に取り組み、生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。

ウ 新たな地域クラブ活動を整備するに当たり、例えば総合型地域スポーツクラブの充実を図ることで、中学校の生徒だけではなく、他の世代にとっても、気軽にスポーツ・文化芸術活動を行える環境となり、地域全体としてより幅広いニーズに応えられるようになること、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されること、行政やスポーツ・文化芸術団体、学校等との緊密な連携や、指導者等の活用が充実することが期待できる。

### 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

#### (1) 参加者

---

16 運営団体及び実施主体は、同一の団体となる場合も考えられる。

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障がいのある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

## (2) 運営団体・実施主体

### ① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実

#### 【地域スポーツ団体等】

ア 市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団<sup>17</sup>、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学など多様なものを想定する。また、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町村が運営団体となることも想定される。

イ 県及び市町村並びに県体育協会をはじめとしたスポーツ団体等は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する。また、運営団体・実施主体は、『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行うことが求められる。

#### 【地域文化芸術団体等】

市町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。その際、運営団体・実施主体は、文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する。なお、市町村が運営団体となることも想定される。

### ② 関係者間の連携体制の構築等

ア 県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大

<sup>17</sup> JSP0においては、令和4年4月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取組を検討している。

会参加日等)を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

### (3) 指導者

#### ① 指導者の質の保障

##### 【地域スポーツクラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。

また、スポーツ団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

ウ スポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

エ 競技団体及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県や市町村などスポーツ団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。

##### 【地域文化クラブ活動】

ア 県及び市町村は、生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。また、指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、自ら設ける相談窓口の設置及びその周知や、県や市町村など文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

## ② 適切な指導の実施

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（1）に準じ、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、暴力・ハラスメントを根絶する。県及び市町村は、適宜、指導助言を行う。

イ 指導者は、I 2（1）に準じ、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、生徒の発達状況や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、I 2（2）アの指導手引を活用して、指導を行う。

## ③ 指導者の量の確保

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 県は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

ウ 県、市町村及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

エ スポーツ団体、文化芸術団体等は、指導者資格の取得や研修・講座の受講に際し、インターネットを通じて受講できるようにするなど、指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う。

## ④ 教師等の兼職兼業

ア 教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

#### (4) 活動内容

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室や体験型キャンプのような活動、レクリエーション的な活動、シーズン制のような複数の種目や分野を経験できる活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動、アーバンスポーツや、メディア芸術、ユニバーサルスポーツやアート活動など、複数の活動を同時に体験することを含め、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。

イ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域の実情に応じ、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。

ウ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する。

#### (5) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、2(2)②のとおり、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、調整を図ることが必要である。

## 地域クラブ活動の休養日及び活動時間の基準

- 学校の学期中は、週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上）の休養日を設ける。地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とする。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・ 学校の長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・ 生徒が多様な活動を行うことや十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・ 学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。
- ・ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

### （6）活動場所

- ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校などの施設を活用することに加え、廃校施設についても、経年劣化等の状況を踏まえ活用を検討する。
- イ 県及び市町村は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。
- ウ 営利を目的とした学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている市町村は、地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう改善を行う。

エ 県及び市町村は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

オ 県、市町村及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による前記2（2）②の協議会等を通じて、前記イからエまでを踏まえた地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

カ 前記アからオまでについて、県や市町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）も参考に取り組む。

## （7）会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 県及び市町村は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額とするなどの支援を行うとともに、国の制度等を踏まえながら、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

ウ 県及び市町村は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

## （8）保険の加入

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者

や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

### 3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2(2)②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 県及び市町村は、地域クラブ活動が前記2に示した内容に沿って適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 県、市町村及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう配慮する。

### Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。各市町村等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

#### 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

##### (1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

ウ 地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

##### (2) 検討体制の整備

ア 県及び市町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

イ 県は、指導者の状況をはじめ県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、市町村に対し提供するなど、広域的な調整や市町村に対する助言・支援を行う。

ウ 県及び市町村は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文

化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。その際、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署等の他、地域スポーツ・文化コミッションやスポーツ推進委員、地域おこし協力隊等との連携も考えられる。

エ 県及び市町村の体育・スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

オ 県及び市町村の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

カ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

### (3) 段階的な体制の整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

① 市町村が運営団体となり、あるいは市町村が中心となって社団法人やNPO法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制。

② 総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制。

※ なお、直ちに前記①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、県、市町村及び学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

## 2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 国は、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の方針を定めている。県及び市町村は、

地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていく必要があることから、後記3の推進計画の策定等により、休日の学校部活動を、段階的に地域連携・地域クラブ活動への移行を進める。その際、例えば中山間地域など、市町村等によっては合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととし、県は適切な指導助言を行う。

イ 県及び市町村は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

### 3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

ア 市町村は、前記2を踏まえ、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

イ 県は、休日における学校部活動の段階的な地域クラブ活動への移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町村における取組の進捗状況を把握し、市町村等に対して必要な指導助言、支援を行う。

## IV 大会等の在り方の見直し

新たな地域クラブ活動を実施するに当たっては、活動の成果発表の場である大会やコンクール等において、学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じて、持続可能な運営がされる必要がある。ここでは、地域クラブ活動の実施に伴いあるべき大会等の在り方について示す。

### 1 生徒の大会等の参加機会の確保

ア 中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から、大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、県大会、地区大会及び市町村大会において見直しを行う。

例えば、既に日本中学校体育連盟（以下「日本中体連」という。）においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定し、その参加資格の拡大を着実に実施することとなっている。あわせて、県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）においては、令和5年度の岩手県中学校総合体育大会から、地域スポーツ団体等の参加について認めているところであり、その参加を認める条件については、必要に応じて見直し等を行う。

イ 県及び市町村は、大会等に対する支援の在り方を見直し、地域クラブ活動等も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援を行う。

ウ 大会等の主催者は、移行期において学校部活動と地域クラブ活動の両方が存在する状況において、公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームの取扱いや参加登録の在り方について、随時、実態に応じた見直しを図り、生徒にとって望ましい大会とする。

### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

#### (1) 大会等への参加の引率

##### 【学校部活動】

ア 大会等の主催者は、学校部活動における大会等の引率は原則として部活動指導員が単独で担うことや、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、生徒の安全確保等に留意しつつ、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を、大会等の規定として整備し、運用する。

イ 大会等の主催者は、主催大会において、集団競技においても外部指導者による引率を可能とし、また、個人競技においても、校長・教師・部活動指導員が引率できない場合に限定するのではなく、適切な外部指導者がいる場合には校長が認めた上で引率を可能とするよう、引率規定を見直す。

ウ 県及び市町村において、部活動指導員や外部指導者による引率を認めていない場合は、適切な部活動指導員や外部指導者による引率が可能となるよう見直す。

### 【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する。

## (2) 大会運営への従事

ア 大会等の主催者は、自らの団体等に所属する職員に大会運営を担わせ、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いてスポーツ・文化芸術団体等に外部委託をするなど、適切な体制を整える。

イ 大会等の主催者は、大会等に参加する学校や地域クラブ活動の実施主体等に対して、審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、参画することに同意する部活動顧問や地域クラブ活動の指導者に対して、大会等の主催者のスタッフとなることを委嘱し、主催者の一員として大会等に従事することを明確にする。

ウ 教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

エ 教育委員会や校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

オ 大会等の主催者及びスポーツ・文化芸術団体は、「学校における働き方改革の推進への御協力について（依頼）」（令和2年1月27日付け教職第713号）<sup>18</sup>を踏まえ、役員等として当該団体の活動に従事している教師等の負担軽減について検討する。

18 県教育委員会は、当該通知により、県中学校文化連盟、県中学校体育連盟、県高等学校文化連盟、県高等学校体育連盟、県高等学校野球連盟、県体育協会に対し、大会・総合文化祭・事業等の精選・合理化・合理的開催方法の検討等、競技団体・支部・専門部の事務局を担当する教員の役割の見直し・負担軽減等の検討、事務局を担う学校における負担軽減等の検討について依頼した。

カ 大会等の主催者は、必要に応じ、スポーツ・文化ボランティア活動等との連携を図る。

### 3 生徒の安全確保

ア 大会等の主催者は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の開催時期について、夏季であれば原則として空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける。

イ 大会等の主催者は、夏季以外の季節であっても気温や湿度の高い日が少なくないことから、各種目・部門の特性等を踏まえ、中学校等の生徒向けの大会等の開催可否の判断基準として、例えば、JSP0の「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」に示されている熱中症予防運動指針を参考とした、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す。

なお、判断基準内で開催する場合であっても、参加生徒の適切な判断、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

ウ 大会等の主催者は、天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。

### 4 大会等の在り方

ア 大会等の主催者は、発育・発達期にある生徒にとっての大会の意義を、本方針の趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す。

イ 大会等の主催者は、大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する。

ウ 県中体連及び地区中学校体育連盟(以下「地区中体連」という。)並びに県及び市町村は、前記Ⅱ 2 (2) ②の協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める。

エ 校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、県中体連及び地区中体連並びに県及び市町村が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

オ 大会等の主催者は、スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的としたイベントや、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会等を開催する。その際、誰もが参加機会を得られるよう、リーグ戦の導入や、能力別にリーグを分けるなどの工夫をする。

カ スポーツ団体や文化芸術団体は、例えば、大会等の開催と併せて生徒等向けの体験会を実施するなど、自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける。

キ 特別支援学校等の大会等については、特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する。

## 終わりに

- 本方針は、現時点で考えられる方向性の大枠を示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。
- 市町村、学校、スポーツ・文化芸術団体等においては、本方針を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進めることが望まれる。
- これらの取組により、生徒を含めた地域住民を対象として、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備することで、地域スポーツ・文化芸術全体を振興する契機となり、スポーツ・文化芸術による「まちづくり」につながることを期待される。
- 岩手県及び岩手県教育委員会は、本方針について、着実な実施を図るとともに国の改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

「岩手県における学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」  
策定に向けた検討会議 構成員

構成団体名	役職名	氏名
岩手県中学校長会	会長	中 屋 豊
岩手県高等学校長協会	理事	清 川 義 彦
岩手県特別支援学校連絡協議会	校長部会委員	森 山 学
一般社団法人岩手県私学協会	副会長	鷹 觜 文 昭
岩手県市町村教育委員会協議会	(盛岡市教育委員会教育次長兼学校教育課長)	佐々木 寿 洋
一般社団法人岩手県PTA連合会	会長	山 下 泰 幸
岩手県高等学校PTA連合会	会長	川 上 博 基
岩手県教職員組合	中央執行副委員長	八重樫 千 晶
岩手県高等学校教職員組合	書記次長	高 橋 輝 久
岩手県中学校文化連盟	会長	泉 澤 毅
岩手県中学校体育連盟	会長	橋 場 中 士
岩手県高等学校文化連盟	理事長	丸 若 礼 子
岩手県高等学校体育連盟	理事長	中 村 和 平
岩手県青少年野球団体協議会	(岩手県高等学校野球連盟理事長)	大 木 秀 一
公益財団法人岩手県体育協会	副会長兼理事長	谷 藤 節 雄
岩手県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	副会長	村 里 洋 子
岩手県スポーツ少年団	副本部長	鷹 觜 武 寿
一般社団法人岩手県芸術文化協会	運営委員	村 松 玲 子
国立大学法人岩手大学	教授	浅 沼 道 成
岩手県ふるさと振興部学事振興課	総括課長	本 多 牧 人
岩手県文化スポーツ部文化振興課	総括課長	武 蔵 百 合
岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課	総括課長	鈴 木 忠
岩手県教育委員会事務局教職員課	総括課長	大 森 健 一
岩手県教育委員会事務局学校教育室	学校教育企画監	度 會 友 哉
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課	総括課長	小 澤 則 幸
岩手県教育委員会事務局保健体育課	総括課長	菊 池 勝 彦

SUNTORY

東北サンさんプロジェクト

since 2011

さんりく音楽祭 2024 春

佐渡裕 & スーパーキッズ・オーケストラ

こころのビタミン  
プロジェクト in 釜石



指揮 / 佐渡裕

© 飯島隆

2024年

3月30日(土)

釜石市民ホール TETTO  
ホールA

開場 17:30 開演 18:00

入場無料

全席指定・要整理券

※未就学児入場不可

【プログラム】

モリコーネ：ニュー・シネマ・パラダイス

チャイコフスキー：弦楽セレナードより ほか

入場整理券配布

2月3日(土)9時より配布開始

場所・お問合せ ▶ 釜石市民ホール 0193-22-2266

<注意事項>

- おひとりさま 4 枚まで。
- 座席場所は選べません。ホールが指定する順番に良席から配布いたします。
- 身障者優先席を設けています。ご希望の方はホールまでお問合せください。

ご来場される皆様へお願い

- 発熱や体調不良時には来館や来場をお控えください。
- 施設内でのマスク着用は個人の判断となります。混雑時や継続的な発声を伴う公演等、必要に応じて着用してください。
- 施設内での咳エチケットや手洗いの励行を推奨します。

【主催】岩手県、兵庫県立芸術文化センター、釜石市民ホール 【共催】釜石市 【後援】釜石市教育委員会 【制作】岩手県文化振興事業団  
【プロジェクト・パートナー】サントリーホールディングス<サントリー東北サンさんプロジェクト>、ピアス  
【プロジェクト・サポーター】早駒運輸 神戸シーバス、JTB  
【お問合せ】釜石市民ホール TETTO(指定管理者 釜石まちづくり株式会社)  
TEL 0193-22-2266 <https://tetto-kamaishi.jp/>



本事業は岩手県企業局の「震災復興・ふるさと振興パワー積立金」を活用しています。



## ミセテイワテ動画コンテスト受賞作品の決定について

岩手のメディア芸術の振興と動画を活用した岩手の魅力発信を目的とした「ミセテイワテ動画コンテスト」の受賞作品が決定しましたのでお知らせします。

### 1 コンテストの概要等

#### (1) 目的

本県の文化やメディア芸術の振興を図るとともに、映像作品を通して本県の多彩な魅力を広く発信し、本県への認知度の向上及び関係人口の拡大を図る。

#### (2) 募集期間

令和5年8月1日（火）～11月30日（木）

#### (3) 募集作品

岩手に関連するオリジナルの映像作品（表現方法はアニメ、CG、実写可）

テーマ：「岩手を魅せるのはあなた!？」

岩手の自然や街並み、食、暮らし、ものづくり、伝統文化など、岩手の魅力を伝える動画を募集する。

#### (4) 応募数

部門	応募数
チャレンジ部門（31秒以上3分以内）	86 作品
インスタ部門（30秒以内）	1,159 作品
合計	1,245 作品

#### (5) 審査方法

1次審査は、委託事業者と県による募集条件等の確認審査を実施し、2次審査では、各審査員が採点し、各部門の候補作品を選定。

最終審査は、審査会を開催し、受賞作品を決定（別添「受賞作品」のとおり）。

特別審査員（映画監督・大友 啓史氏）、アンバサダー兼審査員（映像ディレクター・高橋 栄樹氏）  
審査員（アニメ・コンテンツプロデューサー・伊藤 敦氏、映像ディレクター・土屋 隆俊氏  
フォトグラファー・Ayane 氏）

### 2 表彰式

(1) 日時 令和6年2月6日（火）15時30分～16時30分

(2) 会場 県庁12階特別会議室

(3) 出席予定者 特別審査員：大友 啓史氏、  
アンバサダー兼審査員：高橋 栄樹氏  
審査員：伊藤 敦氏、土屋 隆俊氏（オンライン出席）  
岩手県知事

### 3 受賞作品の公開

本日2月5日（月）17時に、「ミセテイワテ動画コンテスト特設サイト」にて公開。

ミセテイワテ動画コンテスト特設サイト <https://miseteiwate.jp>



# 受賞作品



## 【チャレンジ部門 (31秒~3分)】

- 最優秀賞 (1作品) [賞金20万円、賞状、トロフィー]



### 『Dear Iwate』 / Francisco Patrick

#### 〔作品概要〕

岩手での5年間の生活や景色、イベント（盛岡さんさ踊り、一関市のモトクロス、陸前高田市のけんか七夕まつり、岩手山焼走り熔岩流など）をまとめた動画。

- 優秀賞 (3作品) [賞金5万円、賞状]



### 『シーズンクリッピング/冬 ホームスパン篇』 寺澤 樹理

#### 〔作品概要〕

みちのくあかね会のインタビュー動画



### 『温泉宿の魅力~「湯治宿」と「温泉旅館」』 石井 千秋

#### 〔作品概要〕

趣の異なった楽しみのある「湯治宿」と「温泉旅館」の魅力を紹介



### 『男4人旅in岩手』 近藤 晟地

#### 〔作品概要〕

「岩手ってどんな所？」と思っている人達が  
行きたくなるよう岩手の楽しみ方を紹介

## 【チャレンジ部門（31秒～3分）】

### ■ 特別賞（1作品）〔賞金3万円、賞状〕



#### 『あべあべ! 夢と希望のまち 陸前高田ラップ』 石渡 大暉

#### 〔作品概要〕

自作の粘土人形を用いて、陸前高田市の観光地、特産品、震災遺構、津波伝承館をラップ調で紹介。

### ■ 奨励賞（1作品）〔賞金2万円、賞状〕



#### 『遠野物語』 佐藤 潤

#### 〔作品概要〕

「遠野物語」をテーマにしたダークなテイストのプロモーションビデオ



## 【インスタ部門（30秒以内）】



### ■ 最優秀賞（1作品）〔賞金5万円〕



\*sprout\*

#### 〔作品概要〕

四季により表情が変わる岩手山の風景を紹介

### ■ 優秀賞（3作品）〔賞金2万円〕



Gen

#### 〔作品概要〕

歴史公園えさし藤原の郷を紹介

### ■ 優秀賞（3作品）〔賞金2万円〕



Pete Leong

#### 〔作品概要〕

蕨川地区のまほら岩手「氷の世界」を紹介

### ■ 優秀賞（3作品）〔賞金2万円〕



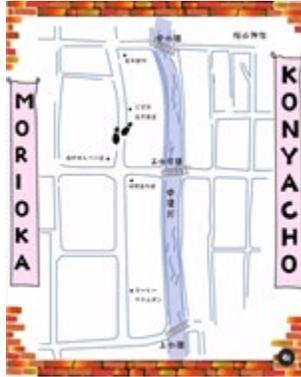
みみ🌹のじじ

#### 〔作品概要〕

盛岡城跡公園の四季を紹介

## 【インスタ部門 (30秒以内)】

### ■ 特別賞 (5作品) [ご当地WAON 1万円分]



おちゃっこぐらし

[作品概要]  
盛岡・紺屋町の歩き方  
を紹介



nafu

[作品概要]  
岩手の四季・風景を  
紹介



Norihisa

[作品概要]  
日本の滝百選「不動の滝」  
を紹介



きよ

[作品概要]  
歴史公園えさし藤原の  
郷を紹介



さくら🌸岩手おでかけ情報

[作品概要]  
遠野物語を紹介

## 【インスタ部門 (30秒以内)】

■ 奨励賞 (8 作品) [ご当地WAON 5 千円分]



げいび観光センター

[作品概要] 冬の狛鼻溪



salt.ume

[作品概要] 滝観洞



はな

[作品概要] 岩手の風景



白沢せんべい店

[作品概要] 仕込み風景



Taka

[作品概要] 毛越寺



お琴

[作品概要] 雫石町・小さなカラマツの森



いずみ

[作品概要] 盛岡手づくり村



yuki 🍀

[作品概要] 岩手の夏

平泉の至宝、歴史的公開。

特別展

# 中尊寺

SPECIAL EXHIBITION

THE GOLDEN HALL OF CHUSON-JI TEMPLE  
CELEBRATING THE 900TH ANNIVERSARY OF ITS CONSTRUCTION

# 金色堂

建立  
900年

2024年1月23日火 - 4月14日日



東京国立博物館  
TOKYO NATIONAL MUSEUM

本館 特別5室  
[ 上野公園 ]

中央上:阿弥陀如来坐像、左上:勢至菩薩立像、右上:観音菩薩立像、左下:増長天立像、右下:持国天立像 すべて国宝 平安時代・12世紀 岩手・中尊寺金色院蔵

# 中央壇上の国宝仏像11体、 そろって公開!



国宝 地蔵菩薩立像

国宝 勢至菩薩立像

国宝 阿弥陀如来坐像

国宝 観音菩薩立像

国宝 地蔵菩薩立像



国宝 増長天立像



国宝 持国天立像

中尊寺金色堂は藤原清衡(1056~1128)によって建立された東北地方現存最古の建造物で、2024年に天治元年(1124)の上棟から900年を迎えます。これを記念して開催する本展では、堂内中央の須弥壇に安置されている国宝の仏像11体を一堂に展示するほか、きらびやかな堂内荘厳具の数々をご紹介します。会場内の大型ディスプレイでは8KCGで原寸大に再現された金色堂とその内部をご覧ください。世界遺産・平泉の迫力のある文化と歴史の粋をどうぞお楽しみください。



8KCG映像パースイメージ©NHK

## 極楽に響く 迦陵頻伽の美声



国宝 金銅迦陵頻伽文華鬘

## 金銀に輝くみ仏の教え



国宝 紺紙金銀字一切経(中尊寺経) 展示替えあり

## 原寸大の金色堂! 超高精細8KCGで再現

観覧料(税込)  
一般 1,600円  
大学生 900円  
高校生 600円

※中学生以下、障がい者とその介護者1名は無料。入館の際に学生証、障がい者手帳等をご提示ください。※当日券は、展覧会公式サイト、東京国立館正門チケット売場(窓口、閉館日のみ、閉館の30分前まで)、各種プレイガイドにて販売しております。※本展は事前予約不要です。※混雑時は入場をお待ちいただく場合がございます。

展覧会公式サイト  
チケット情報



### オリジナルグッズ紹介!

アクリルスタンド 4,400円(税込)

中尊寺金色堂の国宝仏像11体がそろった、とても豪華なアクリルスタンドをご用意しました。



邪鬼ぬいぐるみ 3,850円(税込)

邪鬼ファン必見! 持国天に踏みつけられている邪鬼がぬいぐるみになりました。  
※画像はイメージです。

### 音声ガイドナビゲーターは梶裕貴さん!

アニメ「平家物語」など、様々な作品で源義経役にもご縁がある梶裕貴さんが、中尊寺金色堂の歴史やみどころ、奥州藤原氏にまつわるエピソードをご案内します。  
貸出料金(会場入口):600円(税込)  
アプリ配信:650円(税込)



梶さんからのメッセージを展覧会公式サイトでチェック!  
<アプリダウンロード



[開館時間] 午前9時30分～午後5時 ※入館は閉館の30分前まで  
[休館日] 月曜日、2月13日(火) ※ただし、2月12日(月・休)、3月25日(月)は開館  
[主催] 東京国立博物館、中尊寺、NHK、NHKプロモーション、独立行政法人日本芸術文化振興会、文化庁  
[後援] 天台宗、岩手県、平泉町  
[協賛] SGC、光村印刷  
お問い合わせ先 | 050-5541-8600 (ハローダイヤル)  
公式サイト | <https://chusonji2024.jp/>



## TNM 東京国立博物館 TOKYO NATIONAL MUSEUM 本館 特別5室 [上野公園]

〒110-8712 東京都台東区上野公園13-9  
東京国立博物館ウェブサイト <https://www.tnm.jp/>  
交通 | JR上野駅公園口・鶯谷駅南口より徒歩10分、東京メトロ銀座線・日比谷線上野駅、千代田線根津駅、京成電鉄京成上野駅より徒歩15分  
※展示作品、会期、展示期間等については、今後の諸事情により変更する場合があります。最新情報は展覧会公式サイト等でご確認ください。※会期中、一部作品の展示替えを行います。詳細は展覧会公式サイトでお知らせします。



公式SNS

iwate\_world\_heritage  
いわての3つの世界遺産

✧ 岩手県公式 ✧

Instagram

いわての世界遺産  
イベント情報も  
掲載！

フォロー&いいね  
お願いします！



【公式】いわての3つの世界遺産

@iwate\_world\_heritage



県公式の世界遺産のアカウントです！  
岩手の3つの世界遺産の魅力を発信します📷🗨️ @IWATE\_WORLD\_HERITAGE



岩手県文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当

# 第 3 期岩手県文化芸術振興指針

岩 手 県



## はじめに



文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性を育みます。

とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となるものです。

県では、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、平成 20 年に岩手県文化芸術振興指針を策定し、その後、東日本大震災津波の発災を受け、平成 27 年に被災地の文化芸術活動の復旧支援などを盛り込んだ第 2 期の指針を策定しました。

この第 2 期指針策定からこれまでの間、岩手県においては、橋野鉄鉱山を含む明治日本の産業革命遺産が世界文化遺産に登録されたほか、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会やラグビーワールドカップ 2019™ 岩手・釜石開催が行われ、これに併せて民俗芸能の公演やアール・ブリュットの展覧会などの文化プログラムも実施されるなど、岩手の文化芸術が人々の注目を集めました。

一方、国においては、平成 29 年に観光やまちづくり、国際交流等の関連分野と連携した政策展開を新たに盛り込んだ文化芸術基本法や、平成 30 年に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立するなど、今後、文化芸術に関する多様な施策の推進が求められています。

こうした社会経済情勢の変化や国の法律制定の流れなどを踏まえ、岩手県文化芸術振興審議会や市町村、関係団体、県民の皆様から御意見をいただきながら、この度、第 3 期岩手県文化芸術振興指針を策定しました。

この指針では、基本目標を「豊かな歴史や文化を受け継いで 県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる 魅力あふれる岩手」とし、世界遺産や民俗芸能など岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と国内外との交流の推進、アーツカウンシルなどの文化芸術の総合的な支援体制の構築、障がい者による創造性あふれる文化芸術活動の支援などに取り組むこととしました。

東日本大震災津波からの復興に文化芸術が大きな力となってきた経験を踏まえ、改めて岩手の文化芸術の普遍的価値を認識、継承し、時代時代の新たな動きを取り入れながら、更に発展させていくことが重要です。

県民の皆様や多様な主体との連携と協働の下、文化芸術の振興に資する施策を推進してまいりますので、一層の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

令和 2 年 3 月

岩手県知事

達増拓也

## 目 次

I	岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等.....	1
1	指針策定の趣旨 .....	1
2	対象とする文化芸術の範囲.....	2
3	指針の位置付け .....	3
4	指針の適用期間 .....	3
II	岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識.....	4
1	社会経済情勢等の変化 .....	4
2	県や国の動き .....	5
3	施策の取組状況 .....	6
4	文化芸術に関する意識 .....	8
III	基本的方向性 .....	14
1	基本目標 .....	14
2	基本理念 .....	14
3	各分野等における目指す姿.....	15
4	施策の基本方向 .....	17
5	施策体系 .....	20
IV	施策の具体的推進 .....	22
1	岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進.....	22
2	県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備.....	25
3	日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信.....	27
4	文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築.....	28
5	障がい者による文化芸術活動の総合的推進.....	29
6	重点的取組事項 .....	31
V	指針の推進 .....	38
1	多様な主体が参画した文化芸術の推進.....	38
2	施策の評価 .....	40
	[指標と目標値一覧] .....	41
資料1	岩手県文化芸術振興基本条例.....	43
資料2	文化芸術基本法 .....	49
資料3	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律.....	54
資料4	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律.....	57
資料5	文化芸術に関する県民意識調査結果の概要.....	60
資料6	岩手県文化芸術振興審議会委員名簿.....	75
資料7	岩手県文化芸術振興審議会における審議経過.....	76
資料8	指針策定に当たっての意見募集結果.....	77

# 1 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

## 1 指針策定の趣旨

ここ岩手の地では、雄大な山々や母なる大河北上川、豊かな穀倉地帯、三陸の海など、岩手の変化に富んだ大地と風土が多様な生活文化を育み、交流により磨かれた共生の文化を築いてきました。

このように岩手に根付いた文化の基礎は、縄文時代まで遡ることができ、この地には、自然の移り変わりに寄り添いながら、人々が長期にわたって定住生活を続けてきた御所野遺跡など、縄文文化の宝庫と呼べるほど膨大な遺跡が分布しています。

また、自然豊かな岩手は、かつて金や鉄に代表される資源と馬や漆などの特産品に恵まれていました。この恵みに支えられ、前九年・後三年合戦の後に平泉を中心として、浄土思想の考え方に基づいた寺院・庭園が造られるなど独自の黄金文化が花開きました。

近世になり、良質の砂鉄と燃料となる木材が豊富な北上山地では「たたら製鉄」が盛んとなり、その後、釜石などでは鉄鉱石を原料とした洋式高炉による製鉄も行われ、全国へと広がりました。

近代に入って、本格的政党内閣を築いた原敬、「武士道」など優れた著書を残した新渡戸稲造、水沢緯度観測所<sup>1</sup>を建設した田中館愛橘、また文学、芸術の世界で多くの優れた作品を残した石川啄木<sup>2</sup>、宮沢賢治、萬鐵五郎など、今もって国内に加えて海外にも名を馳せる多彩な先人が輩出されました。

一方で、岩手には、日本最大の一木造りで北方を守護する兜跋毘沙門天立像に代表される優れた仏像の数々があり、また、神仏に無病息災、五穀豊穰、魔霊退散などを祈る儀式の中でそれぞれの地域で鹿踊、剣舞、神楽などが奉納され、小正月の田植踊りやえんぶりなどの予祝芸能や、盆の念仏踊りなどの先祖供養のように、人々の生活に密着した祭りや民俗芸能が数多く生まれました。

岩手の文化芸術は、こうした豊かな歴史の積み重ねと時代時代の新たな動きを取り込みながら今に至っています。

物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることのできない心の豊かさや、人々や地域の絆の大切さが強く求められている今日においてこそ、岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させることは極めて重要な意義を持っています。

県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成20年3月に岩手県文化芸術振興基本条例(平成20年岩手県条例第5号)を制定しました。

<sup>1</sup> 水沢緯度観測所：現在の国立天文台水沢 VLBI 観測所の前身。

<sup>2</sup> 石川啄木：啄の字は口偏に豕。

この条例制定を受けて、同年12月、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を定めるため、岩手県文化芸術振興指針を新たに策定しました。

平成27年3月には、第2期の指針を策定し、文化芸術団体はもとより、県民、民間団体・企業、市町村等の皆さんとともに、様々な文化芸術施策に取り組んできたところです。

第2期の指針の期間には、明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）の世界遺産登録、東日本大震災津波からの復興支援を契機とした国内外との交流の進展、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>等の開催を契機とした文化芸術プログラムの充実など、文化芸術の振興に関する様々な出来事がありました。

また、国においては、文化芸術基本法や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立しました。

本県においても、文化スポーツ部が新設され、また、新しい県の総合計画として「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目指すいわて県民計画（2019～2028）が策定されるなど、文化行政をめぐる動向にも大きな変化がありました。

このため、第2期の指針の期間の終了に伴い、これまでの施策の取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、文化芸術の面からも、幸福を守り育て、次世代へと引き継いでいく不断の取組を進めるため、今後5年間の文化芸術振興に関する総合的な目標及び施策の方向等を示す第3期岩手県文化芸術振興指針（以下「指針」という。）を策定するものです。

## 2 対象とする文化芸術の範囲

文化という言葉自体は、衣食住の日常生活上の慣習や習俗、さらには芸能、道徳、宗教、政治、経済といったものも含む意味でも用いられることがあり、非常に幅の広い言葉ですが、この指針の対象とする文化芸術の範囲は、次のとおりです。

### 【芸術・芸能】

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

### 【伝統文化】

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

### 【生活文化】

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

### 3 指針の位置付け

#### (1) 基本的な考え方

この指針は、岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための「文化芸術振興指針」として策定するものです。

#### (2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としての位置付け

本指針は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 に規定する地方文化芸術推進基本計画としての位置付けも有するものです。

#### (3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付け

本指針は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）第 8 条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付けも有するものです。

#### (4) いわて県民計画（2019～2028）との関係

本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」及び第 1 期アクションプラン「政策推進プラン」、「復興推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくものです。

また、本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の政策の体系における「健康・余暇」分野をはじめ、各政策分野の文化芸術振興に関する施策を、条例（第 3 条）に基づき、横断的に進めるものです。

### 4 指針の適用期間

この指針の適用期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

## II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

### 1 社会経済情勢等の変化

#### (1) 人口の減少と少子高齢化の急速な進行

本県の総人口は、平成9年から減少局面に入り、また、平成12年からは、自然減と社会減があいまって人口が減少しており、令和元年10月1日時点の総人口は約123万人となっています。

人口の減少は、各地域において需要の減少をもたらし、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。

また、少子高齢化の影響や過疎化の進行により、県内の多くの民俗芸能や伝統行事などの担い手が減少し、こうした地域文化が衰退するなど、地域文化の継承に及ぼす影響や文化芸術活動の縮小が懸念されています。

こうした中、県では、平成27年10月に「岩手県人口ビジョン」を策定して、今後の人口の展望等を示しており、同ビジョンでは、自然減は若年女性の減少と出生率の低迷が原因であり、社会減は、進学期、就職期の若者の転出による影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多い傾向があると分析するとともに、人口減少に歯止めをかけ、2040年に100万人程度の人口を確保することを目指しています。

#### (2) 東日本大震災津波からの復興の進展

東日本大震災津波からの復興に当たって、文化芸術の果たす役割の大きさが改めて認識されました。

沿岸地域では、平成29年12月には釜石市民ホール「TETTO」、平成30年6月には大槌町文化交流センター「おしゃっち」が開館したほか、令和2年度には、陸前高田市市民文化会館が開館し、文化ホール等の復旧・整備が完了する予定です。

また、復興支援を契機として、県内各地で、国内外の著名な芸術家等との文化交流の機会が生まれているほか、新たな芸術祭やイベントなどが開催されています。

被災した民俗芸能団体に対しては、破損、逸失した備品などの整備や、活動場所の復旧への支援などにより、活動環境の復旧・整備が進んでいます。

#### (3) 文化芸術への関心の高まり

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019™などの大規模な大会を契機として民俗芸能公演や障がい者による芸術作品の展示など、様々な文化プログラムが実施されたほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本文化への注目が集まっています。

また、本県ゆかりの作家や芸術家が目覚ましく活躍しており、芥川龍之介賞の連続受賞や国内外のピアノコンクールでの活躍などにより、文化芸術への関心が高まっています。

#### (4) 世界遺産登録等の取組の進展

平成 23 年に登録された「平泉の文化遺産」に加え、平成 27 年には、橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録されました。

更には、「平泉の文化遺産」の拡張登録と、御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の本県 3 つ目となる世界遺産登録を目指す取組が進められています。

また、ユネスコ無形文化遺産では、平成 21 年に登録された「早池峰神楽」に加え、平成 30 年には吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」が登録されました。それに続き、念仏剣舞、鬼剣舞などを含む「風流」の登録に向けた取組が進められています。

## 2 県や国の動き

### (1) 文化スポーツ部の新設

本県では、各部局が担当していた文化やスポーツの分野を一元化し、総合的に施策を推進するとともに、重要な観点である地域活性化にもつなげることを目的に、平成 29 年度から、専担組織である文化スポーツ部を設置しました。

### (2) いわて県民計画（2019～2028）の策定

平成 31 年 3 月に、県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す最上位の計画であり、行政だけでなく、県民、企業、NPO などのあらゆる主体が、岩手県の将来像などを共有し、それぞれの主体が自ら取組を進めていくビジョンとなるものとして、いわて県民計画（2019～2028）が策定されました。

### (3) 文化芸術基本法の成立

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法が公布、施行され、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策との連携が加えられたほか、地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされ、平成 30 年 3 月には、国において「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

### (4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

平成 30 年 6 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布、施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたほか、地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされ、平成 31 年 3 月には、国において「障害者文化芸術活動推進基本計画」が策定されました。

### 3 施策の取組状況

平成 27 年 3 月に策定された第 2 期岩手県文化芸術振興指針に掲げる 4 つの「主な施策方向」ごとに、これまでの主な取組状況を取りまとめました。

#### (1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

取組状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度の「岩手県世界文化遺産関連ポータルサイト」の整備や、平成 30 年度の県ホームページ「いわての文化情報大事典」のリニューアルにより、効果的な情報発信に努めました。</li> <li>平成 27 年に橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録され、平成 30 年には、吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、岩手の文化芸術の価値が広く知られるようになってきています。</li> </ul>			
県ホームページ「いわての文化情報大事典」訪問者数（人）			
H27	H28	H29	H30
360,839	360,611	398,181	471,363

#### (2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備

取組状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術の鑑賞や活動についての地域の相談や情報発信の窓口として、各広域振興圏に文化芸術コーディネーターを配置し、文化芸術活動を支援しています。</li> <li>「岩手芸術祭」の総合フェスティバルの一部を盛岡市以外の地域で開催する「地域連携イベント」や芸術祭と併せて「芸術体験イベント」を実施するなど、地域における文化芸術活動の支援を進めており、「岩手芸術祭」の来場者数は増加傾向にあります。</li> <li>「岩手県障がい者文化芸術祭」は平成 29 年度から開催期間を延長したことから来場者数が増加しています。</li> </ul>			
文化芸術コーディネーターの活動件数（件）			
H27	H28	H29	H30
280	435	402	433
岩手芸術祭の参加者数（人）		岩手県障がい者文化芸術祭の参加者数（人）	
H27	H28	H29	H30
22,981	22,775	25,191	26,506
H27	H28	H29	H30
3,680	3,600	11,842	11,719
※地域連携イベントを含み、芸術体験イベントを含まない。			

### (3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援

取組状況				
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化庁及び青少年文化センターなどによる保育園、幼稚園、小中学校などへの芸術家の派遣や青少年劇場の実施などにより文化芸術の鑑賞機会を確保しています。</li> <li>「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」への団体の派遣などにより、民俗芸能団体の発表の場を確保しているほか、「岩手県民俗芸能フェスティバル」では、高校生枠を増設するなど、若者の活躍の場を増やしています。</li> <li>東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の施設や備品の整備への支援が進み、活動環境が進展してきています。</li> <li>国内外の芸術家による訪問コンサートなどが開催されるなど、引き続き、復興を支援する文化芸術活動が行われています。</li> </ul>				
文化庁及び青少年文化センターなどの芸術事業実施学校等数（校、件）				
	H27	H28	H29	H30
芸術家の派遣事業	2	15	8	30
青少年劇場本公演	135	134	114	117
文化振興基金被災地備品整備事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
87	91	92	92	
郷土芸能復興支援事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
20	22	22	24	

### (4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

取組状況				
<ul style="list-style-type: none"> <li>観光・教育などの文化芸術団体以外の団体も参加した「文化芸術活動支援ネットワーク会議」を県内6ヶ所で開催しており、情報共有が進められています。</li> <li>希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、ジャポニスム 2018をはじめ、様々なイベントなどで文化芸術団体が活動しているほか、文化芸術施設相互の連携による事業が実施されています。</li> </ul>				
文化芸術活動支援ネットワーク会議参加者数等（（人・団体）延べ）				
	H27	H28	H29	H30
参加者数（延べ）	131	144	169	193
参加団体数（延べ）	84	95	139	118

#### 4 文化芸術に関する意識

##### (1) 文化芸術に関する意識調査

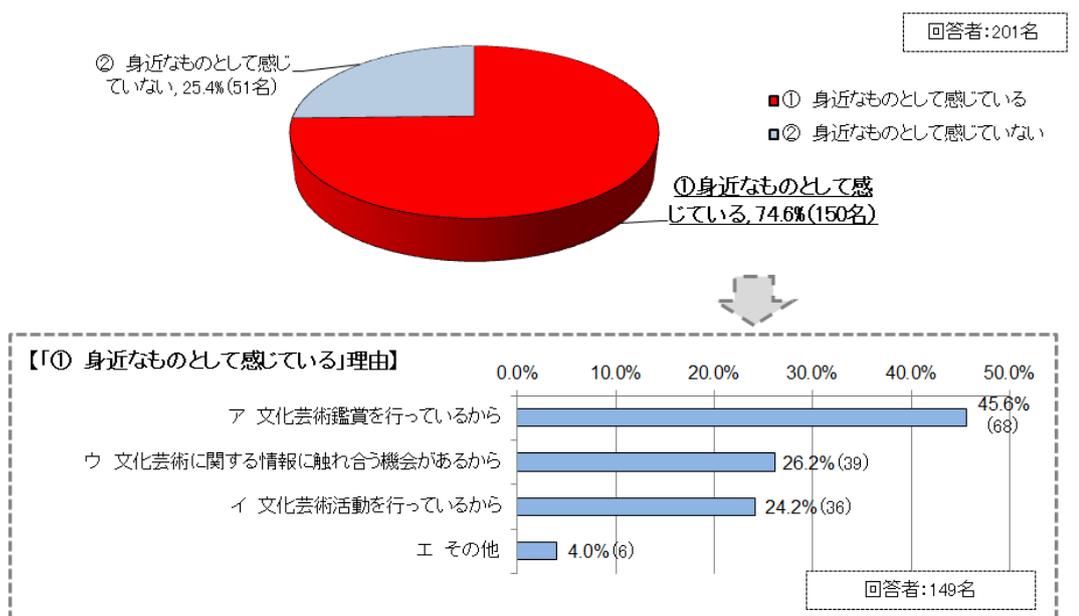
県が各種アンケートへの御協力をお願いしている県内在住の「希望郷いわてモニター」<sup>3</sup>の方々を対象に実施した「文化芸術に関する意識調査」の概要です。

##### 意識調査の概要

調査期間	令和元年7月10日(水)～7月24日(水)
調査方法	調査紙郵送及びインターネット
調査対象	令和元年度希望郷いわてモニター 258名
回答者数	201名(77.9%)

##### ① 文化や芸術への親近感

設問 文化や芸術を身近なものとして感じていますか。



文化や芸術への親近感に関する設問では、74.6%の回答者が「文化芸術を身近なもの」と感じており、その理由としては「文化芸術の鑑賞を行っているから」が最も多くなっています。

<sup>3</sup> 希望郷いわてモニター：岩手県民約300人をモニターとして委嘱し、県政に関するアンケートにお答えいただいているもの。県公式ホームページから報告書等が閲覧できる。(岩手県公式ホームページサイト内検索機能で「希望郷いわてモニター」を検索)

## ② 文化芸術活動等における課題

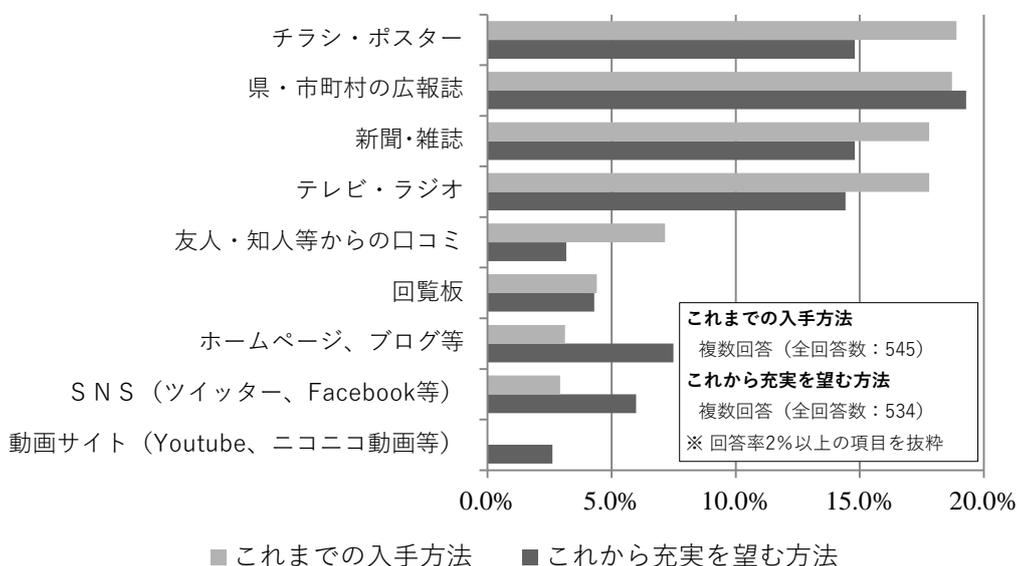
設問	文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない	16.8%（59）
催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい	13.9%（49）
地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい	13.1%（46）
鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない	13.1%（46）

文化芸術鑑賞や文化芸術活動における課題や支障についての設問では、「次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない」、「催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい」、「地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい」、「鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない」といった回答が多くなっています。

## ③ 情報の入手方法

設問	文化芸術活動への参加に関する情報をどのようなものから入手していますか。
----	-------------------------------------



文化芸術活動への参加に関する情報の入手方法についての設問では、「チラシ・ポスター」、「県・市町村の広報誌」、「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオ」の回答割合が高くなっています。また、これから充実を望む方法として、「ホームページ、ブログ等」や「SNS」などのインターネット関連項目の回答割合が特に高くなっており、期待が高いことが分かります。

④ 行政サポート

設問	文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
若手芸術家・後継者の発掘・育成	22.0%（122）
学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充	16.0%（89）
地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成	13.3%（74）
文化芸術についての情報収集・提供	11.9%（66）

県民への行政サポートに関する設問では、「若手芸術家・後継者の発掘・育成」、「学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充」の回答割合が高くなっており、活動者、後継者（ひと）の育成と学校教育における文化芸術学習等の機会充実が望まれていることが分かります。

⑤ 望ましい将来像・理想像

設問	岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなものだと考えますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿	19.7%（112）
岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿	16.2%（92）
地域独自の文化芸術が活発に行われている姿	11.6%（66）
青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿	10.7%（61）

岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像についての設問では、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」の回答割合が高くなっています。

(2) 関係団体等との意見交換

市町村や芸術文化協会（芸文協）、岩手県文化芸術コーディネーター、岩手県芸術文化協会加盟専門団体（専門団体）などの関係団体、民俗芸能や障がい者芸術の関係者等との意見交換を通して、各主体の活動の現状や課題等について把握を行いました。

項目	意見	団体
民俗芸能	出演依頼は多いが、対応できる民俗芸能団体が少なくなっている。	市町村
	コミュニティにとって、民俗芸能の必要性が希薄になっている。	芸文協
	各地域が学校と結びついて取り組んでいるのが岩手の民俗芸能の特徴となっている。	民俗芸能関係者
	民俗芸能の公演機会を増やしていく必要がある。	市町村
	後継者不足による継承問題へ対応していく必要がある。	市町村
	コーディネーターや協議会などの周辺団体を支える必要がある。	民俗芸能関係者
鑑賞機会	公演などを企画しているが、市町村面積が大きいため、アクセスに課題がある地域もある。	市町村、芸文協
	子どもたちが文化に触れる機会を増やしていく必要がある。	市町村、芸文協
岩手芸術祭	高校生の出展者も出てくるなど若手育成の成果が出ている分野もあるが、全体的には、若い人の参加が減っている。	専門団体
	総合フェスティバルを一か所だけではなく広域圏単位での開催も検討して欲しい。	市町村
市町村芸術祭	出展者の高齢化や新規性が乏しいなどの課題がある。	市町村
	芸術祭入場者数が伸び悩んでいる。	市町村、芸文協
文化芸術団体	芸術文化協会の構成団体が減少している。	市町村、芸文協
	担い手不足対策、後継者育成が課題となっている。	市町村、芸文協、専門団体

項目	意見	団体
障がい者による文化芸術活動	埋もれている作家もいる。実際に事業所等を訪れて、作家や作品を見つけることも多い。	障がい者芸術関係者
	著作権等の法的知識に関しては、家族等も含め、関わる者の意識がまだまだ低く、取組を進めることが重要である。	障がい者芸術関係者
	障がい者の方が、実際に作品を創る（創作活動をする）機会を充実する必要がある。	障がい者芸術関係者
	障がい者芸術に携わる人材を育てていく必要がある。	障がい者芸術関係者
文化財	守ってきた文化、芸術、芸能等の原形を崩さないような、保存や記録を行っていく必要がある。	市町村、芸文協
情報発信	「いわての文化情報大事典」はリニューアルだけでなくアップグレードしていくことも大事である。	コーディネーター
	若い人や海外に向けての情報発信やPRを強化していく必要がある。	市町村、芸文協
	広域でポスターを制作するなど、地域全体で情報を発信する必要がある。	市町村
人材育成	芸術祭への参加が若手の門戸となっており後継者育成に役立っている。	専門団体
	優秀な人材が流出している。県に戻って来るアーティストを増やしていく必要がある。	コーディネーター
資金調達	クラウドファンディング <sup>4</sup> 等による資金調達を考える必要がある。	市町村、専門団体
	事業への助成などの支援を推進して欲しい。	芸文協、専門団体
文化施設	ハード（施設）だけでなく運営スタッフの育成をしていく必要がある。	コーディネーター
	鑑賞や創作を行う場や施設を充実させる必要がある。	市町村
	公立文化施設の老朽化に対応する必要がある。	市町村
	文化施設の修繕に際し、社会包摂や都市計画、住民からの視点も取り入れる必要がある。	コーディネーター
芸術文化推進体制	近隣市町村との連携を検討していく必要がある。	市町村

<sup>4</sup> クラウドファンディング：「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から資金を調達する方法。

### (3) 課題の抽出

「文化芸術に関する意識調査」及び「関係団体等との意見交換」の結果を踏まえ、指針を推進するに当たっての主な課題を次の通り抽出しました。

#### ① 文化芸術に関する意識調査

- ・ 望ましい将来像として、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」が挙げられていること。
- ・ 文化芸術活動を身近なものとして感じている方は全体の 74.6%となっているが、それは文化芸術鑑賞や文化芸術情報に触れることによって醸成されていることから、鑑賞機会や情報発信を充実する必要があること。
- ・ インターネットを通じた情報発信の充実が望まれていること。
- ・ 次代の文化芸術の担い手、後継者の育成が十分でないことが課題として挙げられているほか、若手芸術家・後継者の発掘・育成が行政サポートとして求められていること。

#### ② 関係団体等との意見交換

- ・ 民俗芸能団体と地域や学校とのつながりを大切にしながら、民俗芸能の公演機会の充実などにより、継承問題へ対応していく必要があること。
- ・ 市街地からのアクセスなど地域特性に配慮し、鑑賞機会の充実を図っていく必要があること。
- ・ 文化芸術団体の後継者育成が課題であり、岩手芸術祭も若手の参加が減少している傾向にあるが、一方で若手育成の効果が出ている分野もあること。
- ・ 障がい者による文化芸術の振興のためには、作家や作品の発掘とともに、支援者の人材育成が重要であること。
- ・ 若い人や海外に向けて、多様な手段による情報発信を充実させていく必要があること。
- ・ 文化芸術に携わる人材の育成を進める必要があること。
- ・ クラウドファンディングなど、文化芸術活動を支える資金の様々な調達方法を検討する必要があること。
- ・ 公立文化施設の老朽化へ対応する必要があるほか、運営スタッフの育成が重要であること。

### III 基本的方向性

#### 1 基本目標

豊かな歴史や文化を受け継いで  
県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる  
魅力あふれる岩手

岩手の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、県民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力あふれる岩手を実現します。

#### 2 基本理念

条例に基づくほか、東日本大震災津波の経験を踏まえて、文化芸術の振興に当たっての考え方の基盤となるものとして、次の7つを基本理念とします。

- ・ 文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興
- ・ 県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮
- ・ 県民誰もが鑑賞、参加、創造できる環境の整備
- ・ 県民の共通財産としての将来世代への継承
- ・ 文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進
- ・ 県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働
- ・ 文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映

### 3 各分野等における目指す姿

条例に掲げられている文化芸術の「芸術・芸能」、「伝統文化」、「生活文化」の3つの分野と、地域の歴史的、文化的な「景観」について、指針に基づく施策を通して、次の「目指す姿」の実現を図っていきます。

#### (1) 芸術・芸能

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

- ① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手することができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始められる環境にある。
- ② 県民が、優れた数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、様々な希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介、橋渡し、アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。
- ③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。
- ④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・種類）が数多く設けられている。
- ⑤ 芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者、県民、行政、文化施設などが連携した取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が効果的に行われている。
- ⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

#### (2) 伝統文化

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

- ① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動などの伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。
- ② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮がなされ、十分な活動が行われている。
- ③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流

の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。

- ④ 全ての指定文化財や優れた民俗芸能等の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。
- ⑤ 沿岸被災地において、民俗芸能などの伝統文化の復旧・再開がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

### (3) 生活文化

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

- ① 各地域の住民が、その地域の文化、伝統、言葉、風習、食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。
- ② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。
- ③ 各地域の生活文化の特徴が整理、紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。
- ④ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、県全体や市町村内など多くの場所で、生活文化に関する発表会、交流会などが開催され、相互の情報交換や交流などにより、その活動が活性化できる場となっている。
- ⑤ 沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。

### (4) 景観

地域の歴史的又は文化的な景観

- ① 各地域の住民が、景観の保全・活用などに関する活動に気軽に参加でき、歴史的、文化的な景観の価値が地域住民を始めとして広く認識されている。
- ② 景観と地域の文化の関わりが整理、発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。
- ③ 保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。
- ④ 沿岸被災地において、地域の自然、歴史、文化などを背景とした景観が再生され、誇りと愛着を持てる「ふるさと」が形成されている。

#### 4 施策の基本方向

岩手の文化芸術の一層の振興を図るために、「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進」、「県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備」、「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」、「文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築」、「障がい者による文化芸術活動の総合的推進」の5つを施策の基本方向とします。

##### (1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の文化芸術活動の復興を支援していくとともに、復興支援を契機として生まれた交流を定着させていくことが必要です。

本県の自然や歴史・風土に生まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財、景観等の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。

また、文化をめぐる新しい動きに対応し、岩手の特色ある取組を進めることにより、文化芸術を通じた交流人口の拡大や地域活性化にもつなげていくことが必要です。

##### (2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

文化芸術の一層の振興を図る基礎になるものとして、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞、参加、創造できる機会の充実を図っていくことが重要です。

そのため、居住する地域に関わらず、県民の身近な場所で子ども、若者、高齢者、障がい者など、県民誰もが文化芸術に触れ、活動できるよう支援するとともに、その振興と水準向上を図ることが重要です。

##### (3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

県民が日々の暮らしを豊かにすることができるよう、多様化している情報発信の方法を活用し、文化芸術イベントや障がい者による文化芸術活動、伝統行事、文化財、食文化など、本県の豊かな文化芸術の情報を発信し、その魅力を伝えることが重要です。

また、「岩手らしさ」といった本県のアイデンティティー<sup>5</sup>を国内外に発信するために、県全体としての総合的な文化芸術の発信力、訴求力を強化していく必要があります。

---

<sup>5</sup> アイデンティティー：主体性。自己同一性。自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。

#### (4) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

文化芸術の振興のためには、企業、団体、文化施設、教育機関、行政などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図ることが重要です。また、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等の機能（アーツカウンシル機能）を備えた官民が一体となった文化芸術活動を支援する体制を構築することが重要です。

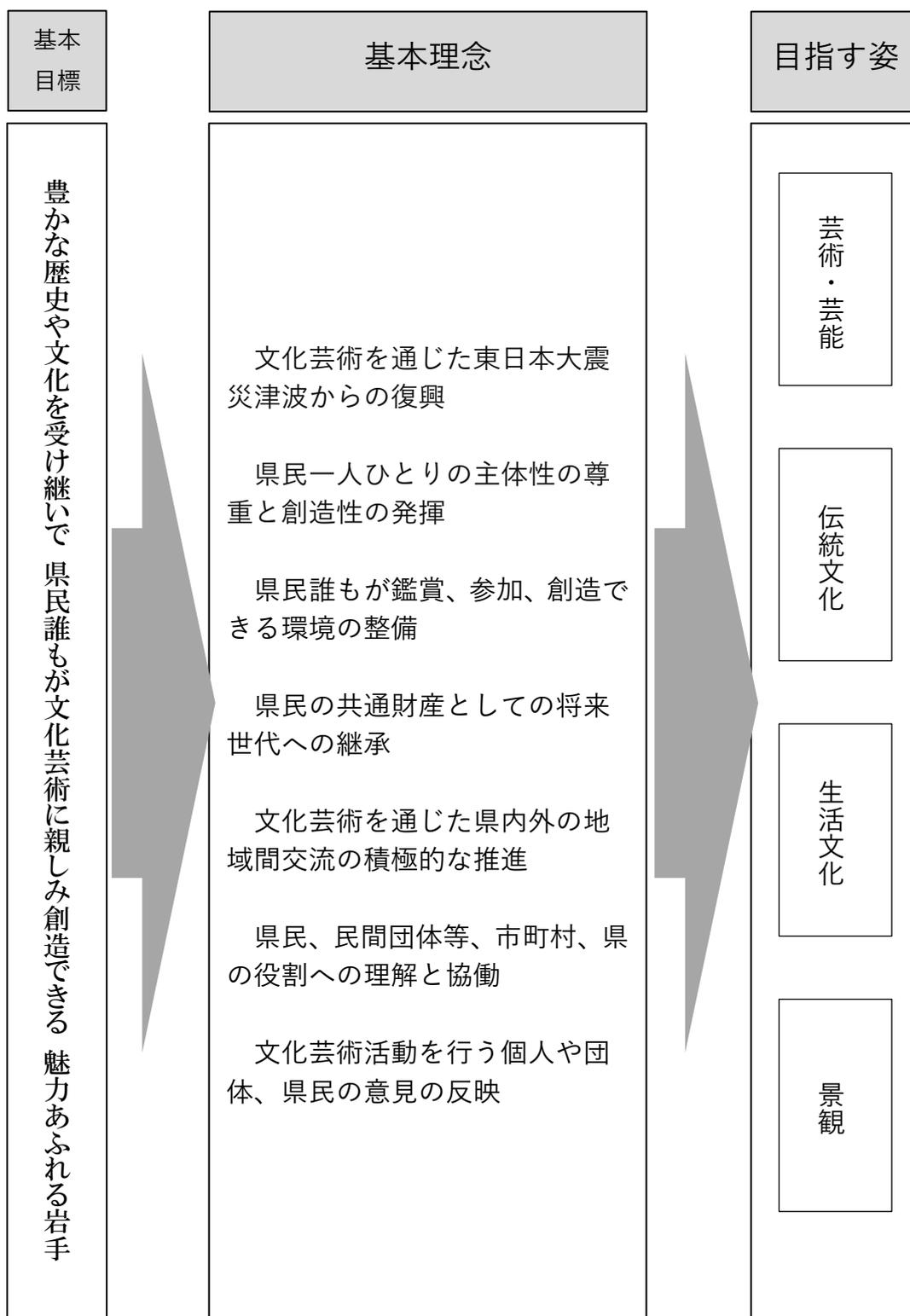
文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野や領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく体制を推進することも必要です。

#### (5) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。平成30年の障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立を踏まえ、本県においても障がい者による文化芸術活動について幅広く促進していくことが必要です。



5 施策体系



## 施策の基本方向と具体的推進

(★重点的取組事項)

- 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進
  - (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進 ★
  - (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進 ★
  - (3) 民俗芸能の保存・継承の支援 ★
  - (4) 文化財等の保存と活用
  - (5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
  - (6) 文化芸術を通じた交流の推進
  
- 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
  - (1) 県民の文化芸術活動の支援
  - (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
  - (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
  - (4) 若者の文化芸術活動の支援
  - (5) 高齢者の文化芸術活動の支援
  - (6) 障がい者による文化芸術活動の支援
  
- 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
  - (1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信
  - (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
  - (3) 国内外における公演や展示などへの支援
  - (4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施
  
- 4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築
  - (1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成
  - (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
  - (3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
  - (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充
  - (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築 ★
  
- 5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進
  - (1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援 ★
  - (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
  - (3) 県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信
  - (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
  - (5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

## IV 施策の具体的推進

### 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

#### (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。
- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などを促進し、国内外との交流を推進します。

#### (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産への新規登録及び「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録について、関係自治体と連携し取組を進めます。
- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解を増進する取組により、本県が有する世界遺産を将来の世代へ継承していきます。
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設を整備するとともに、御所野遺跡、橋野鉄鉱山の関連施設と連携した取組を実施します。
- ・ 世界遺産を核とした 3 つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）を構築し、人的・文化的交流に取り組みます。

#### (3) 民俗芸能の保存・継承の支援

- ・ 民俗芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動などを通じた活動を充実します。
- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」の団体派遣などにより、民俗芸能団体の活性化と民俗芸能の魅力や価値を発信します。
- ・ 民俗芸能の魅力を様々な媒体を活用して発信するとともに、民俗芸能団体等の交流を促進します。
- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や教育機関、関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。

- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。【再掲】

#### (4) 文化財等の保存と活用

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる民俗文化財の保護・継承を行うため、関係団体と連携を図り、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- ・ 文化財を生かした地域活性化を図るため、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニュー<sup>6</sup>や観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。【再掲】
- ・ 地域の祭りや市日等の地域性豊かな賑わいや寺社仏閣等の信仰の場など、地域の歴史と文化が今に引き継がれている姿を感じることができるよう、地域の景観点検や景観学習の実施を通じて、景観の価値を高める活動を促進するとともに、次世代の景観づくりの担い手の育成を図ります。

#### (5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進

- ・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、合唱、民謡、箏曲、市民参加劇、舞踊、民俗芸能などを始めとした本県の特色ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・ 数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。
- ・ 本県には数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、情報発信や地域間交流を推進します。
- ・ 障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュット<sup>7</sup>作品を中心とした巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。

<sup>6</sup> ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

<sup>7</sup> アール・ブリュット：「生の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のこと。

- ・ 農山漁村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの継承・振興や農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動を促進します。
- ・ 地域における「食の匠」<sup>8</sup>の活動や学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を支援します。

#### (6) 文化芸術を通じた交流の推進

- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。

##### 【再掲】

- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などを促進し、国内外との交流を推進します。【再掲】
- ・ 民俗芸能や歴史的建造物、食文化、地域の歴史に関する知識や伝統技術を有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用していきます。
- ・ 地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化、若者に人気のあるマンガなどを活用した本県ならではの観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 「平泉の文化遺産」「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の2つの世界遺産、世界遺産登録を目指す「御所野遺跡」や「十和田八幡平国立公園」「三陸復興国立公園」の2つの国立公園など、岩手ならではのコンテンツを活用した観光を推進します。

#### 【指標と目標値】<sup>9</sup>

- 世界遺産等の来訪者数：950 千人〔H29 実績値 927 千人〕
- 「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕：6,000 人〔H30 実績値 1,283 人〕
- 文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕：20 箇所〔H30 実績値－〕
- 民俗芸能ネットワーク加盟団体数：396 団体〔H29 実績値 396 団体〕
- 岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数〔累計〕：4,800 人〔H30 実績値 980 人〕
- 国、県指定文化財件数：589 件〔H30 実績値 565 件〕
- コミックいわて WEB 訪問者数：202,000 人〔H30 実績値 169,250 人〕
- 「食の匠」組織による食文化伝承活動回数：38 回〔H29 実績値 26 回〕
- 観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）：3,395 千人〔H29 実績値 3,325 千人〕

<sup>8</sup> 食の匠：岩手県の食文化の発信活動を促進し、地域活性化を促すために、永年培われてきた郷土料理等の優れた技術を有する者を「食の匠」として認定する制度。

<sup>9</sup> 【指標と目標値】：施策ごとの令和 6 年度に達成すべき成果目標。

## 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

### (1) 県民の文化芸術活動の支援

- ・ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・ 「文学の国いわて」の進展に向けた文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら県民の創作活動を支援します。
- ・ 雇用者等が地域の文化活動、祭りなどに参加しやすい職場環境づくり・雰囲気の醸成を促進します。

### (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施

- ・ 県内で行われる文化芸術活動を奨励し、その振興と水準向上を図るため、優れた芸術・美術活動を行った方に岩手県芸術選奨・美術選奨などの顕彰を行います。

### (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国際的評価の高い海外の音楽家や芸術家などとの交流機会を創出します。
- ・ 文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。

### (4) 若者の文化芸術活動の支援

- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。
- ・ 若者の多様な文化活動の本県の力とするため、若者の個性と創造性が発揮される機会や学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を提供します。

#### (5) 高齢者の文化芸術活動の支援

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。

#### (6) 障がい者による文化芸術活動の支援

- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントの開催を通じて障がい者の参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。【再掲】
- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加促進を図り、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。【再掲】
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。

#### 【指標と目標値】

- 岩手芸術祭参加者数〔累計〕：137,000人〔H30実績値26,506人〕
- 県内の公立文化施設における催事数：1,411件〔H29実績値1,316件〕
- 文化施設入場者数※：180千人〔H29実績値168千人〕
- 子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕：405件〔H30実績値89件〕
- 様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合：小学生79%・中学生80%・高校生88%〔H30実績値小学生70%・中学生71%・高校生79%〕
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：1,965件〔H30実績値312件〕

※岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数

### 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

#### (1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、文化芸術に関する情報を国内外に広く発信します。
- ・ 伝統芸能・民俗芸能の優れた技、伝統的生活文化・文化財などの情報を収集し「いわての文化情報大事典」ホームページへの掲載を進めます。
- ・ 県立美術館・県立博物館が保有する文化芸術・文化財などに関するホームページなどによる情報の提供と活用を推進します。
- ・ 数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。【再掲】

#### (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して文化芸術情報を発信します。

#### (3) 国内外における公演や展示などへの支援

- ・ 様々な機会を捉えて、県外や海外における本県の文化芸術の公演や展示などを支援し、文化芸術を生かした国内外との交流を推進します。
- ・ 本県には数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、地域間交流を推進します。【再掲】

#### (4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えて、文化プログラムを実施し、本県の文化芸術の魅力を発信します。

#### 【指標と目標値】

■文化芸術関連 SNS フォロワー数：6,500 人〔H30実績値 5,914 人〕

■「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数：423,000 人〔H29実績値 398,181 人〕

## 4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

### (1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成

- ・ 団体、企業、行政等が一体となって県民の文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、各広域振興圏に文化芸術コーディネーターを配置するなどにより、活動者と鑑賞者それぞれの希望やニーズをマッチングさせ、交流の場を提案する人材のネットワークを形成します。

### (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成

- ・ 各地域における文化芸術活動を支援するため、アートマネジメント<sup>10</sup>研修の実施などにより、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図ります。

### (3) 岩手県文化振興基金<sup>11</sup>による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、文化芸術団体の主体的な活動に対して支援を行います。
- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。【再掲】

### (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充

- ・ 県民会館、県立美術館、県立博物館による県内各地での文化芸術活動の支援を進めます。
- ・ 県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。

### (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出、官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成などを行う、官民一体による文化芸術推進体制「岩手版アーツカウンシル」を構築します。

#### 【指標と目標値】

- 岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数〔累計〕：2,505 件〔H30 実績値 433 件〕
- アートマネジメント研修参加者数〔累計〕：240 人〔H30 実績値 55 人〕
- 県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数：472,500 人〔H28 実績値 438,274 人〕

<sup>10</sup> アートマネジメント：公的機関や企業の文化支援についての新しい考え方。音楽や演劇などの芸術の世界に、企業経営の手法を取り入れようとするもので、より質の高い演劇や音楽を多くの人々が楽しめることを目的とした運営活動。芸術経営。

<sup>11</sup> 岩手県文化振興基金：昭和 55 年に設立した文化事業に対して助成を行う基金。公益財団法人岩手県文化振興事業団が所管。

## 5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

### (1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

- ・ 障がい者芸術作品への関心を高めるため、アール・ブリュット作品を中心とした巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】
- ・ 作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。【再掲】
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。【再掲】

### (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実

- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントの開催を通じて障がい者の参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。【再掲】
- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。【再掲】
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。【再掲】

### (3) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を国内外に広く発信します。【再掲】

### (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を発信します。【再掲】

(5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の障がい者による文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、障がい者の文化芸術活動を支援します。【再掲】

**【指標と目標値】**

- 岩手芸術祭参加者数〔累計〕：137,000人〔H30実績値 26,506人〕
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：1,965件〔H30実績値 312件〕
- 岩手県障がい者音楽祭参加団体数：20団体〔H30実績値 14団体〕
- 障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数：240人〔H30実績値 86人〕

## 6 重点的取組事項

前節に記載しているとおり、文化芸術振興の取組は幅広く多岐にわたっています。

その中から、昨今の社会経済情勢等の変化により、特にも現在その対応が求められている 5 つの取組を「重点的取組事項」としてまとめ、その背景や、より具体的な取組を記載しました。

- (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進
- (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
- (3) 民俗芸能の保存・継承の支援
- (4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援
- (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

### (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

平成 23 年に発生した東日本大震災津波は、本県に未曾有の被害をもたらしました。

県では、県民はもとより、市町村、企業、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら、被害を受けた施設や備品、文化財等の復旧、民俗芸能団体の活動支援などに取り組んできた結果、復興の歩みは着実に進んでいます。

また、この東日本大震災津波からの復興に当たって、国内外から多くの芸術家などが岩手に支援に来ていただき、その文化芸術の力が子どもたちを始めとした被災者の心の大きな支えとなり、現在では、地域とのかけがえのない交流に発展しています。

こういった交流を発展、定着させていくとともに、交流から生まれた価値を大切にし、岩手の文化芸術の振興につなげていくことが重要です。

#### ① 被害を受けた民俗芸能団体等への支援

- ・ 県や文化振興基金による東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の活動再開等への支援

#### ② 復興支援を契機とした文化交流の定着

- ・ 海外との絆を生かしたコンサートの開催や文化イベント等の展開
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われたつながりを生かした取組の展開
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの促進

#### ③ 被災した美術作品等の修復

- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復

#### ④ 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 文化芸術に触れる機会を提供するための学校等への芸術家派遣
- ・ 国際的評価の高い海外の音楽家や芸術家などとの交流機会を創出
- ・ 鑑賞機会充実のため、児童生徒等の移動を支援

#### (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

本県は 2 つの世界遺産（文化遺産）を有し、加えて、現在、一戸町の「御所野遺跡」を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産への登録を目指しています。

平成 23 年には、平泉に築かれた仏堂や庭園は、他に例の無いものとして、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」が本県で初めて世界遺産に登録されました。

また、平成 27 年には、釜石市にある橋野鉄鉱山が、日本の製鉄産業における近代化の端緒として、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の一部として世界遺産に登録されました。

現在、本県 3 つ目となる世界遺産への登録を目指している御所野遺跡は、縄文時代の人々が長期間にわたって定住生活を続けてきた結果、800 棟もの竪穴住居がつけられたと推測される大集落です。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されると、本県は、縄文時代、平安時代、江戸・明治時代の 3 つの世界遺産を有する県となることから、これらの世界遺産等について、一体的に情報発信を行うことにより、各遺産の価値等の理解を深めるとともに、地域振興へもつなげていくことが必要です。

#### ① 「北海道・北東北の縄文遺跡群」（御所野遺跡）の世界遺産登録への取組

- ・ 関係自治体と連携した登録に向けた取組や適切な保存管理体制の構築の推進

#### ② 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への取組

- ・ 柳之御所遺跡の調査研究の推進や関連遺跡の調査等の支援

#### ③ 世界遺産等の適切な保存管理と活用の推進

- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解増進につながる教育活動や県民に向けた講演会等の取組の実施
- ・ 住民生活と調和した遺産の保存管理と活用の推進

#### ④ 世界遺産等を活用した文化的交流の推進

- ・ 「平泉学」を軸とした学術研究に基づく情報発信等の充実
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促

進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設の整備及び御所野遺跡、橋野鉄鉾山の既存施設と連携した取組の実施

- ・ 世界遺産を核とした3つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）の構築

### （3）民俗芸能の保存・継承の支援

本県には、ユネスコ無形文化遺産に登録された、国指定重要無形文化財の「早池峰神楽」や「吉浜のスネカ」などをはじめ、古くから守り受け継がれてきた神楽・鹿踊・剣舞・田植踊など、多種多様な民俗芸能が数多く残されています。

また、民俗芸能は、地域の行事や学校教育において取り組まれています。しかし、少子高齢化による後継者の育成や指導者の高齢化が課題となっている団体も少なくありません。

一方、海外での公演や他県の芸術家との交流などにより本県の民俗芸能の価値が県内外に広がりつつあり、民俗芸能を通じた交流による地域コミュニティの活性化に取り組むことが重要です。

#### 【公演機会の充実と交流の促進】

民俗芸能は、各地域において生活と密接に結びついた集落行事として披露されており、各地の祭りや「岩手芸術祭」、「岩手県民俗芸能フェスティバル」などの全県的なイベントでも公演が行われています。

また、平成30年度には、フランスのパリで開催された「ジャポニスム2018」で県内4団体の公演が行われ好評を博しました。

民俗芸能団体の活性化を促進するとともに、岩手県の民俗芸能の魅力や価値を国内外の多くの方々に伝えるため、公演機会の充実に取り組みます。

また、後継者の育成を支援するため、民俗芸能を通じた地域間交流の活発化や地域コミュニティの活性化に取り組みます。

#### 【民俗芸能団体への支援】

市町村や関係団体と連携して、後継者の育成や活動に必要な備品の整備など、地域における民俗芸能団体の取組を支援していきます。

### ① 公演機会の充実と交流の促進

- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催による民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場の確保
- ・ 「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」などの県外における公演の機会の提供
- ・ 県内外に向けた様々な広報媒体を活用した民俗芸能の魅力の発信

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えた公演などによる情報発信
- ・ 県外の民俗芸能団体等との交流による活動の活発化の促進
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの促進

## ② 民俗芸能団体の取組への支援

- ・ 児童生徒の部活動などを通じた民俗芸能団体の活動の充実
- ・ 文化振興基金による民俗芸能団体の備品整備や後継者育成の取組への助成
- ・ 民俗芸能団体を対象とした人材育成に関する研修会の実施
- ・ 被災地における民俗芸能団体などの活動再開の支援

## (4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

県では、障がい者の芸術活動の鑑賞、発表の機会として、これまで「岩手県障がい者文化芸術祭」を開催してきたほか、民間による障がい者の芸術作品の展覧会などを支援してきました。

平成 28 年度には、「希望郷いわて大会」を契機として、「アール・ブリュットいわて～希望郷いわて大会開催記念～」を開催し、障がい者の芸術活動の紹介、作品の展示等を行いました。

平成 29 年度からは、県内各地で「いわてアール・ブリュット巡回展」を開催し、芸術上価値の高い作品等の展示や作家とのワークショップを実施しているほか、平成 30 年度には「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」を設置し、作家の権利保護の支援や人材育成など、障がい者による文化芸術活動の支援に取り組んでいます。

### 【障がい者芸術作品の鑑賞や発表機会の拡大】

アール・ブリュットとは、「生の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のことであり、その定義は広いものの、近年では障がいを持った方々が作り出す作品がアール・ブリュットの一つの作品群として注目を集めています。

県が開催している「いわてアール・ブリュット巡回展」は、これまでに 11 会場で開催され、延べ 1 万人以上が訪れました。

一方、令和元年度に実施した「文化芸術に関する意識調査」の結果によると、「アール・ブリュット」を「知っている」又は「鑑賞したことがある」と回答した人の割合は、31.8%にとどまっており、更なる周知、理解の促進が必要と考えられ、作品の鑑賞の機会の充実に取り組めます。

## 【創作活動への支援】

障がい者による文化芸術の活動の支援を進めるに当たっては、障がい者本人の意志を常に尊重するとともに、支援に携わる者も創造された作品等の諸権利について理解していくことが必要であり、特にも、自らの意思表示に困難を伴う障がい者に対しては、十分な配慮が必要です。

県では、平成 30 年度に「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針（ガイドライン）」を策定し、作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めています。

また、平成 30 年度に「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」を設置し、ガイドラインの普及啓発や、障がい者やその家族、事業者への相談対応、創作活動を支援する人材の育成などを進めています。

### ① 障がい者芸術作品の鑑賞や発表の機会の拡大

- ・ アール・ブリュット作品の展覧会の開催や公共施設、商店街等における展示などによる、作品鑑賞機会の充実
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした情報発信
- ・ ホームページや SNS を活用した国内外への情報発信
- ・ 岩手芸術祭への出展支援
- ・ 「岩手県障がい者文化芸術祭」の開催

### ② 障がい者芸術作品の評価に係る検討

- ・ 新たな作家・作品の調査
- ・ これまで作品として認識されづらかった新しい価値につながる取組事例の調査

### ③ 著作権等の法的知識の普及による権利保護の推進

- ・ 「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針」の活用促進
- ・ 作家の権利保護に関する研修会の開催

### ④ 創作活動を支援する人材の育成

- ・ 創作活動を支援する人材育成のための研修会の実施
- ・ 支援者のネットワーク形成のための研修会の実施
- ・ 北海道、北東北ブロックなどの広域連携の推進

### ⑤ 文化芸術活動に関する相談支援体制の充実

- ・ 創作活動に係る相談窓口「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」の運営

## (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

本県が誇る世界遺産や民俗芸能、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019 の成果や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた文化芸術への関心の高まりをレガシーとして次世代につなげていくため、官民一体による文化芸術の推進体制の構築などにより、県内各地の特色や得意分野を生かした魅力ある文化芸術のまちづくりを進めていきます。（「いわて県民計画（2019～2028）」文化・スポーツレガシープロジェクト<sup>12</sup>）

### 【アーツカウンシル】

アーツカウンシル（芸術評議会）は、1946 年に英国で生まれた組織で、美術、演劇、音楽、文学などの団体やプロジェクトに対する助成を基軸に、専門的な立場から行政と協力して、文化芸術への支援策をより有効に機能させ文化振興の取組を牽引する組織です。

日本では平成 23 年頃から試行的な導入が始まっており、平成 24 年には東京都や沖縄県に地域版アーツカウンシルが設置されました。現在では、大阪府・大阪市、新潟市、横浜市、静岡県などで設置されており、その規模や体制は自治体により様々であり、助成、調査研究、情報発信、人材育成など、各地域の実情に即した取組が進められています。

県では、本県の状況を踏まえて、文化芸術の力を一層発揮するための環境づくりに向け、岩手版アーツカウンシルの構築に向けた取組を進めています。

#### ① 岩手版アーツカウンシルの体制の検討

- ・ 先行自治体の事例や県内状況の調査、研究
- ・ 財源なども含めた組織体制の検討
- ・ 構築に向けたロードマップの策定

#### ② アートプログラム実施推進体制の定着化及び自立化へ向けた支援

- ・ 公立文化施設と連携した芸術普及活動（アウトリーチ）の実施
- ・ 公立文化施設担当者等を対象としたスキルアップのための研修の実施
- ・ 文化芸術に取り組む人材育成のため、アートマネジメント研修の実施

#### ③ 岩手版アーツカウンシルの取組の推進

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出
- ・ 官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成

---

<sup>12</sup> 文化・スポーツレガシープロジェクト：いわて県民計画（2019～2028）に「新しい時代を切り開くプロジェクト」の一つとして掲げられているプロジェクト。

- ・ 公演の企画等の高いスキルを有するアートマネージャーの設置・派遣
- ・ 国際的な文化芸術イベントの企画・開催
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して行う創作活動（アーティスト・イン・レジデンス）などの展開

## V 指針の推進

### 1 多様な主体が参画した文化芸術の推進

岩手の文化芸術を振興していくためには、県民、企業、団体、文化施設、教育機関、行政等が互いに連携、協力して取り組んでいくことが重要です。これまでも地域社会を構成する様々な主体が参画し、地域の歴史的、文化的、経済的、人的資源を活用しながら、文化芸術の取組を進めてきました。

また、文化芸術の取組を進める過程で、文化芸術が持つ多様な価値観の尊重や他者との相互理解が進むという機能により、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン<sup>13</sup>）を重視する視点が大切です。

#### （1）地域（地域住民）の主な役割

地域の文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主役は地域住民自身です。各地域の文化芸術を支え、継承していく基盤となるものとして、地域文化を担い、人々が協力して取り組む活動や景観保全活動の主体となることを期待します。

また、生活文化の多くが家庭や地域における日常生活に根ざしていることから、一人ひとりが生活文化の担い手であるとの自覚を持ち、地域住民が、その実践、継承及び活用に関し、更に大きな役割を果たすことを期待します。

#### （2）企業等の主な役割

冠コンサートの実施や協賛、タイアップ事業の実施など、企業による文化芸術活動への積極的な参画と支援（メセナ<sup>14</sup>）、従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。

#### （3）文化芸術活動団体の主な役割

県や各地域における文化芸術活動・創造の中心として、岩手県芸術文化協会や市町村の芸術文化協会をはじめ、多様な文化芸術活動団体が、自発性・創造性を発揮し、特色ある文化芸術活動を独自に展開することを期待します。

また、他の文化芸術団体や文化施設、観光、教育、福祉等に関する団体などと積極的に連携、協力しながら、会員の文化芸術活動の支援や県民に対する鑑賞機会の

<sup>13</sup> ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

<sup>14</sup> メセナ：フランス語で「芸術・文化を保護・支援すること」の意味。企業が行う文化支援活動。

提供、講師派遣等により、本県の文化芸術の振興の牽引役として更に大きな役割を果たすことを期待します。

#### (4) 民間団体等の主な役割

地域には様々な民間団体等があり、これらの団体の中には（公財）岩手県文化振興事業団をはじめ、文化芸術活動を支援したり、地域振興のために文化芸術を活用しようというものがあります。これらの団体が、文化芸術活動家・団体や行政、企業、県民等とのネットワークを強め、活動を活発化させることによって、地域の文化芸術の活性化に更に大きな役割を果たすことを期待します。

#### (5) 文化施設等の主な役割

行政、民間団体、文化芸術団体等や文化施設相互のネットワークの強化により、文化芸術活動者や県民にとってより利便性の高いサービスを提供することを期待するとともに、文化芸術情報が集積・発信される、文化芸術の中核的な拠点としての役割や地域の発展を支える機能の一層の充実を期待します。

#### (6) 学校・教育機関等の主な役割

学校を始めとする教育機関、中学校文化連盟、高等学校文化連盟等が連携し、授業やクラブ活動における指導、文化行事の開催、指導者の育成等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高め、ひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。

また、教育機関等が地域との連携をより深め、積極的に協働することにより、地域の文化芸術の継承に更に大きな役割を果たしていくことを期待します。

#### (7) 市町村の主な役割

市町村は、各地域に最も密着した行政体として、その区域の文化芸術情報の総合的な把握を行い、住民とともに各市町村における振興方向を定めるとともに、文化芸術に関する各種支援サービスの企画、活用勧奨や実施、体制の整備等により、文化芸術活動の活性化とその継承を支援する機能の一層の充実を期待します。

#### (8) 県の責務と主な役割

県は、文化芸術振興施策を総合的に策定し実施するほか、国、市町村等との連携、協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるとともに、それぞれの主体が期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。

## 2 施策の評価

指針に基づく施策の着実かつ継続的な実施を図るため、施策の取組状況を単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを行います。

評価・検証に当たっては、指標を拠りどころとして、全体の進捗状況を把握するとともに、岩手県文化芸術振興審議会において指針の推進状況を審議いただきながら、施策の立案に生かしていきます。

また、社会経済情勢が大きく変化した場合などにあっては、随時、指標の見直しなども検討していきます。

[指標と目標値一覧]

1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進 9指標

指 標	単 位	現状値		年度目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
世界遺産等の来訪者数	千人	2017	927	927	937	950	950	950
「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕	人	2018	1,283	2,000	3,000	4,000	5,000	6,000
文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕	箇所	2018	—	5	10	10	15	20
民俗芸能ネットワーク加盟団体数	団体	2017	396	396	396	396	396	396
岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数〔累計〕	人	2018	980	1,600	2,400	3,200	4,000	4,800
国、県指定文化財件数	件	2018	565	573	577	581	585	589
コミックいわてWEB訪問者数	人	2018	169,250	190,000	193,000	196,000	199,000	202,000
「食の匠」組織による食文化伝承活動回数	回	2017	26	30	32	34	36	38
観光客数(歴史・文化に関する観光地点での入込客数)	千人	2017	3,325	3,355	3,365	3,375	3,385	3,395

2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 6指標

指 標	単 位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
岩手芸術祭参加者数〔累計〕	人	2018	26,506	49,000	71,000	93,000	115,000	137,000
県内の公立文化施設における催事数	件	2017	1,316	1,358	1,372	1,385	1,398	1,411
文化施設入場者数	千人	2017	168	172	174	176	178	180
子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕	件	2018	89	131	198	266	335	405
様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味があ わいたと感じている児童生徒の割合(小・中・ 高校生)	%	2018	小 70 中 71 高 79	74 74 82	76 76 84	77 78 86	78 79 87	79 80 88
岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕	件	2018	312	635	960	1,290	1,625	1,965

### 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 2 指標

指標	単位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
文化芸術関連 SNS フォロワー数	人	2018	5914	5,300	5,600	5,900	6,200	6,500
「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数	人	2017	398,181	411,000	414,000	417,000	420,000	423,000

### 4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築 3 指標

指標	単位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数〔累計〕	件	2018	433	815	1,230	1,650	2,075	2,505
アートマネジメント研修参加者数〔累計〕	人	2018	55	80	120	160	200	240
県立文化施設(県民会館、県立博物館、県立美術館)利用者数	人	2016	438,274	453,500	457,500	462,500	467,500	472,500

### 5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進 4 指標

指標	単位	現状値		目標値				指針 目標値
		年次	現状値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
岩手芸術祭参加者数〔累計〕	人	2018	26,506	49,000	71,000	93,000	115,000	137,000
岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕	件	2018	312	635	960	1,290	1,625	1,965
岩手県障がい者音楽祭参加団体数	団体	2018	14	16	17	18	19	20
障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数	人	2018	86	80	120	160	200	240

## 資料1 岩手県文化芸術振興基本条例

○岩手県文化芸術振興基本条例

平成20年3月27日条例第5号

改正

平成21年12月15日条例第70号

平成26年3月28日条例第20号

平成28年12月22日条例第78号

岩手県文化芸術振興基本条例をここに公布する。

岩手県文化芸術振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 文化芸術振興指針（第5条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興（第6条—第8条）

第2節 文化芸術の認識及び創造（第9条—第12条）

第3節 文化芸術の発信等（第13条）

第4節 文化芸術の基盤整備（第14条—第17条）

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等（第18条）

第6節 顕彰（第19条）

第7節 財政上の措置（第20条）

第4章 岩手県文化芸術振興審議会（第21条—第26条）

附則

文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性をはぐくむ。とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となる。豊かな文化芸術とともに生きていくことは、私たちの変わらない願いである。

ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた。こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸

術に脈々と受け継がれている。また、自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ培われてきた岩手の文化芸術は、人や地域の結び付きを強め、尊い支え合いの文化である結いを基礎とするコミュニティを形成してきた。

自然との共生の考え方の重要性を多くの人々が認識するとともに、人々や地域の絆(きずな)の大切さが強く意識されている今日においてこそ、このような岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させていくことは、心豊かで活力ある地域社会の実現にとって極めて重要な意義を持つと確信する。

また、岩手は、国際的視野や高い志をもって物事に挑戦し、後世に業績を残した高野長英や新渡戸稲造をはじめ多くの優れた人材を輩出してきた。私たちは、これら先人たちの進取の魂を受け継ぎ、交流を通じて、多様な文化芸術を新たに創造していかなければならない。

ここに私たちは、文化芸術の価値を認識し、これをはぐくみ、新たに創造し、次世代に継承していくことにより、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等（国及び地方公共団体以外の団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた県内外の地域間の交流が積極的に推進されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び協働するよう努めなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。）その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、国、市町村等との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第4条 県民及び民間団体等は、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

## 第2章 文化芸術振興指針

第5条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興指針を定めるものとする。

2 文化芸術振興指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 県は、文化芸術振興指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 県は、文化芸術振興指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術振興指針の変更について準用する。

## 第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

### 第1節 文化芸術の振興

(芸術及び芸能の振興)

第6条 県は、文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の振興)

第7条 県は、伝統文化（文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術をいう。以下同じ。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興)

第8条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 文化芸術の認識及び創造

(文化芸術の認識及び理解)

第9条 県は、県民が地域における文化芸術を認識できるように必要な施策を講ずるよう

努めるものとする。

2 県は、県民が地域における伝統文化の系譜、由来等に関する学習又は研究を通じて文化芸術に関する理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術の総合的把握及び記録)

第10条 県は、文化芸術の活用を促進するため、地域における文化芸術を総合的に把握し、及び記録するよう努めるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第11条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術創造活動に対する支援等)

第12条 県は、県民による自主的な文化芸術を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第3節 文化芸術の発信等

第13条 県は、本県の文化的魅力を高めるため、地域における文化芸術に関する情報を効果的に発信するとともに、文化芸術活動の成果を発表する機会及び文化芸術を通じた交流の機会の充実を図るよう努めるものとする。

### 第4節 文化芸術の基盤整備

(人材の育成)

第14条 県は、文化芸術活動を担う人材を育成するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実

(2) 学校教育における文化芸術に関する体験学習等の充実

(3) 伝統芸能等の後継者の育成

(文化芸術活動に対する支援等)

第15条 県は、県民及び民間団体等の文化芸術活動に対し必要な支援に努めるとともに、メセナ活動(個人、企業等が社会への貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。)その他の文化芸術活動に対する県民及び民間団体等の支援活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(連携の促進)

第16条 県は、文化芸術振興施策を講ずるに当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村の連携が図られるよう配慮しなければならない。

(文化施設の活用及び充実)

第17条 県は、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設が県民に文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう、情報の提供、施設間の連携の確保等利便性の向上に努めるものとする。

2 県は、自らの設置に係る文化施設が、それぞれの目的に応じて地域における文化芸術

活動を支援し、又は文化芸術を発信する場となるよう、その充実に努めるものとする。

#### 第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等

第18条 県は、地域の歴史的又は文化的な景観を保全し、及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第6節 顕彰

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

#### 第7節 財政上の措置

第20条 県は、文化芸術振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第4章 岩手県文化芸術振興審議会

#### (設置)

第21条 知事又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、岩手県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属せられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

#### (組織)

第22条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから14人以内を、岩手県文化財保護審議会の委員のうちから2人を、それぞれ教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第24条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、第21条の調査審議に際し必要と認める場合には、岩手県文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

#### (庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年12月15日条例第70号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第20号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第78号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 資料 2 文化芸術基本法

### 文化芸術基本法

発令 平成 13 年 12 月 7 日号外法律第 148 号  
最終改正：令和 1 年 6 月 7 日号外法律第 26 号  
改正内容：令和 1 年 6 月 7 日号外法律第 26 号[令和 1 年 6 月 7 日]

#### ○文化芸術基本法

〔平成十三年十二月七日号外法律第四百四十八号〕  
〔文部科学大臣署名〕

文化芸術振興基本法をここに公布する。

#### 文化芸術基本法

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第六条）

#### 第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

#### 第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

#### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

## 第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存へ

の支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕

組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕

沿革

平成三〇年 六月一三日号外法律第四七号〔障害者による文化芸術活動の推進に関する法律附則二項による改正〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律(平成十八年法律第九十七号)第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成二十四年法律第四十九号)前文第九項及び第一条

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔令和元年六月七日法律第二六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

## 資料3 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

### 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

発令 平成30年6月13日号外法律第47号

最終改正 平成30年6月13日号外法律第47号

改正内容 平成30年6月13日号外法律第47号[平成30年6月13日]

#### ○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

[平成三十年六月十三日号外法律第四十七号]

[文部科学・厚生労働・経済産業大臣署名]

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律をここに公布する。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

#### 目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

（基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

（基本計画）

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
  - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

### 第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し（障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。）の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

## 資料4 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

### 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

発令 平成24年6月27日号外法律第49号

最終改正 平成29年6月23日号外法律第73号

改正内容 平成29年6月23日号外法律第73号[平成29年6月23日]

#### ○劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

[平成二十四年六月二十七日号外法律第四十九号]

[文部科学大臣署名]

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律をここに公布する。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条—第九条）

##### 第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

##### 附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一

体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

（劇場、音楽堂等の事業）

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

（劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割）

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（実演芸術団体等の役割）

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

（国の役割）

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

（劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等）

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

（国及び地方公共団体の措置）

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

（国際的に高い水準の実演芸術の振興等）

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

（国際的な交流の促進）

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における実演芸術の振興）

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、

音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得よう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

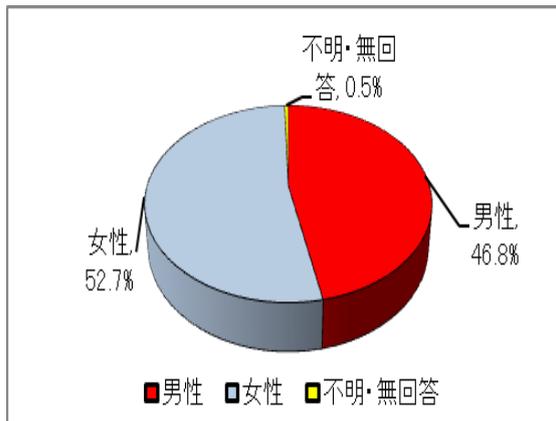
## 資料5 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要

この調査結果は、県が各種アンケートへの御協力をお願いしている希望郷いわてモニターの方々に文化芸術に関するアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

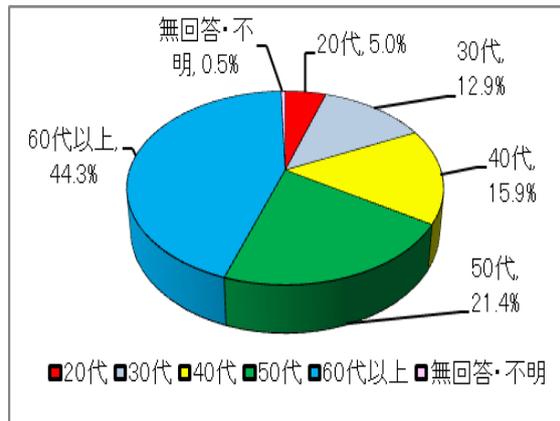
調査設計	調査対象	岩手県全域
	調査対象	令和元年度希望郷いわてモニター
	標本数	258人
	調査方法	調査紙郵送及びインターネット
	調査時期	令和元年7月
	調査主体	岩手県（文化振興課）
回収結果	有効回答数	201人
	有効回収率	77.9%

### 回答者内訳

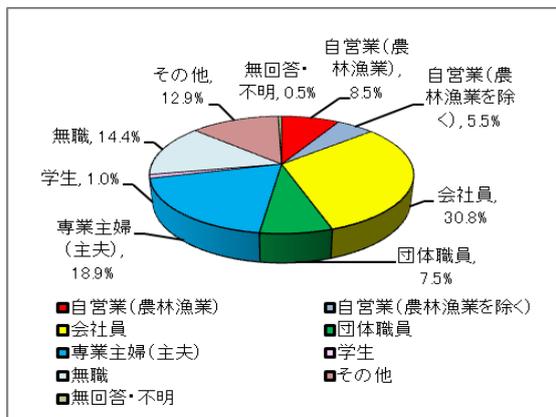
#### (1) 性別



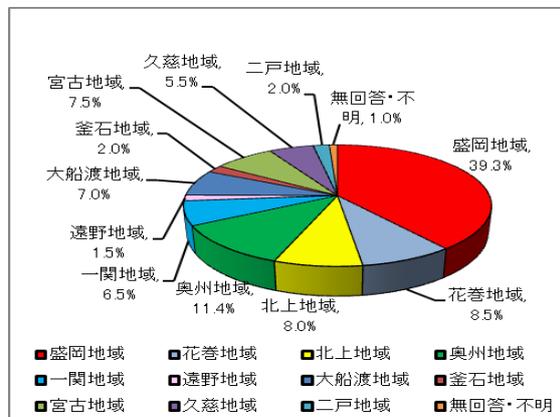
#### (2) 年齢



#### (3) 職業

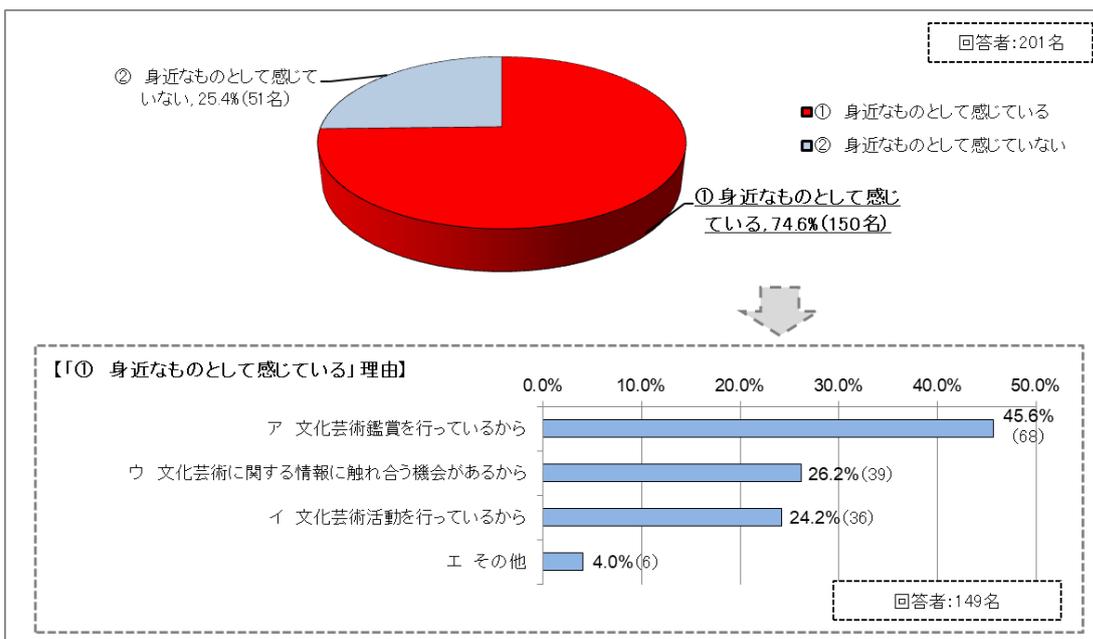


#### (4) 居住地



設問1 文化や芸術を身近なものとして感じていますか。

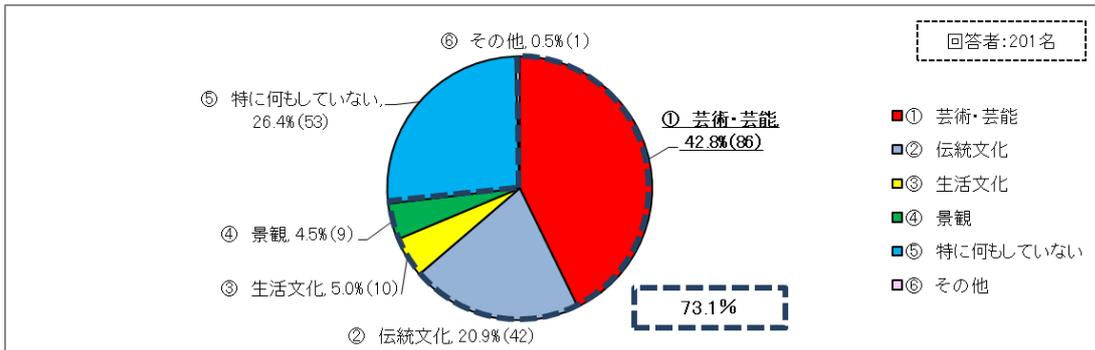
- ① 身近なものとして感じている
  - 【身近なものとする理由】
  - ア 文化芸術鑑賞を行っているから
  - イ 文化芸術活動を行う機会があるから
  - ウ 文化芸術に関する情報に触れる機会があるから
  - エ その他 ( )
- ② 身近なものとして感じていない



設問2 ここ1年間で主に行った文化芸術鑑賞や文化芸術活動について、「(1)分野」を選択肢から1つ選択し、「(2)内容」について各自記入。

- ① 芸術・芸能分野
- ② 伝統文化分野
- ③ 生活文化分野
- ④ 景観分野
- ⑤ 特に何もしていない (⇒設問4にお進みください。)
- ⑥ その他

(1) 分野



(2) 内容

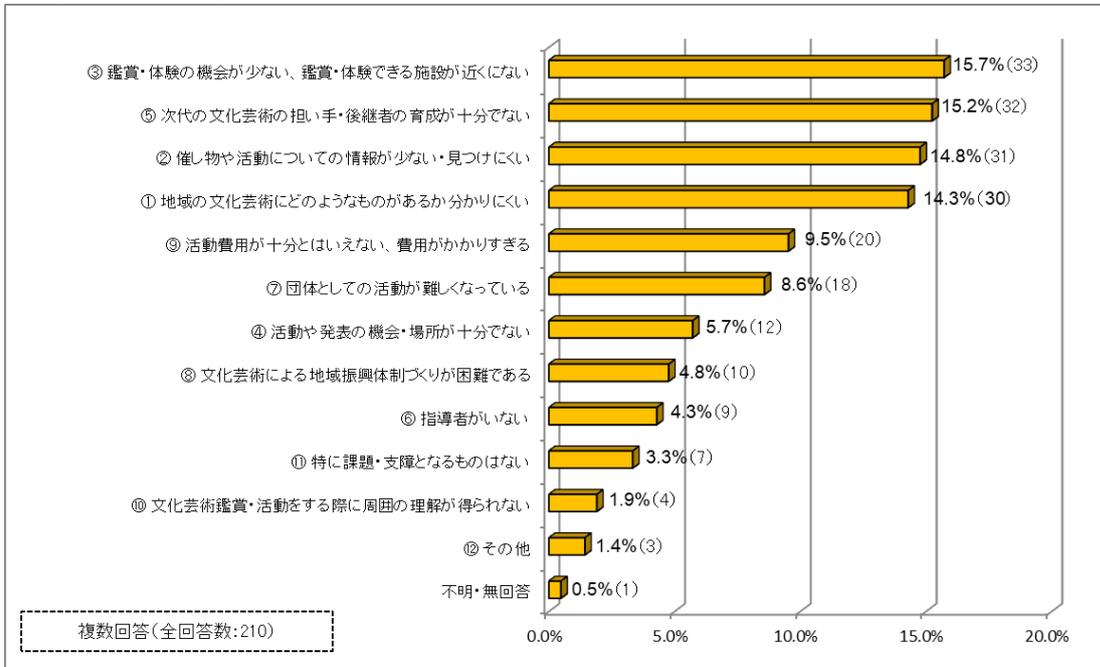
- 音楽鑑賞 (すべてのジャンル、コンサート鑑賞等を含む) [18]
- 美術・絵画鑑賞 (美術館見学なども含む) [18]
- 映画鑑賞 [17]
- 民俗芸能への参加 [14]
- 民俗芸能鑑賞 [7]
- 様々な芸術芸能鑑賞 [6]
- その他の芸術活動 [5]
- 演劇・芝居鑑賞 [4]、史跡・名勝・遺跡等の見学 [4]
- 音楽活動 (演奏、作成等) [3]、書道 (活動) [3]
- 写真撮影・活動 [2]、美術・絵画 (作成・描く等の活動) [2]、落語鑑賞 [2]
- 華道 (活動) [1]、工芸制作 [1]、茶道 (活動) [1]、伝統芸能鑑賞 [1]、俳句創作 [1]、漫画鑑賞 [1]、メディア芸術鑑賞 [1]、文学執筆 [1]、民謡、三曲の鑑賞 [1]

※ 鑑賞・活動の区分が不明であるもの  
 民俗芸能 [3]、メディア芸術 [2]、演劇 [1]、書道 [1]

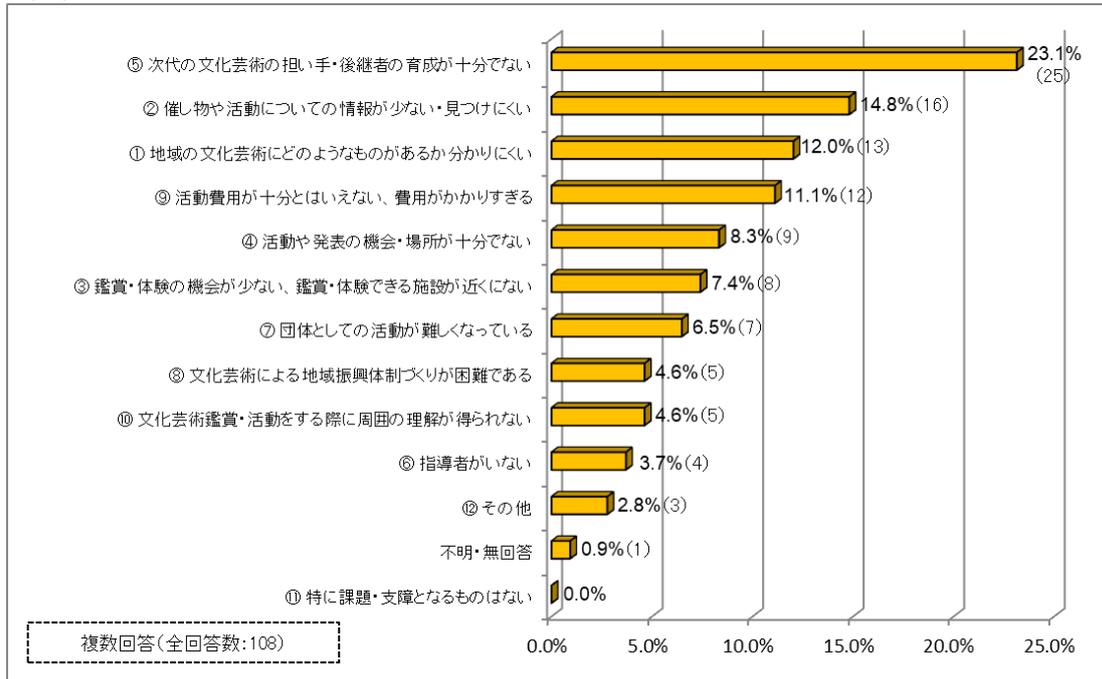
設問3 設問2で回答した文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい
- ② 催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい
- ③ 鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない
- ④ 活動や発表の機会・場所以が十分でない
- ⑤ 次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない
- ⑥ 指導者がいない
- ⑦ 団体としての活動が難しくなっている
- ⑧ 文化芸術による地域振興体制づくりが困難である
- ⑨ 活動費用が十分とはいえない、費用がかかりすぎる
- ⑩ 文化芸術鑑賞・活動をする際に周囲の理解が得られない
- ⑪ 特に課題・支障となるものはない
- ⑫ その他

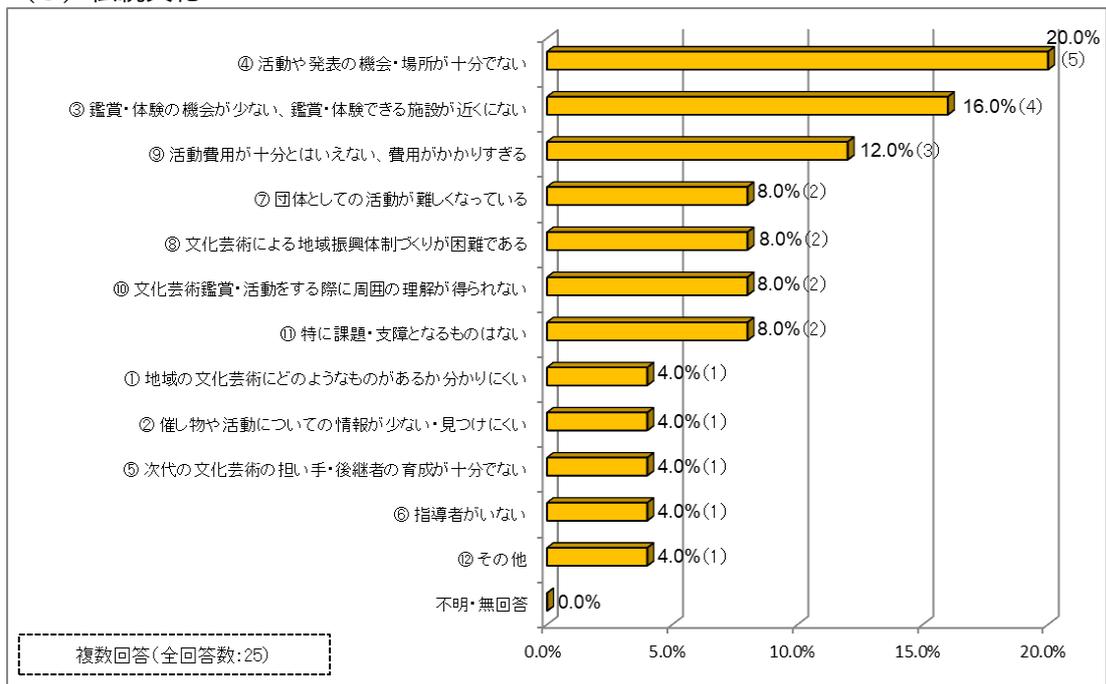
(1) 芸術・芸能



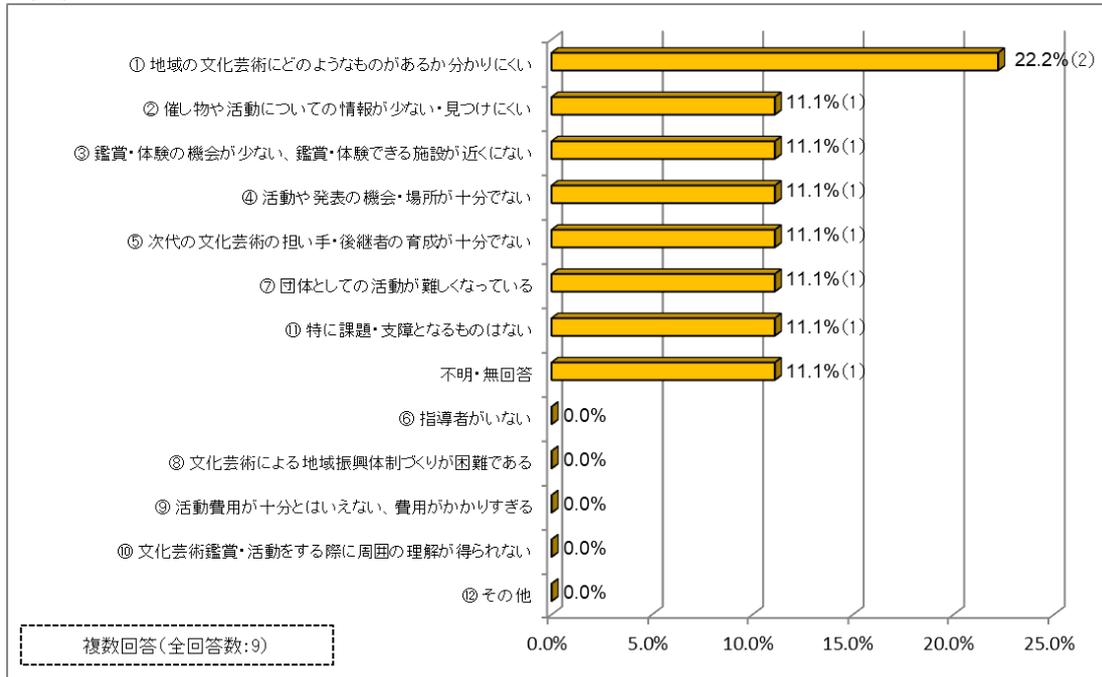
## (2) 伝統文化



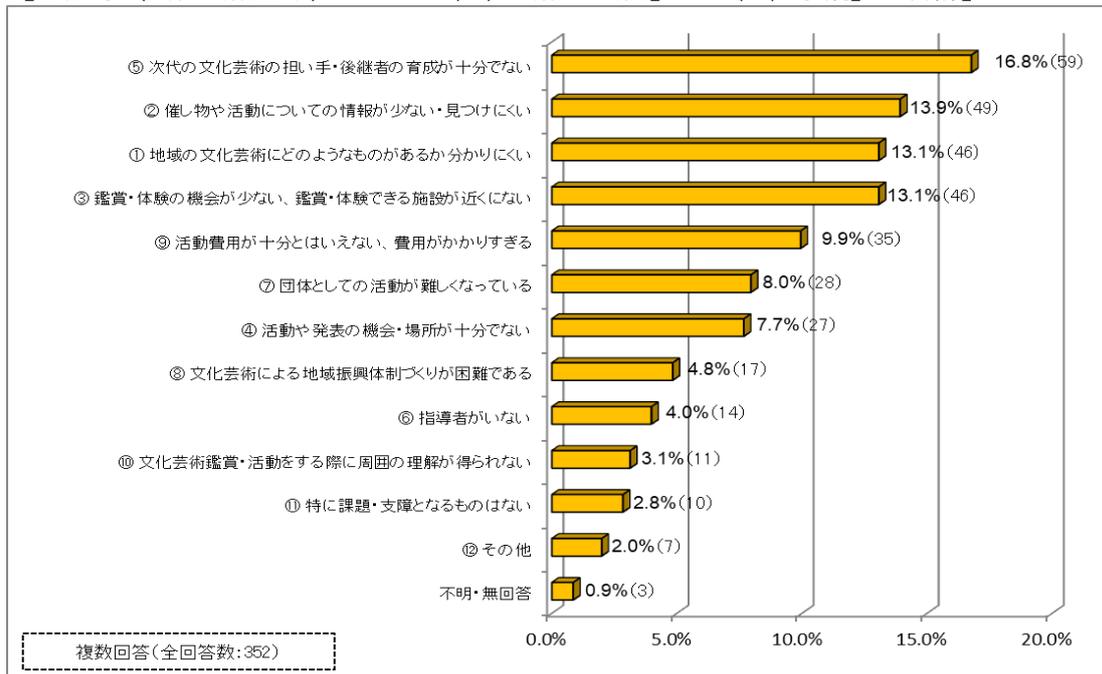
## (3) 伝統文化



(4) 景観

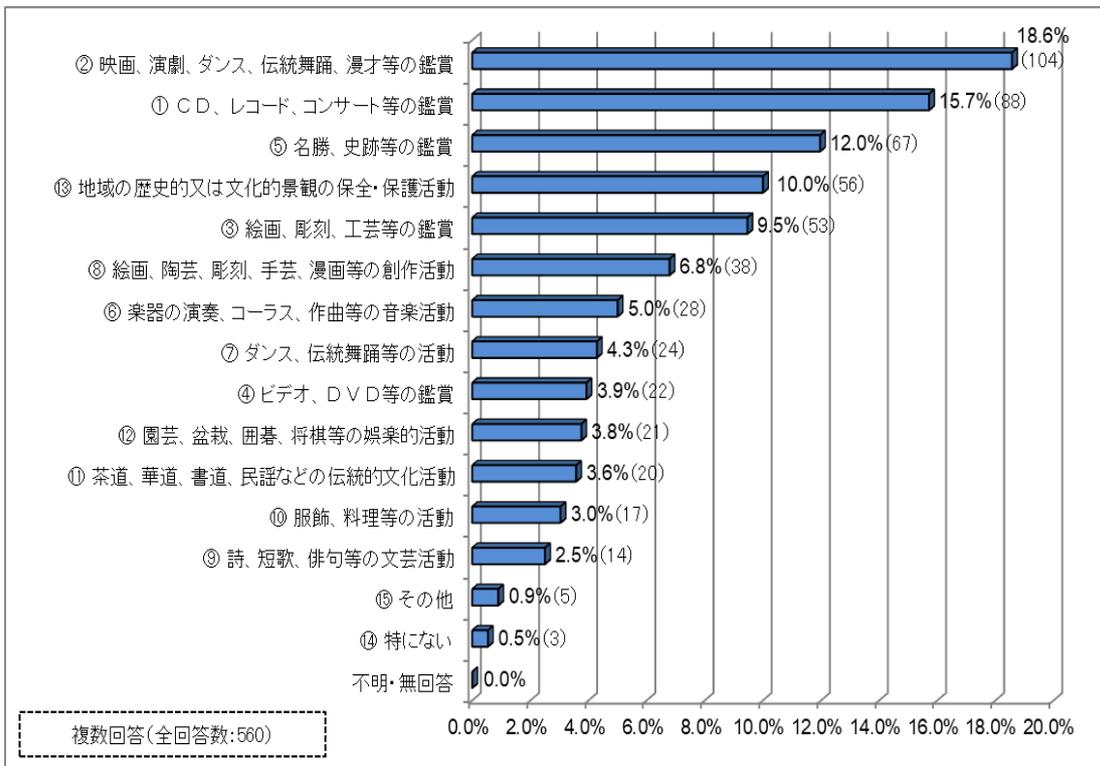


【全分野（文化芸術全般） ※「(1) 芸術・芸能」～「(4) 景観」の合計】



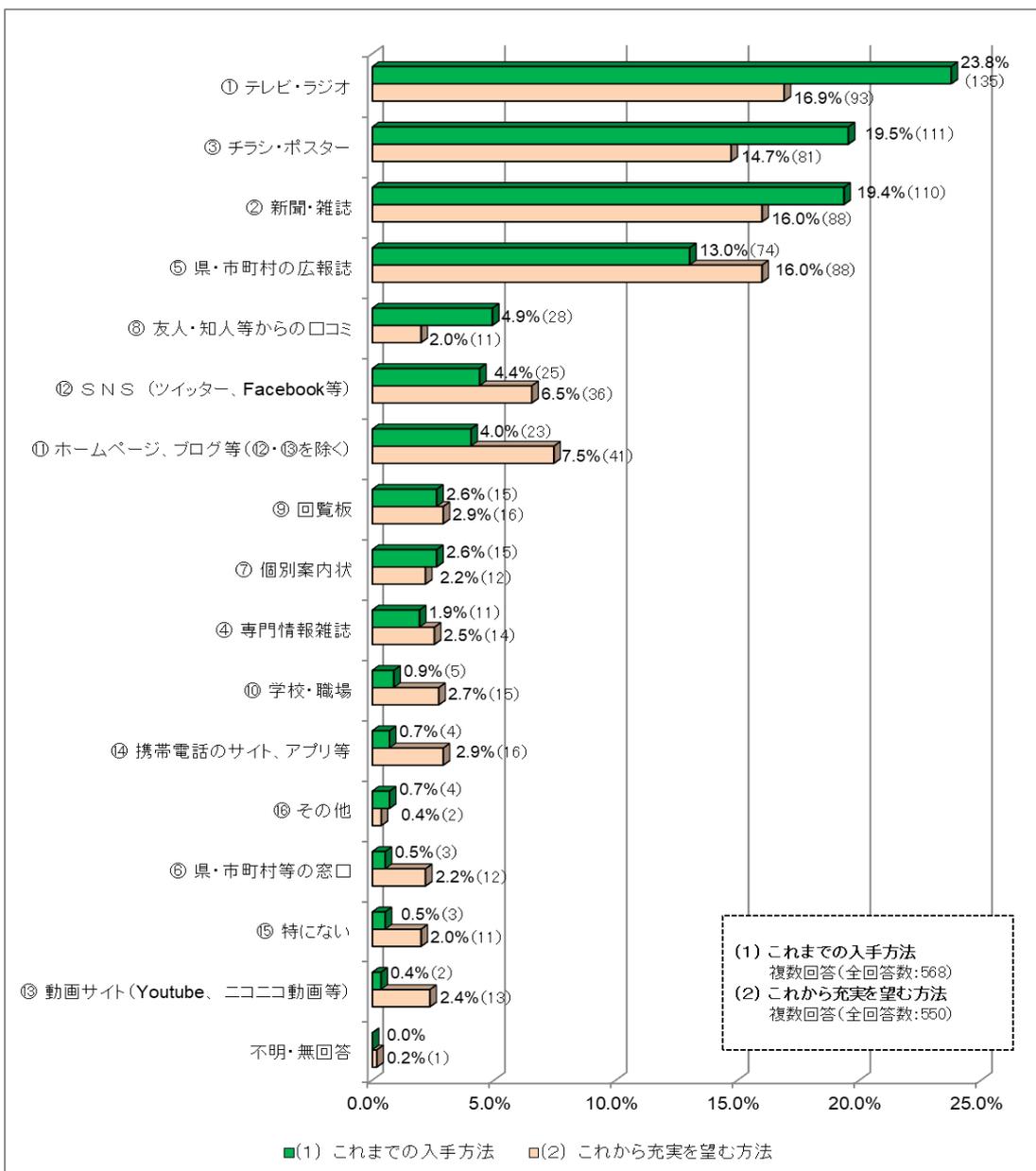
設問4 今後行ってみたい文化芸術鑑賞や文化芸術活動について（選択肢から3つまで選択）

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| ① CD、レコード、コンサート等の鑑賞     | ⑨ 詩、短歌、俳句等の文芸活動         |
| ② 映画、演劇、ダンス、伝統舞踊、漫才等の鑑賞 | ⑩ 服飾、料理等の活動             |
| ③ 絵画、彫刻、工芸等の鑑賞          | ⑪ 茶道、華道、書道、民謡などの伝統的文化活動 |
| ④ ビデオ、DVD等の鑑賞           | ⑫ 園芸、盆栽、囲碁、将棋等の娯楽的活動    |
| ⑤ 名勝、史跡等の鑑賞             | ⑬ 地域の歴史的又は文化的景観の保全・保護活動 |
| ⑥ 楽器の演奏、コーラス、作曲等の音楽活動   | ⑭ 特にない                  |
| ⑦ ダンス、伝統舞踊等の活動          | ⑮ その他                   |
| ⑧ 絵画、陶芸、彫刻、手芸、漫画等の創作活動  |                         |



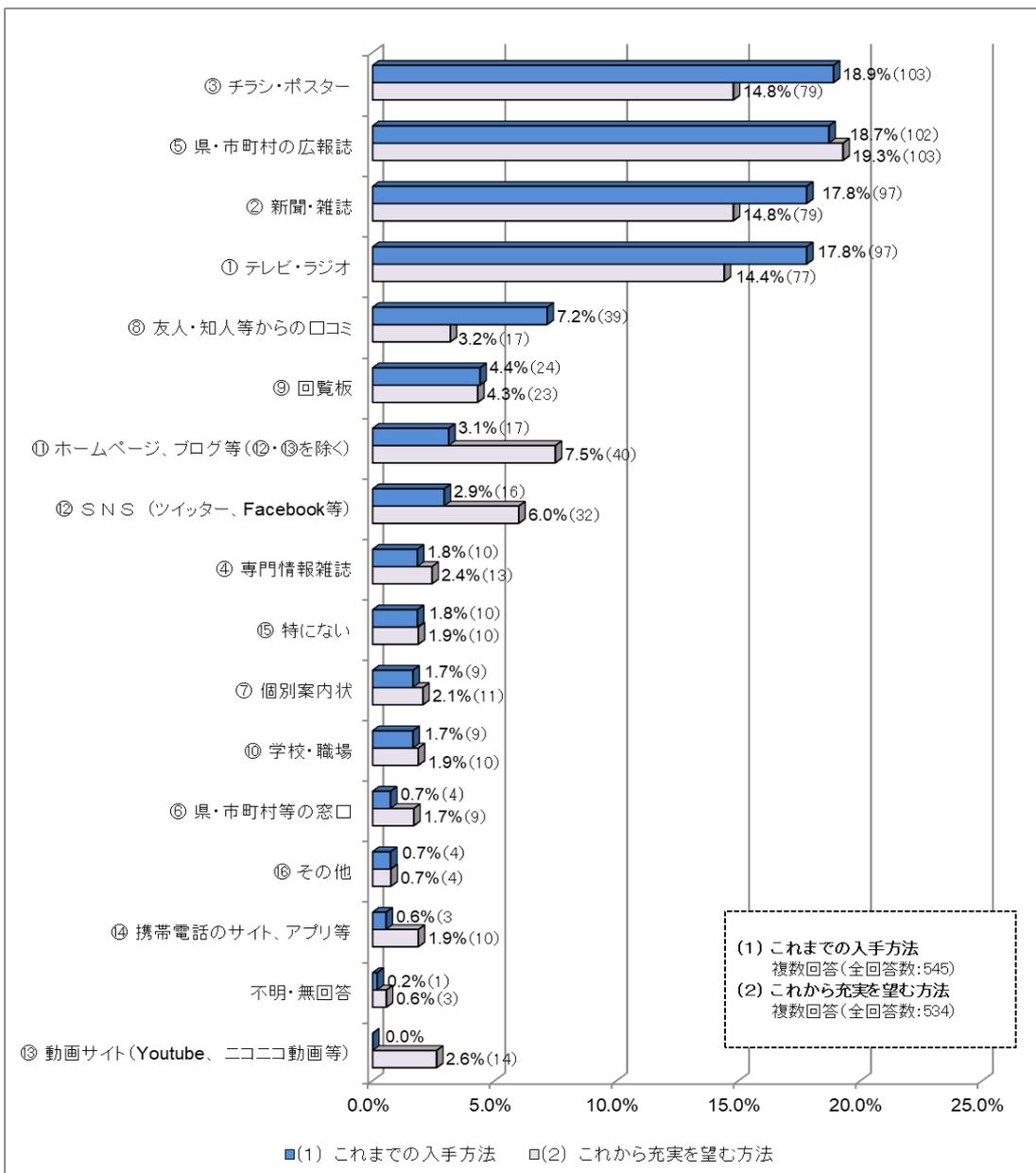
設問5 文化芸術鑑賞（例：コンサートホール・劇場・映画館・美術館・博物館等での公演や展示、各種芸術祭の公演などの鑑賞に関するもの）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（(1) これまでの入手方法 と (2) これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ① テレビ・ラジオ      | ⑨ 回覧板                    |
| ② 新聞・雑誌        | ⑩ 学校・職場                  |
| ③ チラシ・ポスター     | ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く）    |
| ④ 専門情報雑誌       | ⑫ SNS（ツイッター、Facebook等）   |
| ⑤ 県・市町村の広報誌    | ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等） |
| ⑥ 県・市町村等の窓口    | ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等          |
| ⑦ 個別案内状        | ⑮ 特にない                   |
| ⑧ 友人・知人等からの口コミ | ⑯ その他                    |



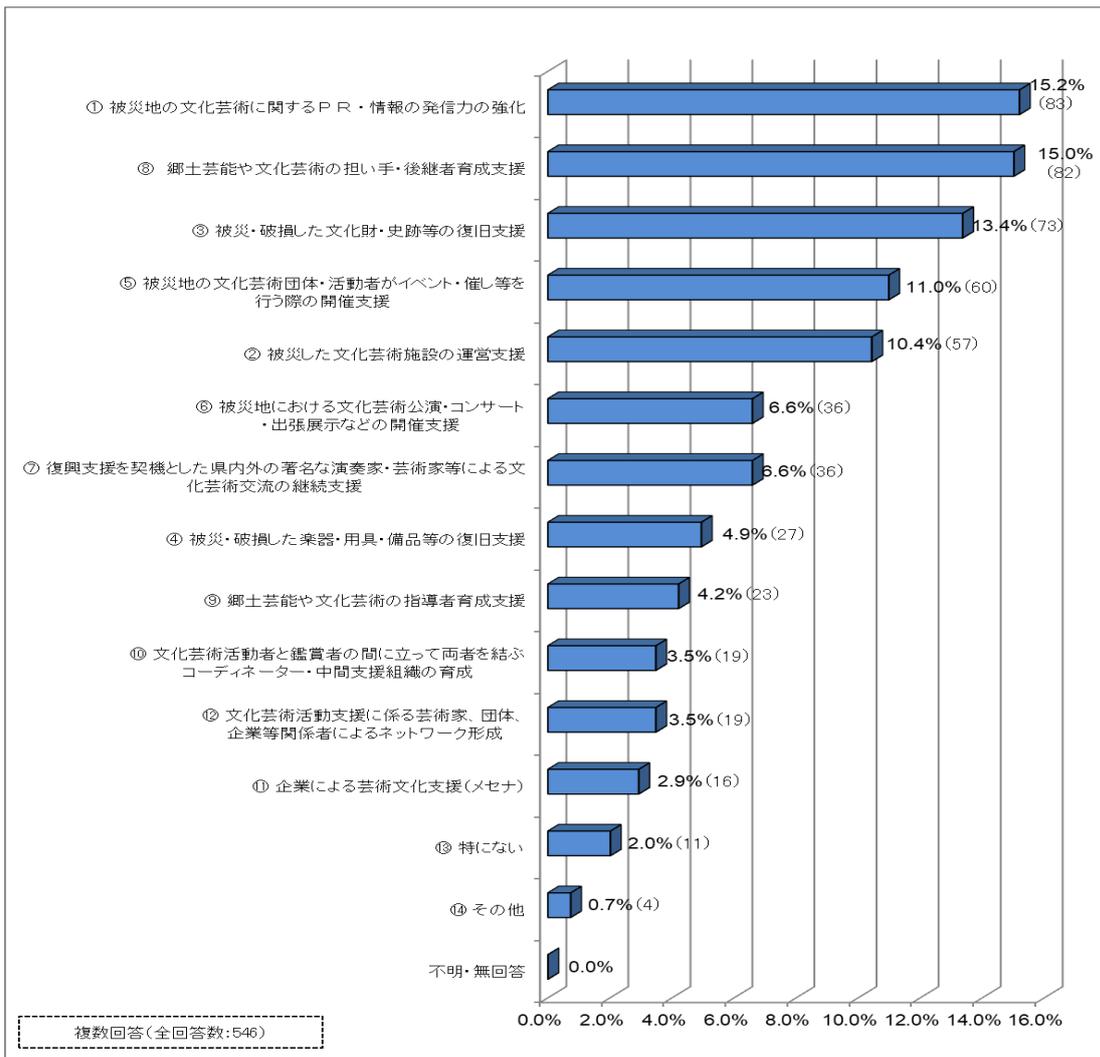
設問6 文化芸術活動への参加（例：文化芸術に係る習い事・創作活動・サークル等への参加、地域の芸能や祭りへの参加、文化財・景観等の保護活動への参加など）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（（1）これまでの入手方法と（2）これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ① テレビ・ラジオ      | ⑨ 回覧板                    |
| ② 新聞・雑誌        | ⑩ 学校・職場                  |
| ③ チラシ・ポスター     | ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く）    |
| ④ 専門情報雑誌       | ⑫ SNS（ツイッター、Facebook等）   |
| ⑤ 県・市町村の広報誌    | ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等） |
| ⑥ 県・市町村等の窓口    | ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等          |
| ⑦ 個別案内状        | ⑮ 特にない                   |
| ⑧ 友人・知人等からの口コミ | ⑯ その他                    |



設問7 平成23年3月の東日本大震災津波からの復興の先を見据えた被災地の文化芸術復興支援施策について、どのような取組が必要であると思いますか。(選択肢から3つまで選択)

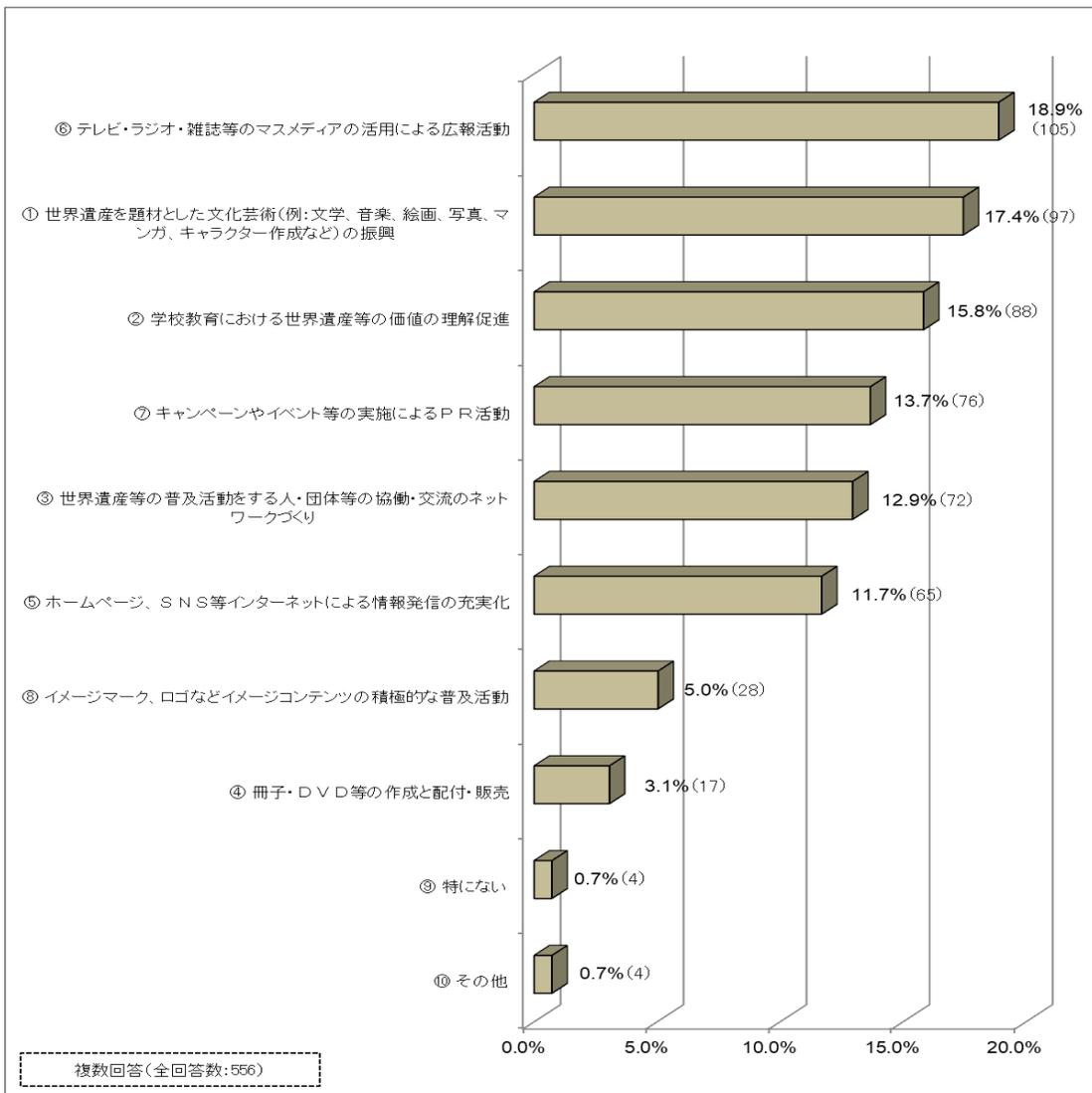
- ① 被災地の文化芸術に関するPR・情報の発信力の強化
- ② 復旧した文化芸術施設の運営支援
- ③ 被災・破損した文化財・史跡等の復旧支援
- ④ 被災・破損した楽器・用具・備品等の復旧支援
- ⑤ 被災地の文化芸術団体・活動者がイベント・催し等を行う際の開催支援
- ⑥ 被災地における文化芸術公演・コンサート・出張展示などの開催支援
- ⑦ 復興支援を契機とした県内外の著名な演奏家・芸術家等による文化芸術交流の継続支援
- ⑧ 郷土芸能や文化芸術の担い手・後継者育成支援
- ⑨ 郷土芸能や文化芸術の指導者育成支援
- ⑩ 文化芸術活動者と鑑賞者の間に立って両者を結ぶコーディネーター・中間支援組織の育成
- ⑪ 企業による芸術文化支援(メセナ)
- ⑫ 文化芸術活動支援に係る芸術家、団体、企業、行政等関係者によるネットワーク形成
- ⑬ 特になし
- ⑭ その他



設問8 平成23年に「平泉の文化遺産」、平成27年に「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」がユネスコの世界遺産に登録され、現在、「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録を目指した取組が進められています。

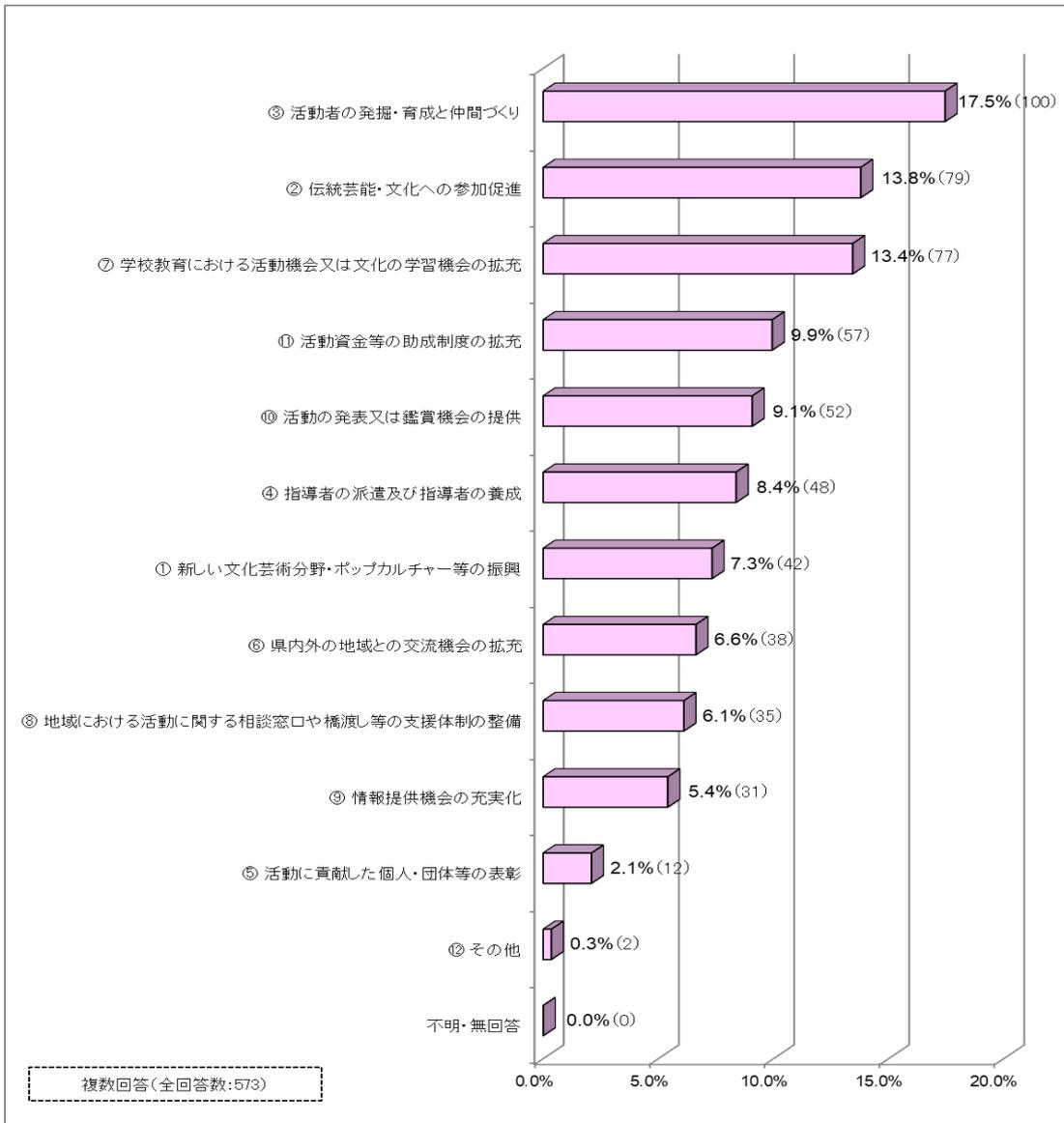
今後さらに岩手県の世界遺産等の魅力や情報を発信・普及していくためにはどのような取組が必要であると思いますか。（選択肢から3つまで選択）

- ① 世界遺産を題材とした文化芸術（例：文学、音楽、絵画、写真、マンガ、キャラクター作成など）の振興
- ② 学校教育における世界遺産等の価値の理解促進
- ③ 世界遺産等の普及活動をする人・団体等の協働・交流のネットワークづくり
- ④ 冊子・DVD等の作成と配付・販売
- ⑤ ホームページ、SNS等インターネットによる情報発信の充実化
- ⑥ テレビ・ラジオ・雑誌等のマスメディアの活用による広報活動
- ⑦ キャンペーンやイベント等の実施によるPR活動
- ⑧ イメージマーク、ロゴなどイメージコンテンツの積極的な普及活動
- ⑨ 特にない
- ⑩ その他



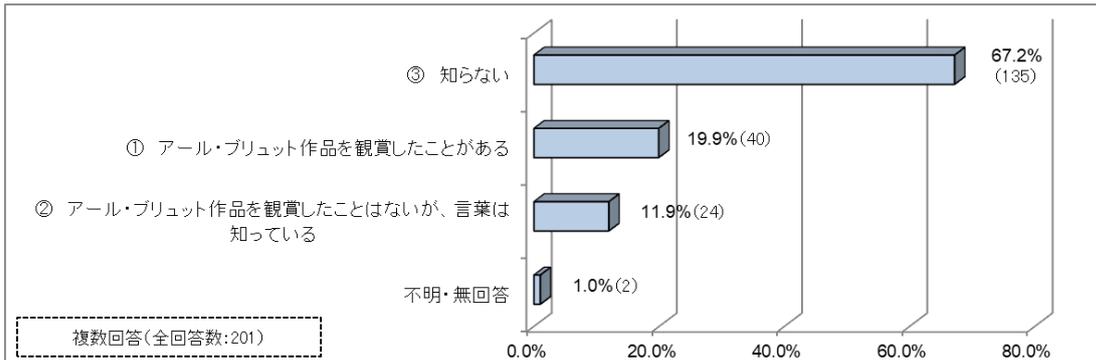
設問9 今後、若者がより積極的に文化芸術活動に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 新しい文化芸術分野・ポップカルチャー等の振興
- ② 伝統芸能・文化への参加促進
- ③ 活動者の発掘・育成と仲間づくり
- ④ 指導者の派遣及び指導者の養成
- ⑤ 活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ⑥ 県内外の地域との交流機会の拡充
- ⑦ 学校教育における活動機会又は文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における活動に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 情報提供機会の充実化
- ⑩ 活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑪ 活動資金等の助成制度の拡充
- ⑫ その他



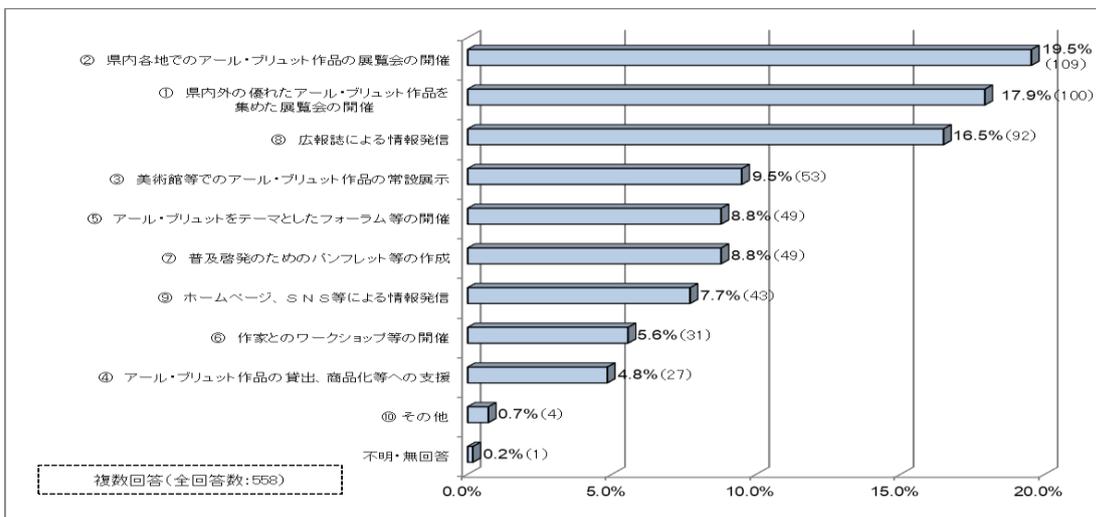
設問 10 伝統や流行・教育などに左右されず、自身の内側からわきあがる衝動のままに表現した芸術で、障がいのある人・子ども・素人芸術家らの作品を「アール・ブリュット」と言いますが、このアール・ブリュットのことを知っていますか。

- ① アール・ブリュット作品を観賞したことがある
- ② アール・ブリュット作品を観賞したことはないが、言葉は知っている
- ③ 知らない



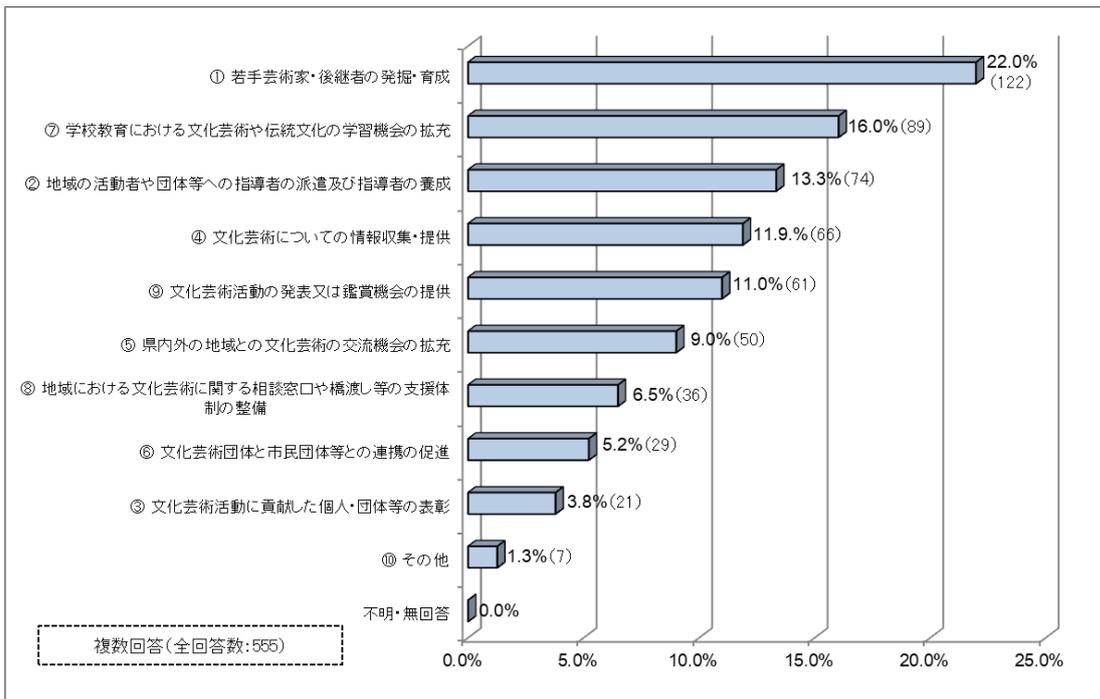
設問 11 岩手県では、アール・ブリュットを始めとした障がい者の文化芸術活動の推進に取り組んでいます。県民のアール・ブリュットへの関心を高めるためにはどのような方法が有効だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 県内外の優れたアール・ブリュット作品を集めた展覧会の開催
- ② 県内各地でのアール・ブリュット作品の展覧会の開催
- ③ 美術館等でのアール・ブリュット作品の常設展示
- ④ アール・ブリュット作品の貸出、商品化等への支援
- ⑤ アール・ブリュットをテーマとしたフォーラム等の開催
- ⑥ 作家とのワークショップ等の開催
- ⑦ 普及啓発のためのパンフレット等の作成
- ⑧ 広報誌による情報発信
- ⑨ ホームページ、SNS等による情報発信
- ⑩ その他



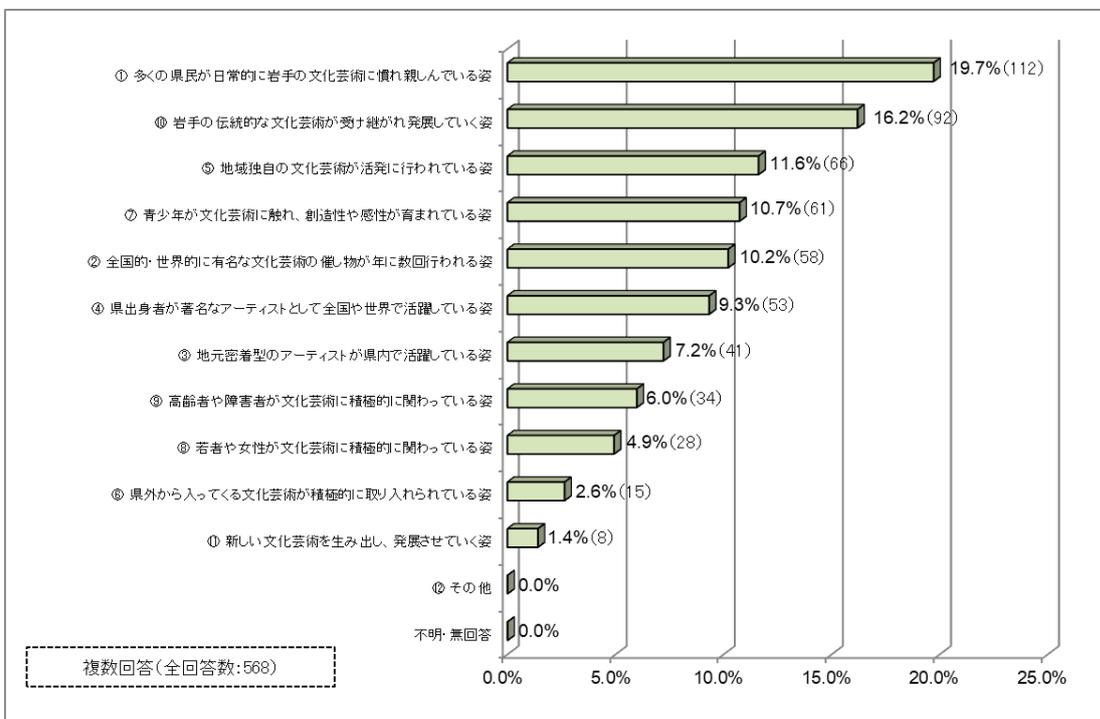
設問 12 文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 若手芸術家・後継者の発掘・育成
- ② 地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成
- ③ 文化芸術活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ④ 文化芸術についての情報収集・提供
- ⑤ 県内外の地域との文化芸術の交流機会の拡充
- ⑥ 文化芸術団体と市民団体等との連携の促進
- ⑦ 学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における文化芸術に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 文化芸術活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑩ その他



設問 13 岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなのだと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿
- ② 全国的・世界的に有名な文化芸術の催し物が年に数回行われている姿
- ③ 地元密着型のアーティストが県内で活躍している姿
- ④ 県出身者が著名なアーティストとして全国や世界で活躍している姿
- ⑤ 地域独自の文化芸術が活発に行われている姿
- ⑥ 県外から入ってくる文化芸術が積極的に取り入れられている姿
- ⑦ 青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿
- ⑧ 若者や女性が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑨ 高齢者や障がい者が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑩ 岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿
- ⑪ 新しい文化芸術を生み出し、発展させていく姿
- ⑫ その他



資料6 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿

(第6期：平成30年6月1日～令和2年5月31日)

職	氏名	所属・役職等
会長	佐々木 民夫	岩手県立大学名誉教授
副会長	菅野 洋樹 (令和元年6月26日まで)	公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長
	高橋 嘉行 (令和元年8月1日から)	
委員	飯森 千加	いわて県南アートプロジェクト代表
〃	板垣 崇志	社会福祉法人光林会るんびにい美術館 アートディレクター
〃	小田島 正明 (令和元年5月21日まで)	公益社団法人全国高等学校文化連盟会長 岩手県立盛岡第四高等学校校長
〃	五日市 健 (令和元年6月1日から)	
〃	上田 吹黄	一級建築士ちいろば設計
〃	木村 敦子	「てくり」編集人 アートディレクター
〃	熊谷 常正	岩手県文化財保護審議会委員 盛岡大学文学部教授
〃	齋藤 桃子	岩手町立石神の丘美術館主任学芸員
〃	坂田 裕一	特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター理事長
〃	柴田 和子	一般社団法人岩手県芸術文化協会会長
〃	田口 博子	日本弦楽指導者協会会員
〃	長坂 友太	戸呂町神楽保存会代表
〃	中嶋 奈津子	岩手県文化財保護審議会委員 佛教大学非常勤講師
〃	本村 健太	岩手大学人文社会科学部教授
〃	渡辺 靖	慶応義塾大学環境情報学部教授

※委員は五十音順に掲載

資料7 岩手県文化芸術振興審議会における審議経過

年月日	主な審議経過等	主な審議事項等
令和元年 6月18日	第26回岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興指針の改訂について 「次期岩手県文化芸術振興指針の基本的方向」について諮問。
7月10日 ～7月24日	希望郷いわてモニターアンケート 「文化芸術に関する意識調査」実施	岩手県の文化芸術に関する現状、課題等の抽出のためのアンケート調査を実施
9月5日	第27回岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興指針に基づく取組状況について 次期指針の骨子(案)について
9月11日 ～9月18日	市町村担当者等との意見交換会	県内6会場において、市町村や市町村芸術文化協会等と意見交換を実施
9月19日 ～9月20日	文化芸術団体等との意見交換会	文化芸術団体、障がい者芸術関係者等との意見交換を実施
11月19日	第28回岩手県文化芸術振興審議会	第3期岩手県文化芸術振興指針(素案)について
11月28日 ～12月27日	パブリック・コメント	第3期岩手県文化芸術振興指針(素案)へのパブリック・コメントを実施
令和2年 1月29日	第29回岩手県文化芸術振興審議会	第3期岩手県文化芸術振興指針(案)のとりまとめについて 第3期岩手県文化芸術振興指針を答申

## 資料8 指針策定に当たっての意見募集結果

本指針の策定に当たり、県民への周知を図るとともに、広く意見を聴き、策定の参考とするため、パブリック・コメント等により意見を募集しました。

### 1 実施期間

令和元年11月28日（木）から令和元年12月27日（金）まで

### 2 実施方法及び周知実績

- (1) 県ホームページへの資料等掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) 各市町村、文化芸術団体、関係機関等への通知
- (4) コーディネーター会議等での説明（県内3か所）
- (5) その他（いわての文化情報大事典 Facebook、Twitter での告知）

### 3 寄せられた意見の実績

内 容	意見数
I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1件
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	5件
III 基本的方向性	7件
IV 施策の具体的推進	52件
V 指針の推進	4件
その他	2件
合 計	71件

## 第3期岩手県文化芸術振興指針

---

岩手県

令和2年3月